

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年4月12日
【会計年度】	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日
【発行者の名称】	欧州評議会開発銀行 (Council of Europe Development Bank)
【代表者の役職氏名】	カルロ・モンティチェッリ (Carlo Monticelli) 総裁 (Governor)
【事務連絡者氏名】	弁護士 柴田 弘典 同 甲 立 亮 同 山 岡 知 葉 同 下 田 真 央
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1120
【縦覧に供する場所】	該当なし

第 1 【募集（売出）債券の状況】

該当事項なし

第 2 【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

該当事項なし

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

注(1) 会計年度中、取引は各取引で用いられた通貨で記載されている。欧州評議会開発銀行(以下「当行」又は「CEB」という。)の勘定は2023年12月31日現在の以下の為替レートに基づき、ユーロで作成されている。

略称	通貨	通貨対ユーロ*	略称	通貨	通貨対ユーロ*
ALL	アルバニア・レク	103.40	HRK	クロアチア・クーナ	7.5365
AUD	オーストラリア・ドル	1.6263	HUF	ハンガリー・フォリント	382.80
BRL	ブラジル・レアル	5.3618	JPY	日本円	156.33
CAD	カナダ・ドル	1.4642	NOK	ノルウェー・クローネ	11.2405
CHF	スイス・フラン	0.926	NZD	ニュージーランド・ドル	1.7483
CNY	中国人民元	7.8509	PLN	ポーランド・ズローティー	4.3395
CZK	チェコ・コルナ	24.724	SEK	スウェーデン・クローナ	11.096
DKK	デンマーク・クローネ	7.4529	TRY	トルコ・リラ	32.6531
GBP	英ポンド	0.86905	USD	米ドル	1.105
HKD	香港ドル	8.6314			

* 表中の数字は四捨五入されている。

(2) 当行の会計年度は暦年である。

(3) 本書に記載の表中の数値が四捨五入されている場合、合計は数値の総和とは必ずしも一致しない。

(1)【設立】

a. 設立の根拠、設立年月日及び沿革

当行は、1956年4月16日の欧州評議会閣僚委員会によって設立された。当初、当行の主な目的は第二次世界大戦直後における欧州諸国へ又は欧州諸国間で移住した難民の再定住化に関する社会プログラムに融資を行うことであった。当行はその後、その活動の範囲を、自然災害又は生態学的災害の被災者への援助の提供及び欧州の社会的統合の強化に直接貢献するその他の社会的目標の支援へと拡大してきた。かかるその他の社会的目標には現在、教育及び職業訓練、衛生、公共住宅、中小零細企業(MSME)における雇用、都市及び地方の生活水準の改善、環境保護、歴史的及び文化的な遺産の保存並びに行政及び司法による公共サービスのインフラストラクチャーの分野が含まれる。

当行の活動期間は限定されていない。

当行はフランス共和国ストラスブルグ市67075に所在し、事業活動の本部はフランス共和国 パリ市75116 クレペール通り55番に所在する。

b. 目的

1956年4月16日の欧州評議会閣僚委員会の決議によって採択された定款(その後の改正を含む。以下「定款」という。)によれば、当行の主たる目的は、貸付又は債務の保証を行うことにより、欧州における社会的統合を推進することである(詳細については、定款第2条を参照のこと。)

当行は、その目的に一致した運用を条件として、定款の授権に基づき資金を借り入れ、拠出金を受け入れることができる。

c. 加盟

定款により下記の者(以下「加盟国」という。)が当行に加盟することができる。

- (i) 欧州評議会の全ての加盟国
- (ii) 当行の理事会が承認したその他の欧州の国
- (iii) 当行の理事会が承認した欧州に重点を置いている国際機関

定款を受諾し、それぞれ額面1,000ユーロで当行より発行される参加証書を引き受けることにより加盟国となる。

当行の加盟国は、当行の義務に対して責任を負わない。

当行の加盟国は全て、当行の理事会が設定する条件の下に、当該暦年終了の6ヶ月前に通知をなすことによって、当行から脱退することができる。

2023年12月31日現在、当行の加盟国は43ヶ国である。

現在の加盟国は以下のとおりである。

アルバニア	リヒテンシュタイン
アンドラ	リトアニア
ベルギー	ルクセンブルク
ボスニア・ヘルツェゴビナ	マルタ
ブルガリア	モルドバ共和国
クロアチア	モンテネグロ
キプロス	オランダ
チェコ共和国	北マケドニア
デンマーク	ノルウェー
エストニア	ポーランド
フィンランド	ポルトガル
フランス	ルーマニア
ジョージア	サンマリノ
ドイツ	セルビア
ギリシャ	スロバキア共和国
バチカン	スロベニア
ハンガリー	スペイン
アイスランド	スウェーデン
アイルランド	スイス
イタリア	トルコ
コソボ	ウクライナ
ラトビア	

d. 法的地位並びに特権及び免責

i 法的地位

当行は、欧州評議会に付属し、その最高権威の下で運営される。欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定に係る1959年3月6日付第三議定書(以下「第三議定書」という。)によって、当行は法人格を有し、特に以下の事項を行う能力を有する。

- (a) 契約の締結
- (b) 不動産及び動産の取得及び処分
- (c) 訴訟の提起
- (d) 当行の法定の目的に関わる取引の遂行

当行の運営、行為及び契約は、第三議定書、定款及び定款に基づき制定された諸規則により規律される。さらに、一定の場合には国家の法令が適用されうる。但し、それは当行が当該法令の適用に明示的に同意し、かつ、当該法令が第三議定書及び定款に抵触しない範囲に限られる。

第三議定書に基づき、当行は、当行が被告である場合、加盟国又は当行が貸付契約を締結し、若しくは債務保証をした国の裁判管轄に服する。

ii 特権及び免責

第三議定書に基づき、当行は、特に加盟国内で下記の特権及び免責を享受する。

- (a) 法令上の一般的救済方法によって争うことのできない強制執行可能な判決が当行に対して送達される前における、当行の財産及び資産に対するあらゆる形式の没収、差押え又は強制執行からの免除。
- (b) 行政措置又は立法措置による当行の財産及び資産に対する搜索、徴用、没収、収用又はその他あらゆる形式の差押えからの免除。
- (c) 当行の財産及び資産に対するあらゆる性質の制限、規制、支配及び支払停止の免除。
- (d) 通貨の種類を問わず、通貨を保有し、口座を管理し、通貨を交換する権利、並びに送金先の国及び送金元の国を問わず、その資金をあらゆる国内外に自由に送金する権利。
- (e) 全ての直接税及び一定の間接税からの免除。

e. 本邦との関係

なし。

(2) 【資本構成】

定款に基づき、下記の者が当行の加盟国となることができる。

- a. 欧州評議会の全ての加盟国
- b. 当行の理事会が承認した欧州評議会の加盟国でないその他の欧州の国
- c. 当行の理事会が承認した欧州に重点を置いている国際機関

定款を受諾し、当行より発行される参加証書を引き受けることにより加盟国となる。参加証書はそれぞれ額面1,000ユーロで発行される。当行の各加盟国はそれぞれ保有する参加証書1通につき1票の投票権を有する。

2023年12月31日現在引受済資本金

(単位：千ユーロ)

加盟国	引受済資本金	未払込資本金	払込請求済資本金	引受済資本金割合
フランス	915,770	814,114	101,656	16.414%
ドイツ	915,770	814,114	101,656	16.414%
イタリア	915,770	814,114	101,656	16.414%
スペイン	597,257	530,958	66,299	10.705%
トルコ	388,299	345,197	43,102	6.960%
オランダ	198,813	176,743	22,070	3.564%
ベルギー	164,321	146,083	18,238	2.945%
ギリシャ	164,321	146,083	18,238	2.945%
ポルトガル	139,172	123,724	15,448	2.495%
スウェーデン	139,172	123,724	15,448	2.495%
ポーランド	128,260	114,023	14,237	2.299%
ウクライナ	101,902	90,591	11,311	1.827%
デンマーク	89,667	79,712	9,955	1.607%
フィンランド	69,786	62,039	7,747	1.251%
ノルウェー	69,786	62,039	7,747	1.251%
ブルガリア	62,459	55,526	6,933	1.120%
ルーマニア	59,914	53,264	6,650	1.074%
スイス	53,824	43,229	10,595	0.965%
アイルランド	48,310	42,948	5,362	0.866%
ハンガリー	44,788	39,816	4,972	0.803%
チェコ共和国	43,037	38,260	4,777	0.771%
ルクセンブルク	34,734	30,878	3,856	0.623%
セルビア	25,841	22,973	2,868	0.463%
クロアチア	21,376	19,003	2,373	0.383%
キプロス	19,882	17,676	2,206	0.356%
スロバキア共和国	18,959	16,854	2,105	0.340%
アルバニア	13,385	11,899	1,486	0.240%
ラトビア	12,808	11,387	1,421	0.230%
エストニア	12,723	11,311	1,412	0.228%
北マケドニア	12,723	11,311	1,412	0.228%
リトアニア	12,588	11,191	1,397	0.226%
スロベニア	12,295	10,930	1,365	0.220%
アイスランド	10,144	9,018	1,126	0.182%
マルタ	10,144	9,018	1,126	0.182%
ジョージア	9,876	8,780	1,096	0.177%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	9,689	8,614	1,075	0.174%
モンテネグロ	6,584	5,853	731	0.118%
コソボ	6,559	5,831	728	0.118%
モルドバ共和国	5,488	4,878	610	0.098%
アンドラ	4,925	4,378	547	0.088%
サンマリノ	4,867	4,206	661	0.087%
リヒテンシュタイン	2,921	2,374	547	0.052%
バチカン	137	107	30	0.002%
2023年合計	5,579,046	4,954,771	624,275	100.000%
2022年合計	5,477,144	4,864,180	612,964	

(3) 【組織】

CEBは、多国間開発銀行であり、以下の4つの機関により監督されている。

- ・ 理事会
- ・ 管理委員会
- ・ 総裁
- ・ 監査委員会

理事会及び管理委員会が開催する年次の合同会議では、当行の戦略上及び方針上の優先事項について議論される。当該合同会議は、当行の加盟国のうちいずれか1ヶ国で開催されるのが通常となっており、2023年はギリシャで開催された(「(4)業務の概況 j. ガバナンス i 合同会議：ギリシャで開催された第56回年次合同会議にウクライナが参加」を参照のこと。)。

a. 理事会

理事会は、CEBの4つの統治機関の最高機関である。理事会は、当行の活動に関する全般的な方向性について設定し、当行の加盟国となるための条件を決定し、増資の決定を行い、年次報告書、計算書類及び当行の一般貸借対照表の承認を行っている。理事会は、議長及び43の加盟国からの各1名の代表者によって構成される。理事会は、理事会及び管理委員会の議長の両方を選任し、総裁、副総裁及び監査委員会の委員の任命を行う。

議長：ハリー・アレックス・ラズ(Harry Alex RUSZ)(ハンガリー)

b. 管理委員会

管理委員会は、運営方針についての立案及び監督並びに当行の加盟国政府によって提出された投資事業の承認を含む、理事会に委譲された権限を行使する。また、同委員会は、当行の運営予算に関する投票を行う。管理委員会は、議長及び各加盟国の1名の代表者によって構成される。

議長：ヴィオレッタ・バルヴィッカーロフトハウス(Wioletta BARWICKA-LOFTHOUSE)(ポーランド)

c. 総裁

総裁は、当行の法定代理人であり、当行の運營業務の責任者として、管理委員会の指示に基づき日々の業務を行う。総裁は、当行に提出された融資依頼についての技術的、財務的側面に関する審査を行い、管理委員会にこれらの照会を行う。当行と欧州評議会との緊密な関係の一環として、総裁は閣僚委員会及び欧州議会(PACE)を含む法定機関と定期的に意見交換を行う。

総裁：カルロ・モンティチェッリ(Carlo MONTICELLI)(イタリア)

総裁は、トマス・ボーチェック(Tomáš BOČEK)(チェコ共和国)(対象グループ諸国担当)、サンドリーヌ・ゴードン(Sandrine GAUDIN)(フランス)(財務戦略担当)及びヨハネス・M・ベーマー(Johannes M. BÖHMER)(ドイツ)(社会開発戦略担当)の3名の副総裁によって補佐されている。

d. 監査委員会

監査委員会は、外部監査人によってCEBの年次決算書が審査された後、その正確性について検証を行う。同委員会は、ルシア・カシアロヴァ(Lucia KAŠIAROVÁ)(スロバキア共和国)、バルボラ・ヤニツコバ(Barbora JANÍČKOVÁ)(チェコ共和国)、ファトス・ベクジャ(FatosBEQJA)(アルバニア)、ナータ・ラスマネ(Nata LASMANE)(ラトビア)(特別顧問)の、理事会によって任命された3名のメンバー及び特別顧問で構成されている。

CEBの理事、管理及び統制組織は、欧州評議会開発銀行の部分協定の事務局員によって補佐される。

部分協定の事務総長：クリスチアース・シメック(Christiane SCHIMECK)

組織の事務総長：シクスト・モリーナ(Sixto MOLINA)

a. 理事会

理事会は、理事会自体によって選出される議長及び各加盟国によって任命される代表者各1名により構成される。本書の日付現在(特段の記載がある場合を除き)の構成員は以下のとおりである。

ハリー・アレックス・ラズ(ハンガリー) 特命全権大使、欧州評議会ハンガリー常任代表、在ストラスブルグ	議長
ギルバート・ジェロニモ(Gilberto JERÓNIMO)(ポルトガル) 特命全権大使、欧州評議会ポルトガル常任代表、在ストラスブルグ	副議長
ダスティッド・コレシ(Dastid KORESHI) 特命全権大使、欧州評議会アルバニア常任代表、在ストラスブルグ	アルバニア
ジョーン・フォーナー・ロヴィラ(Joan FORNER ROVIRA) 特命全権大使、欧州評議会アンドラ常任代表、在ストラスブルグ	アンドラ
ジャンーセドリック・ジャネセンス・デ・ビストーヴェン(Jean-Cedric JANSSENS DE BISTHOVEN) 特命全権大使、欧州評議会ベルギー常任代表、在ストラスブルグ	ベルギー
ハリス・バシッチ(Haris BAŠIĆ) 特命全権大使、欧州評議会ボスニア・ヘルツェゴビナ常任代表、在ストラスブルグ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
マリア・スパソヴァ(Maria SPASSOVA) 大使、欧州評議会ブルガリア常任代表、在ストラスブルグ	ブルガリア
トマ・ガリ(Toma GALLI) 特命全権大使、欧州評議会クロアチア常任代表、在ストラスブルグ	クロアチア
ディミトリ・ハジアージロー(Dimitris HATZIARGYROU) 特命全権大使、欧州評議会キプロス常任代表、在ストラスブルグ	キプロス
ペトル・パヴェレク(Petr VÁLEK) 特命全権大使、欧州評議会チェコ共和国常任代表、在ストラスブルグ	チェコ共和国
イェンス・キスリング(Jens KISLING) 特命全権大使、欧州評議会デンマーク常任代表、在ストラスブルグ	デンマーク
ラスムス・ルミ(Rasmus LUMI) 特命全権大使、欧州評議会エストニア常任代表、在ストラスブルグ	エストニア
シニ・パウクウネン-ミッケネン(Sini PAUKKUNEN-MYKKÄNEN) 特命全権大使、欧州評議会フィンランド常任代表、在ストラスブルグ	フィンランド
パップ・エンディアイエ(Pap NDIAYE) 大使、欧州評議会フランス常任代表、在ストラスブルグ	フランス
タマール・タリアシュヴィリ(Tamar TALIASHVIL) 大使、欧州評議会ジョージア常任代表、在ストラスブルグ	ジョージア
ハイケ・ティーレ(Heike THIELE) 特命全権大使、欧州評議会ドイツ常任代表、在ストラスブルグ	ドイツ
パナイオティス・ベグリティス(Panayiotis BEGLITIS) 特命全権大使、欧州評議会ギリシャ常任代表、在ストラスブルグ	ギリシャ
マルコ・ガンシ(Marco GANCI) 特使、欧州評議会バチカン常任オブザーバー、在ストラスブルグ	バチカン
任命保留中	ハンガリー
ラグンヒルダー・アーンジョツドティー(Ragnhildur ARNLJÓTSDÓTTIR) 大使、欧州評議会アイスランド常任代表、在ストラスブルグ	アイスランド

カトリーナ・ドイル(Caitríona DOYLE) 特命全権大使、欧州評議会アイルランド常任代表、在ストラスブルグ	アイルランド
ロベルト・マルティーニ(Roberto MARTINI) 大使、欧州評議会イタリア常任代表、在ストラスブルグ	イタリア
ルルジム・ヒセニ(Lulzim HISENI) コソボ総領事館総領事、在ストラスブルグ	コソボ
ジャニス・カークリンス(Jānis KĀRKLIŅŠ) 特命全権大使、欧州評議会ラトビア常任代表、在ストラスブルグ	ラトビア
ドメニク・ワンガー(Domenik WANGER) 特命全権大使、欧州評議会リヒテンシュタイン常任代表、在ストラスブルグ	リヒテンシュタイン
アンドリアス・クリバス(Andrius KRIVAS) 特命全権大使、欧州評議会リトアニア常任代表、在ストラスブルグ	リトアニア
パトリック・インゲルバーグ(Patrick ENGELBERG) 特命全権大使、欧州評議会ルクセンブルク常任代表、在ストラスブルグ	ルクセンブルク
フランセスカ・カミレーリ・ベッティガー(Francesca CAMILLERI VETTIGER) 大使、欧州評議会マルタ常任代表、在ストラスブルグ	マルタ
ダニエラ・クジュベ(Daniela CUJBĂ) 特命全権大使、欧州評議会モルドバ共和国常任代表、在ストラスブルグ	モルドバ共和国
ボジダルカ・クルニチ(Božidarka KRUNIĆ) 特命全権大使、欧州評議会モンテネグロ常任代表、在ストラスブルグ	モンテネグロ
ターニャ・ゴングリップ(Tanja GONGGRIJP) 特命全権大使、欧州評議会オランダ常任代表、在ストラスブルグ	オランダ
スヴェトラナ・ゲレヴァ(Svetlana GELEVA) 特命全権大使、欧州評議会北マケドニア常任代表、在ストラスブルグ	北マケドニア
ヘルゲ・セランド(Helge SELAND) 特命全権大使、欧州評議会ノルウェー常任代表、在ストラスブルグ	ノルウェー
ジャージー・バウルスキ(Jerzy BAURSKI) 特命全権大使、欧州評議会ポーランド常任代表、在ストラスブルグ	ポーランド
ギルバート・ジェロニモ 特命全権大使、欧州評議会ポルトガル常任代表、在ストラスブルグ	ポルトガル
イオン・ジンガ(Ion JINGA) 特命全権大使、欧州評議会ルーマニア常任代表、在ストラスブルグ	ルーマニア
エロス・ギャスペロニ(Eros GASPERONI) 特命全権大使、欧州評議会サンマリノ共和国常任代表、在ストラスブルグ	サンマリノ
スザナ・グルビェシッチ(Suzana GRUBJEŠIĆ) 特命全権大使、欧州評議会セルビア常任代表、在ストラスブルグ	セルビア
オクサナ・トモヴェ(Oksana TOMOVÁ) 特命全権大使、欧州評議会スロバキア共和国常任代表、在ストラスブルグ	スロバキア共和国
ベルタ・ムラク(Berta MRAK) 特命全権大使、欧州評議会スロベニア常任代表、在ストラスブルグ	スロベニア
フアン・イグナチオ・モロ(Juan Ignacio MORRO) 特命全権大使、欧州評議会スペイン常任代表、在ストラスブルグ	スペイン
任命保留中	スウェーデン
クロード・ワイルド(Claude WILD) 大使、欧州評議会スイス常任代表、在ストラスブルグ	スイス
ヌルダン・バイラクタル・ゴールドー(Nurdan BAYRAKTAR GOLDER) 特命全権大使、欧州評議会トルコ常任代表、在ストラスブルグ	トルコ
任命保留中	ウクライナ

理事会の構成

理事会は議長及び各加盟国によって任命される代表者各1名により構成される。各加盟国は、各々代表者代行1名を任命することができる。欧州評議会の事務総長は、会議に参加し、又は代理人を出席させることができる。

理事会は当行の最高機関である。定款に定められた目的を変更する権利を除いて、理事会は当行に関するあらゆる権限を有する。

理事会の権限

i 理事会は以下の事項を行う。

- (a) 欧州評議会の加盟国が当行の加盟国になるための条件を決定する。
- (b) 欧州評議会の加盟国でない欧州の国及び欧州に重点を置いている国際機関が当行の加盟国になることを承認し、かかる承認の条件を決定し、かかる加盟国の引き受ける参加証書の数を決する。
- (c) 定款に添付の表に記載されている加盟国間の資本の配分の調整を行う。
- (d) 資本を増減し、払い込まれる引受済資本の割合及び払込期日を定める。
- (e) 定款に定められた目的の遵守を確保する。
当行の年次報告書、計算書類及びその他の財務書類を承認する。
機関の活動に関する一般ガイドラインを定める。
- (f) 当行の運営を停止若しくは終了させ、又は清算時にその資産を分配する。
- (g) 加盟国の資格を停止させる。
- (h) 定款を変更する(但し、定められた目的の変更を除く。)。
- (i) 定款を解釈し、定款の解釈又は適用に関わる決定に対する異議申立てに対する判断を下す。
- (j) 他の国際機関との協力に関する一般協定の締結を承認する。
- (k) 理事会の議長及び管理委員会の委員長を選任する。
- (l) 総裁を任命し、総裁の提案に基づき、必要に応じて1人以上の副総裁(その内の1人が総裁の不在時には総裁を代行する。)を任命し、それらを解任し、又は辞任の承認を行う。
- (m) 監査委員会の委員を任命する。
- (n) 外部監査人を任命し、在任期間を定める。
- (o) 手続規定を定める。
- (p) 定款で明示的に理事会に付与されたその他の権限を行使する。

ii 理事会は、管理委員会の提案に基づき上記(d)及び(f)に関する決定をなし、上記(c)、(m)及び(n)については、管理委員会の意見を聴取した後に決定をなす。管理委員会は、財務上の影響を及ぼすその他全ての決定に対して意見を表明する。

iii 上記 i に定められた権限以外の全ての権限は管理委員会に委譲される。

定款により管理委員会に委譲された権限は、例外的な場合かつ特定の期間のみ、理事会が再び保有できる。

iv 理事会は年に1度開催される。理事会は、必要に応じて追加的に開催することができる。

v 理事会は、必要に応じて、国際機関の代表者、又はその他の利害関係者を招待し、その手続に参加させることができる。但し、投票権は与えない。

投票及び決議

i 会議における理事会の決議は、加盟国の代表者の3分の2が出席した場合にのみ有効となる。

決議は投票により行われる。賛成票及び反対票のみが多数決の判定に関し有効となる。

ii 会議間において、書面により決議することができる。

- iii 当行の各加盟国は、保有する参加証書1通につき、1票の投票権を有する。
- iv 払込期限が到来した資本金の一部を期限に払い込まない加盟国は、かかる未払が継続する限り、その期限の到来した未払金額に関して投票権を行使できないものとする。
- v 決議は、賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の3分の2以上の多数をもってなされるものとする。
- vi 以下の事項は、賛成又は反対の票を投じた加盟国の4分の3以上及び投票数の4分の3以上の多数をもって決議される。
 - (a) 上記「理事会の権限」iiiに規定される決議
 - (b) 新規加盟国の加盟に起因しない、上記「理事会の権限」i(c)に従い承認される定款に添付されている配分表の調整
- vii 上記「理事会の権限」i(f)及び(h)に記載されている決議は、投票した加盟国の満場一致により採択される。

b. 管理委員会

管理委員会は、理事会が任命する委員長及び当行の各加盟国の代表者各1名により構成される。本書の日付現在(特段の記載がある場合を除き)の構成員は以下のとおりである。

ヴィオレッタ・バルヴィッカーロフトハウス(ポーランド) 元欧州復興開発銀行常務取締役(ポーランド、ブルガリア及びアルバニア担当)、 在ロンドン	委員長
アルセーヌ・ジャコビー(Arsène JACOBY)(ルクセンブルク) 財務省多国間事業、開発及びコンプライアンス部部長、在ルクセンブルク	副委員長
アデラ・シェマリ(Adela XHEMALI) 財政経済省大臣代理、在ティラナ	アルバニア
ノエリア・スーク・カルダート(Nöelia SOUQUE CALDATO) 財務省国際金融部門事務次官、在アンドラ・ラ・ヴェラ	アンドラ
ロナルド・デ・スワート(Ronald DE SWERT) ジェネラルカウンセル、連邦財務局財務省国際及び欧州金融業務部長、在ブリュッセル	ベルギー
デヤン・ミケレヴィッチ(Dejan MIKEREVIĆ) パニャ・ルカ大学経済学部常勤教授、在パニャ・ルカ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ゲルガナ・ベレムシュカ(Gergana BEREMSKA) 財務省国際金融機関及び協力理事局局長、在ソフィア	ブルガリア
スティペ・ズパン(Stipe ŽUPAN) 財務省事務次官、在ザグレブ	クロアチア
アヴジ・クリソストモウ・ラパチオティス(Avgi CHRYSOSTOMOU-LAPATHIOTIS) 財務省金融サービス局局長、在ニコシア	キプロス
ペトル・パヴェレク(Petr PAVELEK) 財務省負債及び金融資産管理部部長、在プラハ	チェコ共和国
スティーン・リュ・ラーセン(Steen Ryd LARSEN) 財務省顧問、在コペンハーゲン	デンマーク
リーナ・ライゴ(Riina LAIGO) 財務省EU及び国際部門顧問、在タリン	エストニア
アルト・エノ(Arto ENO) 財務省国際金融業務財務顧問、在ヘルシンキ	フィンランド
マチュー・フィリポット(Matthieu PHILIPPOT) 経済財務復興省財務部二国間欧州関係及びEU金融機関ユニット部長、在パリ	フランス

エカテリン・ガンツァドゼ(Ekaterine GUNTSADZE) 財務省大臣代理、在トビリシ	ジョージア
マルクス・ホーマン(Markus HÖRMANN) 財務省部門(VII D 2)部長、在ベルリン	ドイツ
アンヘロ・ヴォーヴァチス(Angelos VOVRVACHIS) 経済財政省国際金融機関及び開発銀行独立部長、在アテネ	ギリシャ
マルコ・ガンシ 特使、欧州評議会パチカン常任オブザーバー、在ストラスブルグ	パチカン
マテ・ログ(Máté LÓGA) 内閣総理大臣官房(経済戦略・財務資源・マクロ経済分析担当)、在ブタペスト	ハンガリー
オーラヴル・シグルズソン(Ólafur SIGURDSSON) 外務省外国貿易経済局局長、在レイキャビック	アイスランド
メアリー・キーニー(Mary KEENEY) 財務省国際金融部門部長、在ダブリン	アイルランド
フランセスカ・ユティリ(Francesca UTILI) 経済財務省財務部門国際金融関係課課長、在ローマ	イタリア
ディジェ・リズヴァノリ(Dije RIZVANOLLI) 財務省国際金融協力部門部長代理、在プリシュティナ	コソボ
インタ・ヴァサラウゼ(Inta VASARAUDZE) 財務省経済分析部門部長、在リガ	ラトビア
ドメニク・ワンガー 特命全権大使、欧州評議会リヒテンシュタイン常任代表、在ストラスブルグ	リヒテンシュタイン
ダリウス・トラケリス(Darius TRAKELIS) 財務省EU及び国際部門部長、在ビリニユス	リトアニア
アルセーヌ・ジャコビー 財務省多国間事業、開発及びコンプライアンス部門部長、在ルクセンブルク	ルクセンブルク
ジョゼフ・フィレッティ(Joseph FILLETTI) 元欧州評議会マルタ常任代表、在セントジュリアンズ	マルタ
イオン・グメン(Ion GUMENE) 財務省事務次官、在チシナウ	モルドバ共和国
ミリカ・アジッチ(Milica ADŽIĆ) 財務省事務次官代行、財務、負債管理及びIPA資金、在ポドゴリツァ	モンテネグロ
ジョアンネス・スミーツ(Johannes SMEETS) 外務省顧問、在ハーグ	オランダ
デヤン・ニコロフスキ(Dejan NIKOLOVSKI) 財務省国際金融関係及び公債管理部門部長、在スコピエ	北マケドニア
アンドレア・ダネヴァド(Andreas DANEVAD) 外務省国際開発金融機関部門上級顧問、在オスロ	ノルウェー
トーマス・スカーゼウスキ(Tomasz SKURZEWSKI) 財務省国際協力部門副部長、在ワルシャワ	ポーランド
ジョゼ・アゼヴェド・ペレイラ(José AZEVEDO PEREIRA) 財務省経済政策及び国際事業部部長、在リスボン	ポルトガル
ボニ・クク(Boni CUCU) 国家財政省国際金融関係総局局長、在ブカレスト	ルーマニア
ニコラ・チェカロリ(Nicola CECCAROLI) 財務省顧問、在サンマリノ	サンマリノ
アナ・トリボヴィッチ(Ana TRIPOVIĆ) 財務省事務次官、在ベオグラード	セルビア
フランティセック・パルコ(František PALKO) 財務省予算政策部顧問、在ブラティスラヴァ	スロバキア共和国

バーバラ・クナピック・ナバレッテ(Barbara KNAPIČ NAVARRETE) 財務省財政制度部門、在リュブリャナ	スロベニア
アンドレス・バラガン(Andrés BARRAGÁN) 経済デジタルトランスフォーメーション省財務及び国際金融事務国際金融機関局長代理、在マドリード	スペイン
エリン・バーグマン(Elin BERGMAN) 財務省国際経済部国際金融部門部長、在ストックホルム	スウェーデン
イヴァン・パヴレティック(Ivan PAVLETIC) 経済協力開発多国間協力部門経済事務局連邦部門部長、在ベルン	スイス
ケレム・ドンメズ(Kerem DÖNMEZ) 資金財務省対外経済関係局長代理、在アンカラ	トルコ
オルガ・ジーコワ(Olha ZYKOVA) 財務副大臣、財務省、在キエフ	ウクライナ

管理委員会の権限及び構成

- i 定款に従い、管理委員会は理事会により委譲された全ての権限を有する。
- ii 管理委員会は、理事会により任命された任期3年(任期を3年とする第2期目の再任可能)の委員長及び各加盟国により任命された代表者各1名により構成される。各加盟国は代表者代行1名を任命することができる。欧州評議会の事務総長は、会議に参加し、又は代理人を出席させることができる。
- iii 管理委員会は、委員長により又は5名の委員による要求により、年に最低4回招集される。
- iv 管理委員会は、必要に応じて、国際機関の代表者、又はその他の利害関係者を招待し、その手続に参加させることができる。但し、投票権は与えない。

投票及び決議

- i 会議における管理委員会の決議は、加盟国の代表者の3分の2が出席した場合にのみ有効となる。
- ii 当行の各加盟国は、保有する参加証書1通につき、1票の投票権を有する。
決議は多数決により行われる。賛成票及び反対票のみが多数決の判定に関し有効となる。
- iii 会議間において、書面により決議することができる。
- iv 払込期限の到来した資本金の一部を期限に払い込まない加盟国は、かかる未払が継続する限り、その期限の到来した未払金額に関して投票権を行使できないものとする。
- v しかしながら、管理委員会は、以下の決議事項については、賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の過半数をもって決議するものとする。
 - (a) 上記「理事会の権限」 i (c)、(d)、(f)、(m)及び(n)に従い、理事会に対してなされる提案及び意見
 - (b) 管理委員会の手続規定の採択又は改正
- vi さらに、管理委員会は賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の3分の2以上の多数をもって、定款第13条litt.c.に規定された許容性に関する意見を得ていない投資事業に関連した決議を行うものとする。
管理委員会は、随時その委員の一部から成る委員会を設置し、その委員会に対し別途指定した権限を委譲することができる。

c. 総裁

総裁は、当行の全ての取引において当行を代表する。総裁は、管理委員会の指示と監督の下に、当行の日常の管理業務を行う。総裁は、管理委員会が明示的に承認しない限り、資金の借入、貸付又は債務保証をしない。

総裁は理事会の決議によって5年の任期で1回限り再選されうる。

カルロ・モンティチェッリが当行の総裁である。同氏は、2021年6月11日に、2021年12月18日から始まる5年の任期について選任された。

総裁は、2023年12月31日現在3名の副総裁により補佐される。

- ・ トマス・ボーチェック 副総裁(対象グループ諸国担当)
- ・ サンドリース・ゴードン 副総裁(財務戦略担当)
- ・ ヨハネス・M・ベーマー 副総裁(社会開発戦略担当)

総裁は、管理委員会によって承認された職務の内容を考慮に入れて副総裁の責任を決定する。

副総裁は、5年の任期で1回限り再選されうる。

d. 監査委員会

監査委員会は、理事会が任命した3名の委員で構成され、監査委員会の現在の構成は以下のとおりである。

- ・ ルシア・カシアロヴァ(スロバキア共和国)
財務省行政報告部門プロジェクト進行係、在ブラティスラヴァ
- ・ バルボラ・ヤニツコバ(チェコ共和国)
財務省中央調和ユニット長、在プラハ
- ・ ファトス・ベクジャ(アルバニア)
FF-FB Sh.p.k創業者兼社長、在ティラナ

監査委員会は、毎年、当行の会計を調査し、運営に関する計算書類及び貸借対照表が適切であることを確認する。監査委員会報告書には、貸借対照表及び運営に関する計算書類が帳簿と一致しているか否か、並びに各会計年度末現在の当行の状況を正しくかつ公正に示しているか否かが明記される。

(4) 【業務の概況】

a. 欧州で最適な社会開発銀行

1950年代以来、CEBは、加盟国がより社会的及び環境的に持続可能な社会及び経済を育み、その中で直面する多くの課題を乗り越えることを支援してきた。欧州評議会の加盟国が創設した戦後の再定住化基金から本格的な多国間開発銀行へのCEBの進化は、現在も続く欧州の歴史の進化と密接に関連している。直面する課題に対処し、全ての市民のより良い未来に投資するにあたり加盟国を堅実に支えることで、CEBは欧州の連帯及び社会的結束の要となっている。

b. 2023年におけるCEBの進歩の積重ね

近年の欧州及び世界に影響を及ぼす相次ぐ危機によって引き起こされた不確実性及び困難は、2023年にも引き続き影を落とした。しかしながら、欧州評議会開発銀行(CEB又は当行)はその経験及び専門知識を活かして進歩を積み重ね、加盟国の防波堤となって欧州全域の市民及び地域社会に確かな社会的利益をもたらした。

実際、2023年6月15日にウクライナが43番目の加盟国として加盟したことで、欧州最古の多国間開発銀行にとって特別な年であった。これは、約1年にわたる詳細な準備の末の最高の瞬間であった。CEBは、2022年2月のロシアによる侵攻を受けてウクライナから逃れてきた難民に対する支援を最初に提供した機関の1つであり、同国の加盟はウクライナへの関与の新たな段階が始まることを意味しており、これはCEBの社会的使命に完全に一致している。2023年5月16日から17日にかけてレイキャビクで開催された第4回欧州評議会サミットでは、ウクライナの復興支援におけるCEBの重要な役割が各国首脳により明確に認識された⁽¹⁾。特に、学校、病院、住宅及びその他の社会的投資の復旧を支援する当行の能力が当該サミットで強調された。

2023年6月8日から11日にかけてギリシャが主催したCEBの年次合同会議に参加したウクライナの政府代表も、同国がその後1週間経たずに正式加盟した当行の「不可欠な」役割を称賛した(「j. ガバナンス i 合同会議：ギリシャで開催された第56回年次合同会議にウクライナが参加」を参照のこと。)。CEBは加盟直後から行動を開始し、8月には最初の業務派遣団をウクライナに派遣し、9月には戦災家屋の修理のための補助金交付に署名し、11月にはウクライナに対する最初の融資プロジェクトを承認した(「新しい加盟国であり、信頼できるパートナー」を参照のこと。)。

注(1) 欧州評議会のレイキャビク宣言「価値をめぐる団結」(2023年5月)

i 厳しい世界情勢の中での堅実な実績

ウクライナの加盟は、CEBが2023年から2027年に係る戦略的枠組みの実施を開始し、2022年に達成した進歩を着実に積み上げたこの年において、重要な出来事であった。2023年度の財務結果に基づきCEBの強固な運営及び財務状況が確認される。運営面では、当行は、医療、教育及び職業訓練並びに手頃な価格の住宅など幅広い分野をカバーする25ヶ国の48件のプロジェクトに対する4.1十億ユーロの新規融資を承認した。CEBの対象グループ諸国のうち、中欧及び東欧を中心とする15ヶ国に対して、融資総額の半分超(2.1十億ユーロ)が承認された。全てのプロジェクトが、戦略的枠組みに示された活動分野を反映しており、欧州評議会の政治的及び社会的目標と一致している(「ii 誰も取り残さない」を参照のこと。)。

当行の2023年の財務実績は堅調で、主に高金利環境により、2022年を37.1%上回る109.2百万ユーロの純財務利益を計上した⁽¹⁾。資金調達面では、CEBは7十億ユーロ弱という過去最高の借入額を記録し、また、トレードマークであるソーシャル・インクルージョン・ボンド(SIB)を、当該プログラムを

さらに3通貨拡大して2.3十億ユーロ相当の金額で発行したことも、記録的なものとなった(「h. 2023年におけるCEBの財務活動」を参照のこと。)。さらに、当行は全ての主要格付機関によるトリプルAの地位を再獲得した。このことは、CEBの好調な融資実績、資本構成の改善及び信用リスクの低さが認められただけでなく、最近の難民危機への加盟国による対処を支援するなど、CEBが獲得したCEBの政策的妥当性が高まっていることも認められたものである。

CEBの社会的使命に新たな緊急性を与えているのは、まさにこれら及びその他の課題の再燃である。新型コロナウイルス感染症からウクライナ戦争、生活費危機に至るまで、迫り来る気候の緊急事態に加えて、織り交ざった危機の連続が、欧州の繁栄及び連帯を支える社会基盤を脅かしている。

2023年に、欧州経済はエネルギー価格が落ち着いたことで若干息抜きの気配を見せたが、高いコア・インフレ率(食品及びエネルギーの価格を除く。)により金利上昇圧力が継続して及んだ。ウクライナ戦争が続き、またイスラエルとパレスチナの間の紛争が悪化しているため、世界の地政学的状況は依然として不安定であり、欧州及び世界の貿易及びサプライチェーンに影響を及ぼした。

紛争及び気候変動に関連した圧力が大きな要因となり、欧州では移民が増加した。国際移住機関(IOM)のデータによると、2023年にEUに到着した移民は約290,000人に上り、2016年以来の高水準となった。

さらに、2023年2月、トルコのシリアとの国境地帯が地震によって壊滅的な被害を受け、すでに多くの難民を受け入れていた地域で、多くの人命が失われ、広範囲が破壊され、住民が避難するという大きな悲劇が欧州を襲った。CEBは迅速に対応し、トルコの医療活動を支援するための融資を行った。新たな防災復興基金が設立され、CEBの社会配当金勘定(SDA、「トルコの大災害への対応」及び「e. 信託基金：CEBが行う社会的行為を支援する信託基金」を参照のこと。)から最初の基金が拠出された。

注(1) CEBの2023年財務報告書を参照のこと。

ii 誰も取り残さない

このような困難な課題に対処するためには、当行が社会的使命を果たそうとする上での決意及び機敏性が求められる。特に、CEBは、2023年から2027年に係る戦略的枠組みの主要な要素として「脆弱性の視点」を採用し、引き続き公平性及び包摂性を促進し、誰も取り残されることのないようにしている(脆弱性の視点については「レジリエンスを高めるための脆弱性の視点」を参照のこと。)。

そのために、当行は、公正で包摂的な移行を達成することを目的として、気候変動の社会的側面をよりしっかりと取り入れている。これは、2023年5月の欧州評議会のレイキャビク宣言で各国首脳からも求められたことであり、当行は「気候変動及び環境悪化の社会的側面に焦点を当て、誰も取り残さない公正で包摂的な移行を加盟国が達成できるよう支援すること」(レイキャビク宣言を参照のこと。)を求められている。

iii 支援者及びパートナーシップが極めて重要

支援者は、CEBが社会的影響が特に大きいプロジェクト、特に社会的弱者集団に関するプロジェクトに追加支援を提供することでその使命を果たすために、極めて重要な役割を果たしている。2023年、支援者からCEB信託基金への拠出及び当行の利益は48百万ユーロであった。

これらの基金が人々の生活に与える変革的価値は過小評価できない。その顕著な例が、国連難民機関(UNHCR)及び欧州安全保障協力機構(OSCE)と協力してCEBが管理する、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、モンテネグロ及びセルビア間の共同イニシアチブである地域住宅プログラム(RHP)であ

る。このプログラムは、10年間にわたる活動の後、2023年に正式に終了した(「e. 信託基金：CEBが行う社会的行為を支援する信託基金 ii 西バルカンの地域住宅プログラム(RHP)」を参照のこと。)。

CEBは、EUとの協力により、2022年に締結されたインベストEU保証協定を裏付けとして、2023年に公共住宅、研修及びマイクロファイナンスのために370百万ユーロ相当の投資を開始した(「f. 協力関係 i インベストEU」を参照のこと。)。

他の多国間開発銀行(MDB)との間の緊密な協力もますます重要になっている。モンティチェッリ総裁は2023年に2つのMDB共同声明に署名した。1つ目は10月にマラケシュで開催されたIMF-WBG年次総会の際、2つ目は12月にドバイで開催された国連気候変動会議(COP28)の際である。いずれの場合も、MDBが持続可能な開発及び気候変動に関する共同活動を拡大することを約束している。この協力は、国際的な開発金融の枠組みにおける、また、全ての人のためのより良い社会的影響の達成に向けて貢献するパートナーとしての、CEBの重要な役割を強調している。

新しい加盟国であり、信頼できるパートナー

オルガ・ジーコワウクライナ財務副大臣及び欧州評議会開発銀行管理委員会メンバーは次のように述べている。

「ウクライナのCEBへの加盟は、我が国の発展にとって画期的な出来事である。2023年6月15日にCEBの43番目の加盟国となったことは、CEBの加盟国であることによって表わされる大きな連帯、支援及び信頼の象徴であるだけでなく、ウクライナ国民に重要な経済的価値をもたらした。私の個人的な見解では、ウクライナ政府の国民本位のアプローチとCEBの社会的使命は良い組合せである。CEBに加盟することで、特に最も脆弱な人々のために、社会的に重要なプロジェクトをともに計画及び実施するための強固な基盤が築かれる。

覚えておくべき重要な点は、ウクライナがCEBに加盟したのは、ロシア連邦によるウクライナへの不当な侵略という戦争の最中であり、この事実により我が国はより強くなるということである。加盟は、我々のパートナーがウクライナとともに毅然とした態度で臨み、我々の戦いを支援するだけでなく欧州統合に向けて我々を支援するという明確な意思を国際社会に示している。したがって加盟は、この国の国民である私にとっても、この国自体にとっても重要なことである。

CEBの専門知識は、その唯一無二の構造及び使命とともに際立っている。だからこそ我々は、医療分野でのHEALプロジェクトの立上げで示したように、最初からCEBと緊密に協力できることを非常に喜んでいる⁽¹⁾。我々が協力することで、国民、とりわけ、CEBの「脆弱性の視点」に特に助けられている脆弱な人々及び子供を含む助けを必要とする他の人々に、精神医療及びプライマリー・ヘルスケアなどの重要な医療サービスを提供できるようになる。我々は現在、他の社会分野にも協力を広げている。

CEBの専門知識及び経験には紛争後の国々におけるものが含まれており、新規加盟国である我が国にとって特に貴重である。その経験はウクライナにとって全く新しい資源であり、他のパートナーと比較した際のCEBの付加価値になっている。

しかし、我々は加盟を一方的なプロセスとしてのみ捉えているわけでは決してない。CEBへの加盟がウクライナ及びその国民にとって大きな利点になることは十分に理解しているが、同時に、CEB及び他の加盟国が恩恵を受けられる付加価値をもたらす良きパートナーとして見られたいと考えている。我々は、CEBにとって信頼できる有能なパートナーとして一緒に仕事ができるようになると確信している。我々のレジリエンスは、適切かつ堅実な政府政策に集約されており、CEB並びにその他の多国間開発銀行及び国際機関との積極的な協力関係に反映されている。

もう1つの強みは、我が国がデジタル化された国であり、IT分野をさらに発展させていることである。これはCEBのウクライナにおける業務において非常に貴重な資産となるはずである。デジタル化は、投資プロジェクトの実施をより効率的、透明的及び効果的にすることで、投資プロジェクトにさらなる推進力を与えるであろう。我々は、この点で協力し、現在の障害を克服するための創造的な解決策を開発し、適切な人的及び技術的資源が利用できるようになることを切望している。我々は、CEBの最も新しい加盟国としてその役割を十分に果たし、全ての国々及び国民のレジリエンスに不可欠な共感、信頼及び誠実さの精神をもって協力し、互いに学び合うことを楽しみにしている。」

注(1) 健康増進及び人命救助(HEAL)プロジェクトは、世界銀行がウクライナ当局と共同で開発した500百万米ドルの枠組み事業であり、CEBを含む開発パートナーを結集させるためのものである。

レジリエンスを高めるための脆弱性の視点

脆弱な人々は危機やショックの影響をまともに受け、欧州全域でより多くの世帯及び地域社会が貧困、排除及び避難にさらされている。CEBの社会的使命の緊急性は、「脆弱性の視点」の開発につながった。これは、CEBが、社会的投資を最も必要とするところにより適切に的を絞り、社会で最も不利で疎外された人々を支えることに焦点を当てることを再確認できるようにする運営ツールである。

脆弱性はより広く社会的結束を脅かすものであり、常にCEBの中心概念である。あまりにも多くの欧州の人々が、質の高い教育、医療、住宅、水及び衛生設備を利用することができず、その結果、危機の際のレジリエンスを欠いている。CEBは、脆弱性について、個人及び地域社会が、ショック又は長期的な変化によるものも含め、経済、社会又は環境の悪影響に直面する度合いの観点から考えている。人々の仕事、社会経済的地位、生活環境及び技能レベルなどの個人的特性も考慮される。

当行が2023年から2027年に係る戦略的枠組みに沿って2023年に展開を開始した新しい脆弱性の視点により、この考え方を運営レベルで考慮することができる。かかる視点は、誰も取り残すことなく、高いプロジェクト品質を確保しながら、全ての新規投資プロジェクトを体系的に評価し、ギャップを埋め、解決策を策定するためのツールとなる。脆弱性の視点を適用することは、長期的な社会発展の推進力をより良く理解することにも貢献する。脆弱性の視点は、主要業績評価指標(KPI)としてCEBの組織成果枠組みに反映され、当行及びその加盟国が欧州のレジリエンス及び社会的結束の強化に努める上で価値ある指標となる。

トルコの大災害への対応

2023年2月にトルコ南部及びシリア北部を襲った地震は、この地域でこれまでに記録された中でも最悪のものであり、広範な死者及び破壊をもたらした。CEBの加盟国の1つであるトルコは、死者50,000人超、負傷者100,000人超及び家を失った人約1.5百万人という大きな被害を受けた。何百万人もの人々が、インフラ、学校、病院及びその他の必要不可欠なサービスに被害を受け、また精神的外傷を負った。

CEBはこれに迅速に対応し、4月の管理委員会の臨時会合で新たに250百万ユーロの融資を承認した。この融資は、トルコの保健分野が災害に対処し、中期的により強靱な医療インフラの整備に貢献するためのものである。かかるCEBの融資は、2023年3月20日にブリュッセルで開催されたEU支援者会議「トルコとシリアの人々のために力を合わせる」でモンティチェッリ総裁が発表した500百万ユーロの保証の一部である。

近年、CEBは、特に新型コロナウイルス感染症への対応を背景として、またプライマリー・ヘルスケア施設のために、トルコの複数の医療プロジェクトに融資してきた。当行はまた、EUが資金を提供した、2022年12月に開設されたキリスの400床の病院の開発も指揮した。キリスはシリアとの国境に

近く、後に地震に襲われた場所である。最先端の建物は地震の衝撃に耐え、新病院は極めて重要な時期には完全に機能して被災者の治療に使用することができた。このような備えの重要性を意識して、CEBは新たな防災復興基金も設立した(「e. 信託基金：CEBが行う社会的行為を支援する信託基金 iii トルコの地震が新たな基金の設立を促す」を参照のこと。)。

c. 2023年に承認されたプロジェクト：戦略的枠組みの実施

CEBの2023年から2027年に係る戦略的枠組みは、ウクライナを含む当行の社会的使命への道筋を設定している。これは、CEBの活動の指針となり、金融市場、国際貿易及び経済に影響を及ぼす困難な世界的地政学的状況及び不確実性を加盟国が切り抜けていく手助けとなる。また、欧州全体の社会的結束の強化を目的としてCEBの投資に反映される。

2023年、当行は、48件の新規融資プロジェクトにわたって総額4.1十億ユーロの融資を承認したが、これは5年間の戦略的枠組み実施期間に対して設定された年間目標に沿ったものであった。この枠組みは、CEBの活動のための3つの行動指針、すなわち、1)人への投資及び人的資本の強化、2)包摂的でレジリエントな生活環境の促進、並びに3)雇用及び経済的・金融包摂の支援を定めている。ジェンダー、気候変動及びデジタル化は、3つの行動指針全てにまたがる分野横断的な検討事項である。

CEBのプロジェクトはまた、欧州評議会の欧州社会憲章(改訂版)、特に、職業教育に関する権利(第10条)、健康の保護に関する権利(第11条)、児童と青年に関する社会保護、法的、経済的権利(第17条)、労働権(第1条)、家族の社会保障と、法的、経済的権利(第16条)、住居を得る権利(第31条)並びに高齢者の社会保障の権利(第23条)と密接に関連している。

本項では、これらの新たな活動の例を紹介する。広範囲にわたるリストは「承認された事業(相手方別)」に記載している。これらの例は、CEBが、10の分野にわたって、主に、医療及びソーシャルケア、教育及び職業訓練、手頃な価格の公共住宅、都市部、地方及び地域の開発、中小零細企業(MSME)支援並びにマイクロファイナンスの6分野に重点を置いて、幅広い課題に引き続き取り組んでいることを示している。



各プロジェクト・サイクルの初期段階において社会的弱者に対するCEBのオペレーションにおける重点を強化するための新たなツールとして「脆弱性の視点」が導入された(「レジリエンスを高めるための脆弱性の視点」を参照のこと。)。

昨年、CEBはまた、十分なサービスが行き届いていないコミュニティ及び社会的投資の恩恵を受ける人々を支援する一方、顧客基盤の多様化を進めた。顧客に合わせたソリューションを提供する一方で、地方自治体、都市及び社会経済団体(小規模で専門的なマイクロファイナンス機関(MFI)を含む。)

との協力を強化した。さらに、CEBは、開発融資の分野におけるパートナー機関(同業のMDB、各国の開発銀行及びEUを含む。)との協力を深めている(「f. 協力関係」を参照のこと。)

i 人への投資と人的資本の強化

人々の健康、福祉及び教育への投資は、社会的結束及び包摂的で栄えたコミュニティを推進するために重要である。CEBは、特に移民及び難民間のジェンダーの平等及び包摂、そして持続可能性を促進する一方で、医療及び教育制度の利用、費用が手頃であるか及び質における格差に対処するための総合的なアプローチを採用してきた。たとえば、学校設計において効果的な学習空間を実現するため又は人中心の予防的なソーシャルケア及び医療サービスの実施を促進するため、イノベーションも重要である。

2023年に、当行は8ヶ国で9件、総額600百万ユーロの医療及びソーシャルケア向融資を承認した。これらのプロジェクトには、ウクライナの医療復旧及びトルコの地震復興支援が含まれる(「b. 2023年におけるCEBの進歩の積重ね」を参照のこと。)。CEBはまた、学校の改修などの教育、職業訓練及び関連インフラを支援するため、7ヶ国で総額725百万ユーロを超える9件の融資を承認した。アルバニアの教育制度のデジタル化及びモルドバ共和国の医療の強化に対する当行の支援が、例として以下のとおり挙げられる。

(a) スマートラボ：アルバニアの教育のデジタル化

2021年から2026年に係るアルバニアの教育のための国家戦略は、カリキュラムの全レベルにコンピュータ・プログラミング・スキルを導入することを含め、教師及び生徒間での情報通信技術(ICT)のより良い利用によりデジタル・コンピテンシーを開発することに高い優先度を割り当てている。また、同国の2022年から2026年に係るデジタル・アジェンダは、小学校のカリキュラムにICTを組み込むなど、デジタル教育及びデジタルスキルに重点を置いている。しかしながら、今日、多くの学校では、生徒が基礎的なICTスキルを実践し応用することができる適切に取り付けられた設備を有していない。また、学校内の技術インフラの脆弱さ、教師のスキルの格差及び不十分な母国語教材といった課題によって、学びがしばしば損なわれている。

CEBのアルバニア共和国に対する27百万ユーロの融資は、国中の600超の小中学校にICTラボ、すなわち「スマートラボ」を設置するために共同出資するものであり、約150,000人の子供たちに恩恵をもたらしている。このプロジェクトは、子供たちが取り残される可能性が高い、国内の小規模な地域や遠隔地域の学校も対象とする。これらの投資は、教師に向けた研修及び能力構築とともに行われる。プロジェクトのための追加資金は、西バルカン半島投資フレームワーク(WBIF)からの10百万ユーロの寄付金及びアルバニア政府からの4百万ユーロの助成金による。このプログラムは世界銀行との共同出資である。

(b) モルドバ共和国におけるより良い医療の提供

モルドバ共和国の病院システムは、ソビエト時代から受け継がれてきたものであり、維持及び運営にコストがかかり、設備が老朽化しているという特徴がある。政府は、とりわけ北部地域及び南部地域における三次医療を分散化することにより、三次医療システムの改革と質の高い医療サービスの提供の促進に取り組んでいる。

CEBのモルドバ共和国政府に対する86百万ユーロの融資は、この広範な改革プロセスの一環として、北部の都市バルツィに新しい地方病院を建設する費用の80%超を出資するものである。この新しい地方病院は、腫瘍学的サービスを含む三次の専門医療を提供するもので、340の療養病床及

び78の外来患者用病床を備え、約150人の医学生のための医療研修も行う。この病院は、国の北部の推定900,000人の住民にサービスを提供し、最新の設備を備えた高度に現代的な医療サービスの利用を容易にし、患者の対応時間も改善する。

ii 包摂的でレジリエントな生活環境の促進

社会的弱者、特に避難民、ホームレス、高齢者、学生、移民及び難民のための手頃な価格の公共住宅への投資は、CEBの要となっている。このアプローチは、住まいの貧困を削減し、包摂的で混合的な近隣地域の開発を促進することを目的としている。CEBは、個人投資家の呼び集めに加えて、国や地方自治体の公共セクターの機関及び非営利組織と協力している。環境保護の促進を含む当行の投資は、都市部、地方及び地域社会におけるレジリエンスを強化する。

2023年、CEBは手頃な価格の公共住宅のために、5ヶ国で6件の合計で375百万ユーロ弱の融資を行った。さらに、8ヶ国で867百万ユーロのポートフォリオによる13件の新規融資が都市部、地方及び地域開発を対象として実施された。これらのイニシアチブは、環境保護を目的として4ヶ国で実施された4件の総額164百万ユーロの融資により補完された。キプロスの廃水ネットワーク及びドイツの手頃な価格のエネルギー効率の良い住宅に対するCEBの融資の例を以下に詳述する。

(a) キプロスのレジリエントな廃水ネットワークの構築

キプロスは、半乾燥気候で、降水量が少なく水資源が限られており、干ばつに対して脆弱である。そのため、同国は世界で最も水ストレスレベルの高い国の1つであり、気候変動によりさらに悪化することが予想される。島の希少な水資源を節約し、多様な社会的・環境的便益をもたらすためには、廃水処理及び再利用が不可欠である。主要な都市の中心部は都市廃水処理システムで十分に補填されているが、特に都市部の郊外に向かって依然として大きな格差がある。さらに、第3の都市であるラルナカが示すように、同国はEUの都市廃水処理指令の遵守に取り組んでいる。

ラルナカ下水・排水局に対する48百万ユーロのCEBの融資は、サービスが行き届いていない郊外地域を統合された都市廃水ネットワークに接続し、地域的不平等に対処し、都市住民の生活の質を向上させ、また社会的結束を強化することを支援するものである。さらに、灌漑に備えた適切な廃水処理、貯水及び再利用は、希少な水資源の持続可能な管理に貢献し、長期的に社会経済発展を守るために必要な条件である環境保護を改善する。プロジェクトの完了時には、約32,000人の住民の需要を満たし、1990年代以来のCEBの支援により実施されてきた投資を補完することが期待されている。

(b) ドイツにおける手頃な価格の住宅に向けて

ベルリンでの過去10年間の人口の大幅な増加及び住宅供給の制約から、市内の家賃が記録的に高騰し、低所得者及びその他の社会的弱者層にとって住宅が手の届かないものとなっている。

CEBの100百万ユーロの融資は、ベルリン最大の自治体経営の住宅会社であるHOWOGE住宅会社mbH (HOWOGE Wohnungsbaugesellschaft mbH)のサービス拡大を支援するもので、ノイバウオフエンシブ(Neubauoffensive)、つまり新規建設のイニシアチブの一環として、さらに1,394戸の現代的な手頃な価格の公共住宅を提供する。対象を絞った設計、住宅ユニットの入念な配置、賃貸料の上限設定及び入居者への助言支援を通じて、このプロジェクトは、同市の最下層の社会的弱者(戦争で家を追われたウクライナ出身者を含む。)を対象としている。HOWOGEのアプローチは、テナント

のコストだけでなく建物からの二酸化炭素排出を削減する、エネルギー効率の高い建築基準を採用することにより、社会と気候の結びつきの重要性を認識している。

iii 雇用及び経済的・金融包摂の支援

MSMEは、欧州全体の雇用と社会的結束の推進力である。CEBは、仲介金融機関を通じてMSMEの需要に応じて融資を行っている。また、エネルギー費用を削減する住居の改善などの社会的な目的を持ったビジネスや個人のマイクロ融資を支援するために、MFI向融資を拡大している。コストが集中しておりリスクが高い活動を行っているために、他の貸付人のリソースを必ずしも利用できない、より小規模で専門的なMFIの支援にも取り組んでいる。MFIと協力することで、地域経済及び社会的結束を高め、エネルギー効率及び気候変動への適応を促進することを可能とする。

このコミットメントの結果、2023年に、当行は6つの異なる国でマイクロファイナンスを促進するために200百万ユーロ超の融資を行い、また4ヶ国においてMSMEに対して信用の利用を改善するために6件にわたる580百万ユーロの融資を行った。北マケドニアとハンガリーにおけるCEBのプロジェクト・ポートフォリオの例を以下に詳述し、「承認された事業(相手方別)」でさらに例を挙げる。

(a) マイクロクレジットを通じて、北マケドニアにおける金融・社会的包摂を支援する

北マケドニアはCEB加盟国の中でも最も開発が遅れており、失業率は2桁で、人口の3分の1が貧困又は社会的排除のリスクにさらされている。特に地方において、女性は労働市場において依然として過小評価されている。また、北マケドニアには欧州最大級のロマ族のコミュニティがあり、彼らは正規の仕事をみつけたり事業を立ち上げたりする際に苦勞することが多い。

ホリゾンティ・マイクロクレジット・ファンデーションへのCEBの2百万ユーロの融資は、主流の銀行システムから排除されている零細起業家及び農業従事者が信用を利用できるようにすることにより、雇用及び仕事の創出を支援することを目的としている。地域社会の最下層の社会的弱者の金融包摂を支援するという同財団の使命に沿って、融資手取金の少なくとも20%はロマ族の零細起業家に割り当てられる予定であり、約80%のホリゾンティの借入人は女性となると見込まれている。この新規融資は、2021年に承認された1百万ユーロのプログラム実施の成功に続くものであり、地域レベルでのレジリエンスを強化するというCEBの戦略的コミットメントを反映している。

(b) ハンガリーにおける中小零細企業(MSME)、雇用保護及び気候緩和

MSMEはハンガリー経済の礎を形成し、労働力のほぼ70%を雇用しており、これは多くの欧州諸国より著しく高い。ハンガリーのMSMEは、主に市場金利の高さのために、多くにとって借入が法外に高くつくなど、資金面で大きな障害に直面している。さらに、エネルギー危機に代表される世界的な経済的課題も地域経済に影響を及ぼし、企業及び家計の双方にさらなるストレスを与えている。

これらの課題に対応して、CEBはハンガリー開発銀行(MFB)に対し、MFBの試験的なエネルギー効率化融資プログラムの一部に資金を提供するため、50百万ユーロの融資を行った。このイニシアチブは、MSMEが再生可能エネルギー発電及び活動内のエネルギー効率の向上に焦点を当てた適格な投資を行うことを支援するものである。このプログラムは、エネルギー危機及び厳しい資金調達条件のために危機にさらされている既存の雇用及び潜在的な雇用を保護する上で極めて重要であるだけでなく、CEBの持続可能な開発へのコミットメントを強化するものでもある。この融資は、過去10回の融資に示されたCEBとMFB間の持続的なパートナーシップを証明するものである。

2023年、MFB融資はCEBがハンガリーに対して承認した2件のプロジェクトのうちの1つであった。2番目の融資はまたMSMEの強化に充てられ、特に輸出志向の企業(女性が率いる企業を含む。)の支援に重点が置かれている(「承認された事業(相手方別)」を参照のこと。)

承認された事業(国ごと)

(単位：千ユーロ)

国	2023年		2022年		2019年から2023年の 累積合計	
	金額	%	金額	%	金額	%
アルバニア	27,000	0.66			102,000	0.45
アンドラ					20,000	0.09
ベルギー	250,000	6.09	89,000	2.10	939,000	4.17
ボスニア・ヘルツェゴビナ			4,000	0.09	34,135	0.15
ブルガリア			175,000	4.12	175,000	0.78
クロアチア					600,000	2.67
キプロス	48,000	1.17			153,500	0.68
チェコ共和国	64,000	1.56	410,000	9.66	1,009,000	4.48
エストニア					245,000	1.09
フィンランド	50,000	1.22			460,300	2.04
フランス	290,500	7.07	113,500	2.67	1,516,200	6.73
ジョージア					25,000	0.11
ドイツ	259,700	6.32	450,000	10.60	1,652,900	7.34
ギリシャ	80,000	1.95			352,000	1.56
ハンガリー	150,000	3.65			677,000	3.01
アイスランド					20,000	0.09
アイルランド	125,000	3.04	20,000	0.47	403,700	1.79
イタリア	337,000	8.21	730,000	17.20	2,445,600	10.86
コソボ			25,000	0.59	87,000	0.39
ラトビア					165,000	0.73
リトアニア	35,000	0.85	313,000	7.38	954,800	4.24
ルクセンブルク					3,000	0.01
マルタ	7,000	0.17			7,000	0.03
モルドバ共和国	106,000	2.58			196,000	0.87
モンテネグロ	30,000	0.73			120,000	0.53
オランダ	190,000	4.63			700,000	3.11
北マケドニア	52,000	1.27			68,000	0.30
ポーランド	350,000	8.52	650,000	15.32	1,855,888	8.24
ポルトガル					188,700	0.84
ルーマニア	162,620	3.96	15,000	0.35	629,920	2.80
サンマリノ					10,000	0.04
セルビア	200,000	4.87	230,000	5.42	1,171,000	5.20
スロバキア共和国	480,000	11.69			1,350,000	6.00
スロベニア					120,000	0.53
スペイン	360,000	8.77	589,000	13.88	2,425,000	10.77

スウェーデン	102,200	2.49	80,000	1.89	482,200	2.14
トルコ	250,000	6.09	350,000	8.25	1,050,000	4.66
ウクライナ	100,000	2.44			100,000	0.44
合計	4,106,020	100.00	4,243,500	100.00	22,513,842	100.00

支出済融資(国ごと)

(単位：千ユーロ)

国	2023年		2022年		2019年から2023年の 累積合計	
	金額	%	金額	%	金額	%
アルバニア	1,480	0.04	69,000	1.96	86,600	0.58
アンドラ			4,000	0.11	16,000	0.11
ベルギー	39,000	1.05	50,000	1.42	492,500	3.32
ボスニア・ヘルツェゴビナ	6,868	0.18	8,491	0.24	63,537	0.43
ブルガリア					160,000	1.08
クロアチア	60,000	1.62	69,574	1.97	502,062	3.38
キプロス	42,750	1.15			40,549	0.27
チェコ共和国	45,273	1.22	154,281	4.38	824,281	5.55
エストニア			50,000	1.42	200,000	1.35
フィンランド	60,000	1.62	90,000	2.55	398,300	2.68
フランス	220,400	5.93	411,425	11.67	971,039	6.54
ジョージア	5,308	0.14	17,750	0.50	38,692	0.26
ドイツ	265,450	7.15	232,300	6.59	958,239	6.45
ギリシャ	1,000	0.03			218,500	1.47
ハンガリー	50,000	1.35	93,497	2.65	627,425	4.22
アイスランド	12,000	0.32			5,000	0.03
アイルランド	68,000	1.83	77,064	2.19	247,064	1.66
イタリア	227,223	6.12	221,790	6.29	1,329,934	8.96
コソボ			10,824	0.31	45,824	0.31
ラトビア			1,000	0.03	19,000	0.13
リトアニア	266,549	7.18	111,118	3.15	621,838	4.19
ルクセンブルク	800	0.02	300	0.01	300	0.00
マルタ			20,300	0.58	29,000	0.20
モルドバ共和国	11,583	0.31			61,477	0.41
モンテネグロ	1,815	0.05	12,350	0.35	84,675	0.57
オランダ	90,000	2.42	20,000	0.57	532,083	3.58
北マケドニア			8,000	0.23	41,464	0.28
ポーランド	558,085	15.02	746,467	21.17	1,586,732	10.68
ポルトガル	14,000	0.38	15,500	0.44	180,000	1.21
ルーマニア	73,457	1.98	113,522	3.22	335,643	2.26
サンマリノ					10,000	0.07
セルビア	160,500	4.32	158,689	4.50	577,439	3.89
スロバキア共和国	145,300	3.91	31,000	0.88	829,363	5.58
スロベニア	40,000	1.08	45,000	1.28	130,000	0.88
スペイン	736,683	19.83	603,639	17.12	1,690,396	11.38

スウェーデン	116,367	3.13	29,036	0.82	450,358	3.03
トルコ	395,000	10.63	50,000	1.42	445,000	3.00
合計	3,714,892	100.00	3,525,917	100.00	14,850,313	100.00

承認された事業(相手方別)

(単位：千ユーロ)

国	相手方	プロジェクトの概要	CEBの貸付額	プロジェクトの総額
アルバニア	政府	アルバニアの600超の公立学校における、大学入学前の学生のためにスマートラボを設置するための改装への部分融資(スマートラボの運営及びメンテナンス並びに教育支援及び学習支援の提供を含む。) 最終受益者：アルバニアの初等教育学校及び中等教育学校における生徒及び教職員。	27,000	71,400
ベルギー	ブリュッセル首都圏	サービス提供の向上及び公共交通のグリーン化の促進を目的とした、94台の電動バス、90台の路面電車及び43台の地下鉄電車の購入、並びに既存の地下鉄及び路面電車のネットワークのうち63キロメートルの更新。* 最終受益者：ブリュッセル首都圏の居住者及び公共交通の利用者並びにその周辺地域の住民、特に低所得者、身体障害者、ベビーカー利用者及び高齢者。	250,000	1,116,000
キプロス	ラルナカ下水・排水局 (Larnaca Sewerage and Drainage Board)	ラルナカの既存の廃水処理場への接続管だけでなく、重力本管、家庭用接続管、ポンプ場及びそれに連なる圧力管の建設に対する適格投資への部分融資を通じた、サービスが行き届いていない郊外地域を統合された都市廃水ネットワークに接続するための支援。灌漑に備えた適切な廃水処理、貯水及び再利用により、環境保護及び水資源の持続可能な管理が強化される。 最終受益者：ラルナカ地区内にある4つの地方自治体の住民約32,000人(季節居住者約12,000人を含む。)	48,000	100,000
チェコ共和国	ブレニェンスケ上下水道 a.s.(Brněnské vodárny a kanalizace, a.s.)(BVK)	接続する世帯の廃水処理にかかる長期的なコストを削減するためのブルノーモドジツェ廃水処理場の汚泥ラインの再構築及び容量拡大並びに同処理場のエネルギー管理容量の強化。当該プロジェクトはまた、水質汚染を減らし、下流の排水及び水路の水質改善にも役立つ。 最終受益者：より広いブルノ地域の住民。	64,000	154,000
フィンランド	クオピオ市	2030年都市戦略に沿った新規建設及び既存施設の修復、改修又は拡張のための投資への部分融資の追加要請。* 最終受益者：保育所や学校に通う子供、生徒、教職員、若年層家庭、文化イベントや図書館に通う個人、スポーツ施設の利用者、移民及び難民。	50,000	500,000

フランス	アソシエーション・プール・ル・ドロワ・ア・リニシアチブ・エコノミーク(Association pour le Droit à l'Initiative Économique)(ADIE)	フランスにおいて融資へのアクセスが限定されているか不可能な零細起業家の金融・社会的包摂の支援。特にADIEのマイクロクレジット融資商品を通じたもの：(i)ビジネス向マイクロ融資及び(ii)モビリティ向マイクロ融資(自動車の購入、レンタル若しくは修理又は運転免許取得のための資金調達を支援することを目的とする。)。IEU 最終受益者：経済的に活発な零細起業家又は零細起業家を志す者(女性、貧困ライン以下の生活者、移民、求職者及び不利な地域に住む人々を含む。))。	38,000	76,000
	リール・パスツールSCIキャンパス(SCI Campus Pasteur Lille)	リール・パスツール研究所(Institut Pasteur de Lille)の生物医学研究キャンパスの改築完了を支援するための追加要請。 最終受益者：リール・パスツール研究所(IPL)の研究チーム、IPL健康長寿センターの患者、並びに保健、研究革新及び医療の分野における事業や新興企業の従業員。	2,500	42,100
	マルセイユ学校関連公開会社(Société Publique des Ecoles Marseillaises)	2022年から2031年にかけて少なくとも845百万ユーロを投資する予定のマルセイユ市の「学校計画」の一環として行われる、188校の公立小学校の改修、再構築及び建設のための適格投資への部分融資を通じた、借入人がマルセイユの公立学校インフラを改良するための支援。* 最終受益者：より良い学習環境、生活環境及び労働環境を享受することができる、マルセイユの公立学校における現在及び将来の生徒、清掃、メンテナンス及び給食を担当する地方自治体職員並びに教職員及び事務職員、並びに地域住民及び地域団体。	200,000	845,000
	UCPAスポーツ・バカンス、UCPAスポーツ・ロワジール、UCPAパトリモワヌ(UCPA Sport Vacances ; UCPA Sport Loisirs ; UCPA Patrimoine)	2023年から2028年の期間における、15のスポーツセンターの復旧、改善及び改修への部分融資。投資対象は、いくつかの老朽化したホリデーセンターの解体、復旧及び再建、4ヶ所のマルチスポーツエリアの解体、建設及び改造、並びにスポーツ施設及びスポーツ用具の購入である。当該作業は、エネルギー効率の改善や移動が困難な人のためのアクセシビリティの向上も実現する。* 最終受益者：主に10代の若者、学生、研修生、経済的及び社会的に最も弱い立場にある世帯、並びに季節労働者を含むUCPAの現在及び将来の職員。	50,000	128,000

ドイツ	HOWOGE住宅会社mbH (HOWOGE Wohnungsbaugesellschaft mbH)	ベルリンにおける経済的により脆弱な東部地区に焦点を当てた、現代的な公共住宅や手頃な価格の住宅の建設の拡大。当該プロジェクトは、ウクライナからの避難民100,000人超を含む社会的弱者を優先し、対象を絞った設計、住宅ユニットの入念な配置、上限を設けた手頃な家賃、及び社会的に弱い立場にある入居者に対する助言支援を通じて、社会的影響を高める。 最終受益者：公共住宅や手頃な価格の住宅の受益者(低所得世帯、子供のいる一人親、ホームレス、難民及び障害者などの社会的弱者集団を含む。)	100,000	339,700
	聖ジョージ・クリニック gGmbH(Klinikum St. Georg gGmbH)	344の入院病床を備えた5階建の新病院建設(固定設備及び移動設備を含む。)への部分融資。これには最新の救急部門及び集中治療部門も含まれ、関連する診断サービス及び治療サービスと統合されることで、治療の質及び効率の両方が向上する。 最終受益者：地域や地元の患者(社会的弱者、移民、難民及び障害者を含む。)並びに将来の職員及び学生。	69,700	171,400
	wbgニュルンベルク不動産 株式会社(wbg Nürnberg GmbH Immobilienunternehmen)	公共住宅及び手頃な価格の住宅の建設及び現代化、並びに現代的で社会的に利用しやすい高齢者向けケアハウスの建設の追加要請。 最終受益者：低所得者、高齢者、障害者、学生、一人親、移民及び難民。	90,000	562,800
ギリシャ	政府	クレタ島のアマリ渓谷及びメッサラ平野における農村開発及び水管理の支援による、不利な立場にある農村地域の高齢化及び過疎化に対する対処への貢献。特に、CEBの貸付金は、(i)洪水のリスクを軽減する貯水池及び堤防ダム、並びに灌漑ネットワーク、並びに(ii)水道管路の建設への部分融資に充てられる。 最終受益者：家族経営の農場で働く約26,000人及び求職者。	80,000	160,000
ハンガリー	ハンガリー開発銀行 (Hungarian Development Bank)(MFB)	CEBがハンガリー全土の適格なMSMEに手を差し伸べることを可能にする、転貸融資協定に基づく仲介信用機関(商業銀行)を通じた借入人の融資活動の支援。当該貸付金は、MFBのエネルギー効率化融資プログラムの対象となる適格投資への部分融資に充てられる。 最終受益者：ハンガリーの生産部門及びサービス部門で活躍するMSME。	50,000	100,000
	ハンガリー輸出入銀行 (Hungarian Export - Import Bank)(Eximbank)	ハンガリーの輸出関連の生産部門及びサービス部門で活躍するMSMEの固定投資及び運転資本の需要への部分融資の追加要請。 最終受益者：ハンガリー全土における適格なMSME(女性が率いる事業を含む。)及び求職者。	100,000	300,000

アイルランド	住宅金融庁(Housing Finance Agency)(HFA)	2023年から2025年の期間のアイルランド全土における既存の賃貸公共住宅の改修及びエネルギー効率の高い公共住宅の建設の追加要請。 最終受益者：主に社会保障を受けている低所得世帯及び社会的弱者集団(一人親、高齢者、障害者及びホームレスを含む。)	125,000	758,000
イタリア	ジェノヴァ市	(i)水文地質学的リスクの防止及び管理、 (ii)都市再生の促進、並びに(iii)学校を中心に地方自治体が管理する建物の再認定及び改良を行う適格なサブプロジェクトへの部分融資による、ジェノヴァの2023年から2025年にかけての予算ニーズの支援。 最終受益者：ジェノヴァ市の住民、首都圏の住民、観光客、通勤客、若者及び高齢者。	50,000	200,000
	レッジョ・エミリア市	R60地区の住宅・都市再生プロジェクトへの投資。当該プロジェクトには、中央駅周辺を社会的に包摂された、手頃な価格の活気ある都市地区に変貌させることや、社会的弱者や低所得者に適正で手頃な価格の住宅を提供することが含まれる。 最終受益者：社会的弱者集団や社会から疎外されている集団を中心としたレッジョ・エミリア市の住民。	25,000	51,000
	ペルミクロS.p.A. (PerMicro S.p.A.)*	新興企業を含む零細企業への直接融資の支援。CEBの貸付金は、受益者の事業活動を支えるための投資や運転資本の需要(物品、資材、設備及びライセンスの購入、並びに新興企業の創業や事業展開に関連する費用など)への部分融資に充てられる。当該貸付金の少なくとも25%は、女性が率いる事業に供与される。IEU 最終受益者：零細起業家、特に起業家を志す者及び女性起業家。	12,000	24,000
	イタリア郵政公社(Poste Italiane SpA)	借入人の2022年から2026年に係る投資プログラム、特に(1)イタリアの南部地域及び小さな町における包括的で必要不可欠なサービスへのアクセス及び質の改善、(2)郵便局のエネルギー効率基準の改善、並びに(3)人口15,000人未満の町における郵便サービス、金融サービス及び行政サービスの「ワンストップ・ショップ」に対する共同融資への部分融資。 最終受益者：イタリア全土におけるイタリア郵政公社の従業員及び顧客。	250,000	530,000
リトアニア	ビリニュス市	2023年から2025年に係る予算における、新規建設や既存施設の修復及び改修を含む、市の長期戦略に基づく投資への部分融資の追加要請。スポーツ・文化施設から学校インフラ及び医療インフラ、並びにウクライナからの難民に対する市営サービスの提供まで、多岐にわたる数多くのサブプロジェクト。 最終受益者：ビリニュス市の住民(ウクライナからの難民やその他の社会的弱者集団を含む。)	35,000	700,000

マルタ	マリータ・インベストメンツplc(Malita Investments plc)	プロジェクトの範囲の拡大及び68戸の住宅の追加建設(これにより住宅戸数の合計は748となる。)の追加要請。 最終受益者：低所得者並びにホームレス、障害者、一人親(その大半が女性)及び家庭内暴力の被害者などの社会的弱者集団。	7,000	109,000
モルドバ共和国	政府	モルドバ共和国の北部地域における、外来医療センター、がんセンター、手術室、並びに340の入院病床及び78の日帰り病床を収容する入院病棟を含む、三次医療病院の建設及び整備の支援。これらにより、公共医療及び三次医療がより良く、かつより利用しやすくなり、病院職員や医学生の就労、学習及び研究の環境が改善される。 最終受益者：モルドバ共和国の北部地域の住民(病院職員や医学生を含む。))。	86,000	108,000
	政府	賃貸公共住宅の戸数を増やし、エネルギー効率が改善された新しい学生寮や高齢者住宅を提供することを目的とした、既存の建物の改装及び改造。 最終受益者：モルドバ共和国の住民、特に障害者、高齢者、特別な支援を必要とする子供がいる家庭及び学生などの社会的弱者集団。	20,000	34,200
モンテネグロ	モンテネグロ投資開発基金(Investment and Development Fund of Montenegro)	モンテネグロにおけるMSMEの金融へのアクセスの強化を目的とした、生産的な投資及び運転資本の需要への対応を通じた、借入人の直接的及び間接的な融資業務の双方への支援。 最終受益者：特に同国北部において最も十分なサービスを受けていない地方自治体のMSME、並びに女性や若者が率いる事業及び個人農家などの社会的弱者集団。	30,000	43,000
オランダ	コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー(Coöperatieve Rabobank U.A.)	医療、福祉及び教育の分野で活躍するオランダの適格な民間及び非営利のサービス提供者に資金を転貸することを目的とした、借入人のソーシャル・インパクト・ローン・スキームへの部分融資。 最終受益者：患者、精神疾患患者、中毒者、障害者、高齢者、並びに普通学校及び特別支援学校の教職員及び生徒。	150,000	300,000
	クレディッツ・マイクロファイナンス・オランダ財団(Stichting Qredits Microfinanciering Nederland)**	指導や学習ツールを通じた事業の発展及び存続の促進並びに標準的な銀行融資へのアクセスや経済的自立が困難な零細起業家に対する機会の提供だけでなく、起業家精神及び自営業の促進並びに起業の活性化を目的とした、零細企業向融資への部分融資。IEU 最終受益者：零細起業家を志す者や既存の零細起業家(女性起業家や移民を背景とする起業家を含む。))。	40,000	80,000
北マケドニア	北マケドニア開発銀行(Development Bank of North Macedonia)	主に卸売業及び小売業、サービス業、並びに農産食品加工業の分野における事業活動を支援するための、固定資産及び設備への投資並びに運転資本の需要に対する、認定商業銀行を通じた部分融資。CEBの資金の少なくとも20%を女性起業家及び女性が率いる事業に割り当てる。 最終受益者：中小企業の従業員及び失業者。	50,000	71,400

	マイクロクレジット・ファンデーション・ホリゾンティ (Microcredit Foundation Horizonti)	北マケドニア全土の新規又は既存の零細起業家や農業従事者による事業の設立や既存事業の拡大を支援するための、ホリゾンティの農業、小売業及び製造業の零細企業向融資活動への部分融資。最終借入人の80%は女性起業家となる見込みであり、資金の少なくとも20%はロマ族の零細起業家に割り当てられる予定である。 最終受益者：低所得層の起業家及び農業従事者(女性、ロマ族並びに恵まれない都市部及び農村部に住む人々を含む。)	2,000	4,000
ポーランド	ユーロペスキ・ファンド・リーシングS.A. (Europejski Fundusz Leasingowy S.A.) (EFL)	ポーランド全土における適格なMSMEへの協調融資貸付による雇用の創出及び維持。EFLは、気候変動への対応を支援するため、車両への融資を融資総額の50%までに制限するとともに、CEBの貸付金を旧型車両や小型ディーゼル車への融資には使用しない。社会的弱者集団に手を差し伸べるというCEBのコミットメントに沿い、EFLは貸付金の少なくとも25%を、失業率が全国平均を上回る地域のMSMEに割り当てる。また、女性起業家が貸付金の少なくとも15%を受け取る。 最終受益者：適格なMSME、特に零細企業、小規模企業及び女性起業家。	200,000	400,000
	SGエキップメント・リーシング・ポルスカ sp.z.o.o. (SG Equipment Leasing Polska sp.z.o.o.)	国内各地のMSMEが行う適格投資に対する、リースの形による部分融資。さらに、借入人は、CEBの資金の少なくとも15%を女性起業家及び女性が率いる事業に、5%を「グリーン」資産に割り当てる予定である。 最終受益者：銀行融資へのアクセスが限定されているか不可能なMSME、特にポーランド全土における零細企業、小規模企業及び女性起業家。	150,000	300,000
ルーマニア	バカウ市	特に、持続可能な交通インフラの構築、3つの学校の改修、及びかつての映画館を新興企業や起業家のためのインキュベーターに改造することを通じて、バカウの住民にとってより包括的で魅力的な生活環境を創造することを目的とした投資への部分融資。* 最終受益者：バカウ市及びバカウ県の住民、特に社会的弱者集団、生徒及びMSME。	26,700	65,590
	パトリア・クレジット IFN S.A. (Patria Credit IFN S.A.)*	ルーマニアの零細起業家、小規模農業生産者及び農村ビジネスを支援することを目的とした借入人の融資活動への部分融資。貸付金の約25%は女性が所有する事業に割り当てられる。IEU 最終受益者：零細起業家、特に小規模農業生産者、農村ビジネス及び女性起業家。	10,000	20,000
	ブカレスト市第5セクター	88棟のアパートのエネルギー効率を高める現代化、及び地元の若者のためのネット・ゼロ・エミッションの公共住宅177戸の建設を目的とした地方自治体の投資プログラムに対する支援。* 最終受益者：ブカレスト第5セクターの住民(ロマ族、障害者、恵まれない若者や一人親などの最下層の社会的弱者を含む。)	53,000	110,030

	ブカレスト市第6セクター**	257の入院病床及び50のショートステイ病床を備えた新たな中規模の公立病院の建設及び整備への適格投資。新病院は、新生児科、産婦人科、循環器科、内科、神経科及び集中治療サービスなどのほか、入院治療及び外来治療の両方並びに手術を提供する。IEU 最終受益者：ブカレスト第6セクターの様々な住民及びブカレストのより広い範囲の住民。	72,920	145,839
セルビア	政府	最先端の教育、科学、技術及び起業を支援する機関であるBIO 4キャンパスの創設、並びにセルビア及びその周辺地域の個人及び企業の機会の促進。当該貸付金は、15の異なる科学研究機関を受け入れ、民間企業専用のスペースを含む7つの建物の建設に関連する支出に対して部分融資する。 最終受益者：学生、研究者、教職員、企業関係者(失業者、社会的弱者の若者、若い起業家及びベオグラード地域の住民を含む。)	200,000	398,301
スロバキア共和国	政府	2021年から2027年に係るパートナーシップ協定の一環として、地域開発における社会的格差及び経済的格差をなくし、地域の競争力を高め、全ての市民の生活の質を向上させるためのサブプロジェクトを支援するための国庫負担金を賄うことを目的としたEU協調融資ファシリティー(ECF)。 最終受益者：スロバキア共和国の様々な住民並びに公共及び民間の団体。	300,000	5,031,000
	スロヴェンスカ・スポリテルナa.s.(Slovenská sporiteľňa a.s.)	地域の水処理施設及び水道施設、廃棄物処理、公共交通機関、医療、教育並びに住宅ストックの回復への投資など、公共インフラ及び住宅インフラの再生及び現代化への部分融資。当該投資は、支援対象となる作業のエネルギー効率向上も支援する。 最終受益者：投資の恩恵を受ける地方自治体及び地域の住民。	150,000	300,000
	トレンチーン自治区	建設又は再建の工事、設備の購入、エネルギー効率化工事、及び既存インフラの断熱又は拡張の工事を含む、交通、教育、社会福祉及び保健に関連する地域予算投資パイプラインの適格なサブプロジェクトへの部分融資。 最終受益者：同地域の住民全体、並びにスロバキア共和国国内及びチェコ共和国内の近隣地域の住民。	30,000	90,000
スペイン	バルセロナ市議会	「2022年から2024年に係る行動計画」の3つの特定の戦略的優先事項、すなわち(1)社会的権利、(2)気候の緊急事態、及び(3)都市計画に基づく投資への部分融資の追加要請。 最終受益者：バルセロナの住民(増加傾向にある移民、子供及び高齢者を含む。)及び観光客。	110,000	360,000

	アンダルシア自治州	外部業者による社会福祉サービスに関する借入人の2023年から2024年に係る予算支出への部分融資の追加要請。 * 最終受益者：アンダルシアの住民、特に高齢者及び障害者並びにその家族。	150,000	700,000
	ヌエヴォ・マイクロバンクS.A.U.(Nuevo MicroBank S.A.U.) (MicroBank)	雇用の創出及び社会的結束の強化を支援することを目的とした、事業やファミリー向けのマイクロ融資の形による、特に移民などの最下層の社会的弱者の零細企業や個人を対象とするマイクロファイナンス融資。 最終受益者：スペイン全土の起業家(女性起業家を含む。)、自営業者及び零細企業、並びに移民及び社会的に弱い立場にある家庭。	100,000	200,000
スウェーデン	マルメ市	義務教育学校の新校舎の建設並びに既存の教育施設の現代化及び改修を目的としたマルメ市の予算支出への部分融資の追加要請。 * 最終受益者：マルメ市の学校に通う全ての年齢層の子供。	80,000	700,000
	ヘムソ・ファスティゲットAB(Hemsö Fastighets AB)	テンスタ体育館及びテンスタ・トレフ(Tensta Träff)(地域のコミュニティ・プロバイダーや団体を受け入れる予定の建物)の再建及び改装に関連する投資。 最終受益者：教職員及び学生(移民及びその他の社会的弱者集団を含む。)	22,200	44,400
トルコ	政府	アダナ、アドゥヤマン、ディヤルバクル、エラズー、ガズリアンテプ、ハタイ、カフラマンマラシュ、キリス、マラティヤ、オスマニエ及びシャンルウルファの11県における、地震によって損なわれた医療施設をレジリエントな形で再建するためのトルコの中期的な取り組みだけでなく、保健サービスの提供を復旧させるための同国の取り組みの支援。 * 最終受益者：地震の影響を受けた県における14百万人超の住民、特に最下層の社会的弱者。	250,000	277,770
ウクライナ	政府	世界銀行が開発した500百万ドル規模の枠組戦略である健康増進及び人命救助(HEAL)プロジェクトの支援。当該貸付金は、4種類の活動に充てられる：(1)精神医療及びリハビリテーションに関する新規かつ緊急の保健需要への対応、(2)プライマリー・ヘルスケアのさらなる改善及び強化、(3)改革の方向性に沿った病院治療の復旧及び現代化、(4)能力開発、デジタル化及びイノベーションの支援。これは、リハビリテーション・サービスを支援する機器や車両、精神医療サービスやリハビリテーション・サービスを提供する施設の改修工事、設備の購入、並びにプライマリー・ヘルスケアのインフラの復旧及びエネルギー効率を改善した病院の改修などに資金を提供することを意味する。 * 最終受益者：予防的及び治療的な保健サービスを必要とするウクライナの住民、特に精神医療サービス及びリハビリテーション・サービスを必要とする人々並びに危険にさらされている人々、幼児及び国内避難民(IDP)。	100,000	500,000

合計			4,106,020	
----	--	--	-----------	--

＊：公共部門融資ファシリティ (PFF)

＊＊：この事業は、インベストEU基金の下で欧州連合による支援を受けている。

IEU：マイクロファイナンス及び社会事業への融資のためのインベストEU枠組戦略に基づいて承認

d. 持続可能な開発のための2030年アジェンダ

国連の持続可能な開発目標にコミット

CEBは「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に基づき加盟国のコミットメント達成に向けた取り組みを支援している。2023年から2027年に係る戦略的枠組みに沿って、当行は、社会的使命及び活動分野に最も密接した持続可能な開発目標(SDGs)に高い優先度を割り当てている(「c. 2023年に承認されたプロジェクト：戦略的枠組みの実施」を参照のこと。)。このような優先順位付けは、貧困、飢餓及び気候を含む、2030年アジェンダの多くの重要な分野で停滞しているか、又は逆転していると国連が警告している進歩を促進する手助けとなる⁽¹⁾。2030年を目前に控え、欧州の約5分の1の人々が依然として貧困又は社会的排除のリスクにさらされている。国連は、全ての国々及び国際開発機関に対し、誰も取り残さないために努力を重ねるよう呼びかけている。

2020年1月以降、CEBは優先的に取り組むべきSDGsに照らして、融資が提案された全てのプロジェクトをマッピングしている。さらに、資金調達の面で、CEBはソーシャル・インクルージョン・ボンドの影響報告の一環として、SDGsを明示的にトラッキングしている(ソーシャル・インクルージョン・ボンド・レポート(2022年)を参照のこと。)。

以下は、2023年のCEBプロジェクトの主なSDGsの特徴である。

- ・48件の融資プロジェクトはそれぞれ、次の2つのSDGsのうち少なくとも1つに関連していた：プロジェクトの25%がSDG 1(貧困をなくそう)に、またプロジェクトの92%がSDG10(人や国の不平等をなくそう)に。
- ・全プロジェクトの半数がSDG11(住み続けられるまちづくりを)に貢献していた。
- ・プロジェクトの3分の1が、SDG 3(全ての人に健康と福祉を)又はSDG13(気候変動に具体的な対策を)にそれぞれ貢献していた(過去3年間はプロジェクトの4分の1であった。)。
- ・プロジェクトの4分の1が、SDG 4(質の高い教育をみんなに)、SDG 5(ジェンダー平等を実現しよう)又はSDG 8(働きがいも経済成長も)のいずれかに関連していた。

承認されたCEBのプロジェクト及びSDGs

注：重複は、プロジェクトが複数のSDGsを支援しているという事実を反映している。

		2023年	
		各SDGを支援する承認されたプロジェクトの数	各SDGを支援する承認されたプロジェクトの割合(%)
	SDG10 人や国の不平等をなくそう	44	92
	SDG 1 貧困をなくそう	12	25
	SDG 5 ジェンダー平等を実現しよう	5	25
	SDG13 気候変動に具体的な対策を	17	35
	SDG 3 全ての人に健康と福祉を	16	33
	SDG 4 質の高い教育をみんなに	12	25
	SDG 6 安全な水とトイレを世界中に	3	6
	SDG 8 働きがいも経済成長も	13	27
	SDG11 住み続けられるまちづくりを	21	44
	SDG16 平和と公正を全ての人に	0	0

注(1) 国連の「持続可能な開発目標報告2023：特別版、人と地球の救済計画に向けて」(2023年6月)

e. 信託基金：CEBが行う社会的行為を支援する信託基金

信託基金は、支援者及び当行の収入によって資金調達されており、CEBの使命にとっての鍵である。信託基金は、CEBがマイクロファイナンス・プロジェクト等のより影響力の大きいイニシアチブを実施することを可能とし、また技術支援や投資支援金を含む追加支援を提供する。

2023年、CEB信託基金への拠出金は48百万ユーロに達し、うち40百万ユーロはEUから、3百万ユーロはドイツ、リトアニア及びチェコ共和国から、5百万ユーロは当行の2022年度利益から拠出されたものであった。当行は、信託基金を活用して31百万ユーロの助成金を承認し、CEBからの24百万ユーロの貸付を保証した。

2023年末現在、EUは最大のCEB支援者であり、CEB信託基金が1996年に初めて設立されて以来、累計699百万ユーロ又はCEB信託基金が受領した拠出金総額の75%を拠出してきた。最大の支援国3ヶ国は、ドイツ(22百万ユーロ)、ノルウェー(16百万ユーロ)及び非加盟国の米国(24百万ユーロ)である。

CEBは、影響力の大きいプロジェクトへの支援を強化するため、引き続き支援者からの追加拠出を歓迎している。以下は、これらの信託基金の具体的な成果を示す事例の一部である。

i ウクライナの戦災家屋の修復

ウクライナがCEB加盟国となった1ヶ月後の2023年7月、CEBはウクライナに対する初めての助成金を承認した。この2百万ユーロの助成金は、カトリック・リリーフ・サービスに提供され、窓やドアの交換から壁や屋根のひび割れの修理まで、ロシアの軍事侵攻によって被害を受けた家屋の修繕資金を支援する。当該助成金によって、高齢者を含む500超の脆弱な世帯が恩恵を受けるものと予想される。

2022年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻以来、当行は、ウクライナ関連のプロジェクトを支援するため、総額9.6百万ユーロの助成金(難民受入れを行っている近隣加盟国に対するものも含む。)を承認した。これらの助成金は主に、2015年に設立された移民及び難民基金と、2022年に設立されたウクライナ連帯基金の2つのCEB信託基金から融資されている。

ii 西バルカンの地域住宅プログラム(RHP)

地域住宅プログラム(RHP)は、10年超の活動を経て2023年に正式に終了した。ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、モンテネグロ及びセルビアの共同イニシアチブとして2012年に開始して以来、31のプロジェクトが完了し、1990年代の旧ユーゴスラビアにおける紛争によって難民となった西バルカンの36,000名の社会的弱者に対して、約11,300の住宅を提供してきた。

11月、これらの人々の一部は、RHPの成功を祝うため、その他の関係者とともにサラエボ近くに集い、欧州委員会のウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長はこれを「心温まる瞬間」であったと表現した。当該プロジェクトは、国際社会からの拠出金によって実現したもので、RHPの最大の支援者であるEUからは238百万ユーロが提供された。その他の支援者には、ドイツ、ノルウェー、スイス及びイタリア等の十数ヶ国のCEB加盟国が含まれ、加盟国ではないが米国も24百万ユーロを寄付した。UNHCRとOSCEも参加した当該プログラムは、地域協力、受益者との関与及び国際社会からの支援を通じて何が達成できるかということを示し、紛争後の和解と復興のモデルとして称賛されている。

iii トルコの地震が新たな基金の設立を促す

2023年2月6日にトルコとシリアで大地震が発生し、広範な被害、数万人の死者及び大規模な人口移動をもたらした後、CEBは迅速に対応した。CEBは、トルコに対して、影響を受けた地域における医療制度の復旧を支援するための250百万ユーロの貸付を含む、緊急支援を提供した(「トルコの大災害への対応」を参照のこと。)。また、防災復興基金を設立し、積極的に支援者からの拠出金を募集している。

この新たな信託基金は、CEB加盟国が自然災害や環境災害に備え、又は対応することを支援する。当該信託基金は、人道支援の提供や、復興支援及び災害防止イニシアチブの支援に活用することができる。CEBの社会配当金勘定は、シード資金として3百万ユーロをこの新たな基金に割り当て、対応努力を促進した。

iv セルビアの新しい大学キャンパス

ベオグラード大学はセルビアで最も古い大学であり、早急に整備が必要である。その建物は窮屈かつ時代遅れであり、増加する学生人口に対応するために必要な安全規格及びエネルギー基準を満たしていない。かかる差し迫ったインフラ需要への対応に関し、セルビア当局を支援するため、CEBは、

2023年8月に、西バルカン半島投資フレームワーク(WBIF)から21百万ユーロを調達した。当該プロジェクトでは、新しい大学センターの建設と、複数の建物の復旧を行い、123,000平方メートルの新しいキャンパスを創設する。新キャンパスは、約15,000名の学生の学習環境を改善し、障害のある学生のアクセシビリティを促進すると同時に、エネルギー効率の高い構造と技術を採用する。

WBIF助成金は、エネルギー効率への投資及び技術支援に対する拠出を行う。これはCEBの95百万ユーロの貸付を補完するものであり、セルビア当局のプロジェクト費用を削減する。セルビアのプロジェクトの準備を支援するため、WBIFによって0.5百万ユーロの初期技術支援パッケージが提供された。

f. 協力関係

協力関係は、CEBがその社会的ミッションを果たす上で最大限に効果を発揮するために不可欠である。また、知識やベストプラクティスを共有するための手段でもあり、多国間の行動の下支えとなる。

CEBの欧州連合との長期的な協力関係は、より広い範囲に及び、社会的統合の強化に向けてより多くの行動を起こすため、戦略上重要である。

i インベストEU

CEBのインベストEUとの協力関係は、2022年に当行が欧州委員会と締結したインベストEU保証協定に基づき、公共住宅、研修及び社会事業向けに370百万ユーロ相当のCEB投資が開始され、総額約740百万ユーロの投資(EU協調融資を含む。)が可能となる等、2023年も継続して強化・拡大された。当行が2023年に参加したインベストEUアドバイザリー・ハブの下での能力構築を支援するため、約10百万ユーロの拠出契約が締結された。かかるデュアルトラック・パートナーシップは、CEBがEUからの支援を融資へのアクセス拡大に転換できると同時に、取引相手方に技術支援を提供できることを意味する。

CEBの2023年から2027年に係る戦略的枠組みにおける優先事項であり、特に商業銀行からの融資を受けられない社会的弱者集団にとってますます重要性を増している分野の1つが、マイクロファイナンス及び社会事業である。インベストEUのおかげで、2月に欧州委員会との間で承認された運用枠組みにより、当行は、CEBの全てのEU加盟国において貸付を増加することで、マイクロファイナンス及び社会事業への融資支援を拡大することが可能となった。

かかるインベストEUの「社会投資とスキルの窓口」の一環として、フランス、アイルランド、ルーマニア及びスペインにおいて、公共住宅及び手頃な価格の住宅、教育、雇用及び技能、並びに医療の分野を対象とする5つの新たなCEB貸付がインベストEU投資委員会によって承認された。

インベストEU保証の独自のアプローチは、通常であればCEBの貸付を受ける資格を有しない新しいタイプのパートナーに対してもCEBが融資を行うことを可能とする。フランスでは、当行は、フランスで最も古い子供の保護と社会的包摂を支援する財団の1つであるアプレンティ・オートゥイユ・ファンデーション(Fondation Apprentis d'Auteuil)に対し、13.5百万ユーロの貸付を行った。当該財団には、中等学校、職業訓練施設、寄宿学校、子供のための避難所、コミュニティ・センター及び緊急受入センターが含まれる。当該貸付は、パリ近郊にある同財団の学校キャンパスの現代化のための融資を行うことで、プログラムをより弱い立場にある若者に提供できるように拡大し、かかる若者が工芸やその他の技能訓練を受けることを可能とする。

1月にインベストEUアドバイザリー・ハブのアドバイザリー・パートナーに就任して以来、CEBは、EUの9ヶ国における社会分野のインフラ投資ニーズを評価する調査を委託している。当該調査は

2024年に発表される予定であり、CEBは、引き続き特定のEU諸国における投資プロジェクトの特定、準備及び開発を支援する。

ii 多国間開発銀行－気候変動から資金調達まで

他のMDBとの協力関係は、異なるネットワーク、専門知識及び能力を結集し、CEBが、持続可能な開発や気候変動等、社会活動が不可欠であるグローバルな課題に対処するための共同の取組みに貢献することを可能とする。

2023年を通じて、特にG20が主導する各国政府は、MDBに対し、持続可能な開発と気候変動に関する個々の行動及び集団行動を強化するよう呼びかけた。モンティチェッリ総裁は、10月にマラケシュで開催された世界銀行年次総会の際に、MDBの首脳陣とともに、「より大きな影響を達成するための協力体制と個々の行動」を強化することを約束する共同声明に署名した。これに続いて、12月にドバイで開催された国連気候変動会議(COP28)では、気候変動と開発に関する協調的行動を強調する共同声明が発表された。

多国間開発銀行、政府系開発銀行及び地域開発銀行、並びに国際的なパートナー機関との協力強化により、プロジェクトの協調融資の機会も増えている。2023年には、CEBが新たに承認した融資の4分の1近くが、他の貸出人との協調融資の恩恵を受けていた。

CEBはまた、欧州復興開発銀行(EBRD)、欧州投資銀行(EIB)及び世界銀行と協力し、ウクライナのMDBが融資する公共部門投資に対する公共調達慣行を調和するための共通アプローチを推進した。ウクライナの復興費用は莫大となる見込みであり、世界銀行の2024年2月の見積りによれば、10年間で486十億米ドルが必要となる。マラケシュの4つのMDBの首脳陣が署名した覚書(MoI)は、透明で簡素な調達慣行を取り入れた投資管理の手順を確立し、ウクライナと支援者の双方の期待に応えながら、適切な受託者監督を行うことを目的としている。

公共調達は、投資プロジェクト全般にとって常に変化し続けている問題であり、2023年には、CEBはEIB、EBRD、OECD等とともに、公共調達システムを包括的に評価する唯一の既存のツールである調達システム評価方法(MAPS)イニシアチブに積極的に貢献した。かかる評価方法は、より良い公共システムのためのより効率的な改革を支援するためには、何が効果的なのかを特定する。CEBは、年間を通じて、持続可能な調達に関するものを含むいくつかのネットワーク・イニシアチブに貢献した。

iii より広い関わり

当行は、持続可能な開発のための2030年アジェンダ及び気候に関するパリ協定に鑑み、国家振興銀行を含む世界中の公的開発銀行間の協力を強化するために2020年に発足された世界的な連合であるファイナンス・イン・コモン・サミットにおいて、引き続き積極的な役割を果たした。CEBはまた、フランス開発庁(AFD)と共同で主導する社会的投資連合が、国際開発金融クラブ(IDFC)と協力し、SDGの連携に向けた取組みを強化することを確認した。

12月、CEBは他のMDB、国際機関、政府及び市民社会団体とともに世界難民フォーラムに参加し、IOMやUNHCR等の戦略的組織との協力関係を強化し、CEBが2022年に参加した、経済移民と強制移住に関するMDB調整プラットフォームを通じて協力することを約束した。

CEBは、政府系開発銀行との関与も継続し、たとえば10月には、CEBとフランス預金供託公庫(CDC)間の協力関係を強化するための覚書をCDCと締結した。

当行にとって、幅広い関わりを持つことは、運用上及び技術上の知識を高め、投資の質を向上させるために非常に重要である。当行は、たとえば、効率的な学習環境に関するネットワークに参加しており、当該組織が3月に開催する年次総会では、欧州の主要な金融機関から教育に関する専門家が集

まり、教育プログラムの融資に関する情報交換を行い、潜在的な協力分野を特定する。CEBは、イタリアやフィンランドなどにおいて、特に教育フレームワークの構築を実施するパイロット・プロジェクトを通じて、学習環境を改善するための取組みを主導した。

ホームレス問題は欧州で深刻化しており、当行は、欧州委員会と共同議長を務める専門作業部会の一環として、ホームレス問題と闘うための欧州プラットフォーム(EPOCH)のメンバーによる融資オプションの計画やプロジェクト開発を積極的に支援している。

さらにCEBは、2023年にはマイクロファイナンスに焦点を当てたいくつかのイベントに参加した。モンティチェリ総裁は、6月にパリで開催された欧州マイクロファイナンス・ネットワークの20周年記念会議で開会のスピーチを行った。当行はまた、5月に開催されたマイクロファイナンス・センターの第25回年次会議に参加し、社会的投資のためのマイクロファイナンスが技術の変化、労働の未来、政治的紛争及び世界的な不安等の課題にどのように対処できるかを検討した。

g. 当行が供与する貸付及び保証の方針及び概略

定款及び第三議定書に従い、管理委員会は、当行が供与する貸付及び保証を規律する一般的な規則及び原則を含む貸付及び事業融資の方針並びに貸付規則を決議第1562号(2013)に基づき認可した。さらに、当行が認可する貸付又は保証ごとに、借入人及び当行は貸付契約又は保証契約を締結する。

当行の成文規則に基づき、貸付は、下記の法人に対して供与される。

- i 当行の加盟国
- ii 当行の加盟国の保証のある当行の加盟国によって承認された法人
- iii 当行の加盟国が承認した法人。但し、管理委員会が、当該貸付が当行の成文規則に従って適切な保証によりカバーされていると認めた場合に限る。

当行は、原則として、市場金利に沿って通常貸付を行う。当行は、代理手数料を差し引き、当行が市場で獲得する利益を貸付の受益者に譲渡する。利用可能な資金の取扱いは、効率的かつ厳格に行われている。

貸付及び保証の申請は全て、当行加盟国の政府により欧州評議会及び当行に提出されるものとする。欧州評議会は、申請書及びその添付書類に記載されている目的事業につき、欧州評議会の政治的及び社会的な目的に合致しているか否かを確認する。同時に、当行の総裁は事業の専門的及び財政的な見地から報告書を作成する。欧州評議会による調査の結果、目的事業が上述の要件に合致していることが判明し、総裁が専門的及び財政的な見地から当該事業に満足した場合には、申請書は、欧州評議会の許容する旨の意見書及び総裁の報告書とともに、最終的な承認を得るために管理委員会に提出される。当行は、一般的に事業の総費用の50%までを融資することに同意している。

[次へ](#)

h. 2023年におけるCEBの財務活動

2022年を特徴付けた国際金融市場における不安定かつ幾分困難な運営環境は、2023年も続いた。欧州での平均インフレ率は、主にエネルギー価格の下落を反映して緩和したが、基調的な物価圧力は根強く、金利は高水準を維持した。これらの制約的な状況にもかかわらず、CEBは、満期債務の返済を行い、また流動性を確保しつつ、当行の活動に必要な資金確保を行うことができた。

i 財務ポートフォリオ

当行の貸借対照表の資産の部には、以下の1種類の金融ポートフォリオ及び3種類の短期、中期及び長期流動性有価証券ポートフォリオを含む4種類の財務ポートフォリオが計上されている。

- ・金融ポートフォリオは、1年満期までの短期私募債で構成される。

このポートフォリオは、全ての必要な通貨の日々のキャッシュ・フローを管理することを目的としている。3ヶ月満期までの短期私募債は、購入時に、最低BBB+の格付を取得していなくてはならない。3ヶ月満期から1年満期までの短期私募債は、購入時に最低A-の格付を取得していなくてはならない。

2023年12月31日現在、かかるポートフォリオの短期私募債総額は、6,365百万ユーロであった。

- ・短期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期までの短期有価証券で構成される。

銀行預金の代替に、これらの有価証券は当行の短期流動性ポジションの強化により、金融ポートフォリオを補完する。3ヶ月満期までの短期国債は、購入時に最低BBBの格付を取得していなくてはならず、3ヶ月満期から1年満期までの短期有価証券は、最低A-の格付を取得していなくてはならない。

2023年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける短期有価証券総額は、1,150百万ユーロであった。

- ・中期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期から15年満期までの投資有価証券で構成される。

かかるポートフォリオは、満足のいく利回りを達成する一方で、当行の流動性ポジションを強化することを目的としている。中期有価証券は、購入時に最低A+の格付を取得していなくてはならない。

2023年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける有価証券総額は、1,840百万ユーロであった。

- ・長期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期から30年満期までの投資有価証券で構成される。

かかるポートフォリオの有価証券は、当行の金利収入の安定的な資金源を確保することを主な目的としている。かかるポートフォリオの有価証券は、購入時に最低A+の格付を取得していることが要求される。

2023年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける有価証券総額は、1,781百万ユーロであった。

ii デリバティブ

CEBの管理委員会が採用する金融及びリスク方針に従い、当行は貸付、投資及び資金調達取引から生じる市場リスクをヘッジするためにデリバティブを使用する。

2023年12月31日現在、当行が所有するヘッジ対象の種類別のデリバティブの内訳は、債券発行が60%、貸付が34%及び有価証券が4%であった。

これらの各金融商品に特有のリスクを避けるため、当行は、厳格なリスク管理方針を実施しており、その原則の概略は、下記「(5)経理の状況」の注Bに記載されている。

iii 2023年の資金調達

(a) 債券の発行

管理委員会が設定した年間借入承認に従い、CEBは、国際資本市場において債券を発行する。当行は、2023年において総額6.98十億ユーロ又は借入承認額7十億ユーロのうち99.7%を借り入れ、過去最高の借入額となった。かかる金額は、満期が1年以上の29件の資金調達活動(2000年以降で最多)及び過去最高の9種類の通貨で調達された。資金調達額は、5.99十億ユーロ借り入れた2022年を1十億ユーロ上回った。2023年の資金調達活動は、以下の3つの主要な目標を達成した。

- ・ 当行の貸付活動の需要を満たすこと
- ・ 当行の満期債務の返済を可能にすること
- ・ 当行の流動性を管理委員会が定める水準に維持できるようにすること

活動資金の調達に必要な資金源を確保するために、当行は継続して、大規模な、いわゆる広範な機関投資家を対象とした主要通貨建の指標銘柄に、特定の通貨でのより小規模な債券の発行又は投資家の特殊な需要に応えるために設計されたストラクチャーを組み合わせている⁽¹⁾。

2023年、CEBが調達した資金の45.8%がユーロ建、26.4%が米ドル建、15.6%が英ポンド建、3.3%が香港ドル建、3%がカナダドル建、2.9%がスイスフラン建、1.8%がトルコリラ建、0.8%がスウェーデンクローナ建、0.4%が豪ドル建であった。これらの取引により、当行は、当行の活動の資金調達先の市場を多角化するとともに、投資家基盤を拡大することができた。

CEBは暦年で初めて、ユーロ及び米ドル市場全体で、1十億ユーロ又は1十億米ドルの指標銘柄を5件(ユーロ3件、米ドル2件)発行した。ユーロ建では、2023年において、1月に発行された10年満期の1十億ユーロ指標銘柄、4月に発行された7年満期のソーシャル・インクルージョン・ボンド・ベンチマーク(1十億ユーロ)、9月に発行された5年満期の1十億ユーロ指標銘柄を含む7件の銘柄が発行された。さらに、2023年において、5年満期の1十億米ドル指標銘柄が1月に発行、また3年満期のソーシャル・インクルージョン・ボンド・ベンチマーク(1十億米ドル)が5月に発行された。

英ポンド建では、2023年において、1月に発行された長期3年満期の500百万英ポンド指標銘柄、9月に再発行された3年満期の250百万英ポンド銘柄を含む6件の銘柄が発行された。これにより、2023年において、ユーロ、米ドル及び英ポンド市場は、最も重要な資金調達量を占めた。

さらに、CEBはソーシャル・インクルージョン・ボンド・ラベルを新たに3通貨(スウェーデンクローナ、カナダドル、豪ドル)に拡張した。また当行が2014年以来初となる、6年満期の200百万スイスフラン銘柄を2023年6月に発行したことも注目すべき点である。

全体として、CEBは2023年に2.3十億ユーロのソーシャル・インクルージョン・ボンドを発行したが、これは新記録であり、当行の会計年度としては過去最高額となった。

スワップを行った後、借入資金は全額ユーロ建となった。2023年の借入承認に基づいて実施された起債の満期の平均は、5.4年であり、2022年とほぼ同水準であった。下表は、資金調達の詳細を原通貨建で示している。

2023年に発行された債券

払込日	満期日	通貨	期間 (年)	額面価額 (百万)	主幹事会社
2023年1月11日	2026年3月16日	GBP	3年	500	バンク・オブ・アメリカ(BoA)/ナット ウェスト(NatWest)/カナダ・ロイヤル 銀行(RBC)
2023年1月17日	2033年1月17日	EUR	10年	1,000	BoA/シティバンク(Citi)/クレディ・ アグリコル・コーポレート・アンド・ インベストメント・バンク(CACIB)/ド イツ銀行(DB)
2023年1月26日	2028年1月26日	HKD	5年	500	香港上海銀行(HSBC)
2023年1月26日	2028年1月26日	USD	5年	1,000	バークレイズ(BARC)/BNPパリバ (BNPP)/ゴールドマン・サックス (GS)/RBC
2023年2月9日	2027年4月9日	EUR	4年	75	ラボバンク(RABO)
2023年2月17日	2027年3月10日	EUR	4年	50	RBC
2023年2月21日	2028年1月24日	EUR	5年	50	コメルツ銀行(COBA)
2023年2月27日	2026年2月14日	TRY	3年	565	JPモルガン(JPM)
2023年2月27日	2028年1月24日	EUR	5年	25	ナティクス(Natixis)
2023年2月28日	2027年2月28日	TRY	4年	500	モルガン・スタンレー(MS)
2023年3月3日	2027年9月3日	TRY	5年	535	JPM
2023年3月6日	2028年3月6日	TRY	5年	500	BNPP
2023年3月16日	2027年3月16日	HKD	4年	500	HSBC
2023年3月13日	2027年3月22日	TRY	4年	500	DB
2023年4月13日	2030年4月13日	EUR	7年	1,000	HSBC/アイエヌジー(ING)/ソシエテ・ ジェネラル(SG)/TD証券(TD)
2023年5月5日	2027年5月5日	HKD	4年	400	BoA
2023年5月5日	2028年5月5日	SEK	5年	650	スウェドバンク(Swedbank)
2023年5月15日	2027年7月22日	GBP	4年	50	サンタンデール銀行(Santander)
2023年5月17日	2027年5月10日	GBP	4年	50	DB
2023年5月25日	2026年5月25日	USD	3年	1,000	CACIB/ナットウエスト・マーケッツ (NWM)/MS/ニューモラ・セラピュー ティクス(NMRA)
2023年6月30日	2029年6月30日	CHF	6年	200	BNPP/COBA
2023年7月5日	2027年7月5日	HKD	4年	300	TD
2023年7月13日	2027年1月13日	CAD	4年	300	ノヴァ・スコシア銀行(Scotia)/RBC/ バンク・オブ・モントリオール証券株 式会社(BMO)/カナダ帝国商業銀行 (CIBC)
2023年7月17日	2027年1月4日	HKD	3年	250	BoA

2023年9月13日	2028年9月13日	EUR	5年	1,000	BoA/DZ銀行(DZ)/JPM/Natixis
2023年9月27日	2026年9月15日	GBP	3年	250	RBC/Citi/BARC
2023年10月12日	2038年10月12日	AUD	15年	40	大和証券(Daiwa)
2023年11月23日	2026年9月15日	GBP	3年	50	Santander
2023年11月24日	2026年3月16日	GBP	2年	50	モントリオール銀行 (Bank of Montreal)

2023年に借入プログラムに基づいて実施された起債のうち、63.4%が約5年以上の最終満期であり、2022年の61.3%からわずかに増加した。これにより、当行貸付金の借換を確保し、次期年度におけるキャッシュギャップを回避することができる。

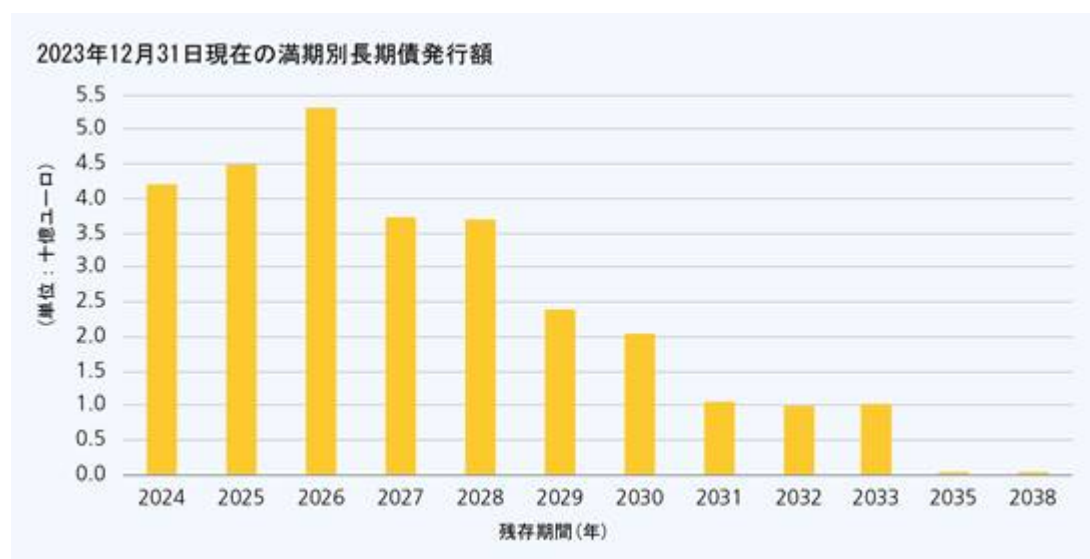
多通貨、ミディアムタームノート(MTN)プログラムは、2023年12月に更新された。このプログラムは、2つの追加指標レートを参照する債券の発行を可能にし、1933年米国証券法の規則144Aに基づきカナダ及び米国の投資家に対する私募を行うオプションを含めるため、文書を金融市場の規制の変更に適応させたものである。豪ドル及びニュージーランド・ドルMTN(オーストラリアのプログラム)は、2015年9月に最後に更新された。ソーシャルボンド原則に沿ったICMAのソーシャル・インクルージョン・ボンドの枠組みは、2022年3月に更新され、収益の管理がポートフォリオ手法へと移行され、CEBのユーロ・コマーシャル・ペーパープログラムも、2023年12月に更新された。

注(1) 指標銘柄とは、大規模な発行を意味している。ユーロ又は米ドル市場では、指標銘柄は通常1十億ユーロ又は1十億米ドル以上の規模であり、英ポンド市場では250百万英ポンド以上の取引が指標銘柄とみなされる。

(b) 債券の傾向

2023年12月31日現在、支払利息を除いた有価証券に表章される債券の未償還額は、28.9十億ユーロとなり、前年度末の25.9十億ユーロから増加した。

2023年、当行は、長期債の買戻し、期限前償還を一切行わなかった。満期ごとの債券の内訳は、下記図表のとおりである。



詳細について

CEBの財務活動に係る詳細については、「(5)経理の状況」を参照のこと。

i. リスク管理

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。当行は国際的にも最良の銀行慣行を実践し、業務分野全体で健全かつ慎重なリスク文化を促進している。

i リスク管理

(a) 目的

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。リスク管理により、当行が通常の業務の過程において直面する主要な金融リスク、すなわち信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクに対するエクスポージャーが特定、評価、監視、報告、軽減及び統制される。

(b) 原則

リスク管理原則及び枠組みの基準として、CEBは、銀行規制に係る欧州指令、バーゼル銀行監督委員会の勧告及び多国間開発銀行の地位に基づく国際的な最良の銀行慣行を適用している。

当行は、当行の活動から生じるリスクを管理するためにCEBが適切な手段を取れるように、目的、方針、手続、制限及び統制を含む包括的なリスク管理の枠組みを発展させ、実施してきた。かかる枠組みは、健全な要件との整合性を保証し、当行のガバナンスにおいて重要な意味を持つビジネス活動部門、リスク部門及び内部監査部門という3つの防衛線によって明確化されている。

CEBのリスク管理の構造は、リスク管理憲章で定義されており、重要なリスク管理原則を成文化し、リスク管理ガバナンスの目的及び原則を規定している。これは、管理委員会(AC)により承認されたCEBの財務及びリスク政策、並びに情報を得るためにACに提示された財務及びリスク政策ガイドラインにより補完される。最後に、財務及びリスク政策ハンドブックは、信用リスク委員会で内部承認され、変容する経済及び金融環境に対応するために定期的に更新されている随時更新文書である(最終更新は2023年4月。)。

四半期ごとに管理委員会及び理事会へ提出されるCEBのリスク管理報告書は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、気候リスクといった主要なリスクに対するCEBのエクスポージャーの展開及び内部で定義されるリスク選好枠組みの遵守に係る情報を提供している。

年次財務報告書は、当該事業年度におけるリスク管理の手順及び実施を評価することにより、外部のリスク報告に寄与している。さらに、当該報告書は、18-K様式に従って米国SECに提出される。

最後に、年次リスク開示報告書は、CEBのリスク選好枠組みの要素、信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスク管理に対する当行のアプローチ並びに自己資本充実度の評価に係る情報を提供している。

(c) 体制

リスク及び統制局(R&C)は、リスク管理の枠組みの実施について責任を負う。R&Cは、他局と協同し、リスク管理政策及び手段の提案、それらの実施の監督並びにリスク報告を行う。当局は、

他の運営局及び事業局から独立しており、総裁に直接報告するため、R&Cは、信用リスク、市場リスク(リスクの観点からの資産負債管理を含む。)、流動性リスク並びにオペレーショナルリスクを監視している。

総裁が議長を務める以下の意思決定委員会は、リスク管理の政策の制定及び監視について責任を負う。

- ・信用リスク委員会(CRC)は、週に1度、内部の信用評価及び勧告に基づき、貸付及び資金エクスポージャーに関する信用リスク決定を行う。
- ・資産及び負債委員会(ALCO)は、1ヶ月に1度(又は必要な場合はさらに頻繁に)開催され、金利、外国為替及び流動性リスクの将来的な予測に基づき、戦略的な志向及び意向を形成する。
- ・オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)は、オペレーショナルリスクに関する課題を半年に1度検討し、これらのリスクを軽減、監視及び規制するための対応が採られていることを確認する。

(d) 統制機関

内部監査(IA)は、CEBの内部統制システムにおける常設の独立した機能である。既存の政策、手続及びベストプラクティスに従って事業、運營業務及びパフォーマンスが効率的に行われ、管理されていることについて独立的かつ客観的な保証を提供する。関連するリスクを評価し、CEBの運営に関して、将来的な改善の提案を行う。

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与、脱税のリスク並びに誠実性、汚職問題及び詐欺問題へ対処することによって、企業理念の規範を促進している。OCCOは、当行の金融及びローン事業における義務及び誠実性を保護し、風評リスクを防いでいる。

システムセキュリティ統制ユニットの最高情報セキュリティ責任者(CISO)は、情報リスク及びITリスクの軽減のため、CEB全体のセキュリティの枠組みの設計及び手続の開発を行うことにより、当行のセキュリティポリシーを設定する。

監査委員会は、CEBの収支決算の正確性の検査及び当行の優れた財務管理の確認を行う。監査委員会は、理事会が加盟国から交代で任命する任期3年の代表者3名(退任者はアドバイザーとして引き続き任期1年で留任する。)から構成される。監査委員会の報告書は、その抜粋が財務書類に添付される他、年次財務書類が承認のため提出される際に、CEBの監督機関に提出される。

外部監査人は、外部報告の一環として、当行の財務書類の国際監査・保証基準審議会(IAASB)が規定する国際監査基準(ISA)に従った検証並びに内部統制及びリスク管理のプロセスの審査を行う責任を負う。外部監査人は、年次財務諸表に記載の独立監査報告書を含む多くの報告書を作成する。外部監査人は、監査委員会の意見及び管理委員会の推薦に基づき、入札手続の後に、理事会により任期4年で任命され、また任期3年で1度更新することができる。

さらに、当行は、主要な信用格付機関であるムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ及びフィッチ・レーティングスによる評価を受ける。これらの格付機関は、環境、社会及びガバナンスの基準の他、当行の財務状況及び信頼性を毎年詳細に分析する。CEBはまた、2021年以降、スコープ・レーティングスから未承諾の格付を割り当てられている。

CEBの現在の信用格付は、ムーディーズのAaa(安定的)、スタンダード・アンド・プアーズのAAA(安定的)、フィッチ・レーティングスのAAA(安定的)及びスコープ・レーティングスのAAA(安定的)(未承諾の格付)である。

ii 信用リスク

信用リスクは、銀行の借入人又は取引相手方が合意した条件に従ってその義務を履行しないことにより生じる潜在的な損失と定義される。

当行は、借入人及び財務上の取引相手方が契約上の義務について債務不履行となる可能性があるか、又は当行の投資の価値が損なわれる可能性があることから、融資活動及び財務活動において信用リスクにさらされている。

また、格付の引下げに際して、信用リスクが生じることがある。決済リスク及び未決済リスクもまた、信用リスクに含まれる。同様に、担保リスクは信用リスクの一部とされる(担保は、本質的には信用リスクを軽減させる手段である。)。概して、信用リスクとは、融資先又は取引の信用エクスポージャーの値と信用の質の関数である。

財務リスク部門は、信用リスクに対処するため、定期的に見直しを行う取引相手方の内部信用格付評価及び与信限度額の設定を通じて、債務不履行に繋がる質的及び量的なリスク要因及び潜在的なシナリオを評価している。信用リスクの考慮は、プロジェクト評価の初期段階から評価される。

iii 市場リスク

市場リスクは、金利又は外国為替市場など金融市場の不利な動向の結果生じる損失のリスクである。

(a) 金利リスク

金利リスクは、金利の不利な変動による当行の自己資本及び収益に対する現在又は将来のリスクである。

通常の業務の過程において、CEBは、金融商品の金利がリセットされる日に起こるミスマッチから生じるギャップ・リスク、ベシス・リスク、及びオプション・リスクなどの様々な金利リスクにさらされている。

当行は、財政の安定性を維持し、収益及び資本を守るために、金利リスクの管理に対して慎重なアプローチをとっている。当行は、資産及び負債をユーロ建変動金利商品へ転換する、マイクロヘッジ又はマクロヘッジによるデリバティブを使用して、貸借対照表全体の金利リスクを管理している。CEBは金利敏感型ではない資本に係る構造的な金利リスクを、金利改定の特性及び資本のデュレーションに係る慣行を取り入れることにより管理している。かかる慣行は、CEBのリスク選好及び金融市場の傾向の観点から定期的に見直されている。

当行は、バーセル/EUの規則及び欧州銀行監督局(EBA)基準に基づき金利リスクを測定している。当行は、株式の経済価値の金利感応度を測定する指標に基づいてリスク選好を定義する。CEBはまた、金利マージンの金利感応度も監視している。

(b) 外国為替リスク

外国為替リスクは、為替相場における不利な動きに起因する、「オンバランスシート」及び「オフバランスシート」のポジションに係る潜在的損失として定義される。

CEBは、いかなる外国為替ポジションも保有せず、デリバティブ商品を使用して、資産及び負債を体系的にユーロにヘッジしている。ユーロ以外の通貨に対する利益を保有することで生じる残存リスクは、月次ベースで監督及びヘッジされる。正味オープン・ポジションは、毎月末において1通貨につき1百万ユーロ相当に制限されている。

iv 流動性リスク

流動性リスクは、期限が到来した支払義務を完全かつ適時に履行できないことに起因する損失リスクである。

流動性リスクは、当行の事業に固有のものであり、資産と負債の間での満期のミスマッチから生じる。当該リスクは、資金調達(新たな資金を得ることができない)及び市場(大きな損失なしに流動資産を売却又は現金に転換することができない)に関連していることがある。

CEBは、流動性リスクを健全性に沿った方法で管理し、適切な水準の流動性の維持に尽力しており、新たな融資を受けることが困難になる極端な市場の状況に対応するため、流動性の高い有価証券の流動性準備金を保有する。資金調達戦略は、流動性リスク管理において重要な要素であり、個々の市場や資金源への過度な依存を回避するために、債券発行プログラム、資金調達市場及び投資家の基盤を多様化している。

CEBは、バーゼル及びEU規則に基づき定性分析によって補完される内部的な指標及び規制上の指標を使用して流動性リスクを測定する。厳格なストレス・シナリオにおける継続事業から生じる支払債務を履行することができる期間を測定する存続水準指標に基づき、また流動性カバレッジ比率及び安定調達比率に関する規制要件を満たすことにより、リスク選好を定義している。

v オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、不適切若しくは破綻した内部プロセス、人員及びシステム又は外部的事象の発生に起因して発生する潜在的損失であると定義されており、これには法的リスクも含まれる。さらに、CEBは、当行の事業に関連する風評リスクを考慮している。

CEBは、健全な実務及び有効かつ統合的な管理のためにオペレーショナルリスク管理政策を実施した。この施策は、オペレーショナルリスクを特定、評価、管理及び報告するための手順を体系化している。

オペレーショナルリスク部門は、業務分野との共同により、リスクの特定、評価、軽減及び対象を絞った実行計画のための所定の方法を通じて、オペレーショナルリスクの枠組みの実施を管理する。

「ニアミス」を含むオペレーショナルリスクのインシデントの収集及び監視により、リスクのマッピング及び評価が達成され、管理枠組みの有効性が確保される。恒久的な内部統制の枠組みは、各局の統制環境がその設計及び有効性の点で常に適切であることを保証している。その結果は、オペレーショナルリスク及び組織委員会に報告される。

さらに、業務分野手続の作成を通じて、オペレーショナルリスク部門は包括的な手続及び管理マップを維持している。CEBはまた、当行の活動の混乱に対するヘッジを行うために事業継続計画を設立した。

j. ガバナンス

i 合同会議：ギリシャで開催された第56回年次合同会議にウクライナが参加

CEBの第56回年次合同会議が、2023年6月9日にギリシャの首都アテネで開催された。年次会議は、CEBの年間行事の中でも重要であり、理事会及び管理委員会のメンバー、総裁並びにCEBの上級管理職が一堂に会し、当行の優先事項について協議する場である。

合同会議の初めに、ギリシャの当時の開発・投資大臣であったエレニ・ルーリーデンドリヌ(Eleni Louri-Dendrinou)は、CEBの社会的使命に対するギリシャの創設メンバーとしての強固なサポートを再度強調し、またマイクロファイナンス、デジタルトランジション及びグリーントランジションの発展に言及した上で、当行がギリシャの発展に貢献することを期待していると述べた。

合同会議は、ウクライナがCEBに加盟する直前に行われた。ウクライナからは2名の政府高官(復興担当副首相兼地方自治体・国土・インフラ発展相オレクサンドル・クブラコフ(Oleksandr Kubrakov)、財務大臣セルヒー・マルチェンコ(Sergii Marchenko))がビデオ会議で参加した。彼らは、CEBの支援を歓迎し、特に自国の公共住宅の再建及び健康分野に対する支援が始まることを心待ちにしていると述べた。ウクライナの加盟について、モンティチェッリ総裁は、ウクライナの復興、再建及び長期的な社会発展に寄与しそれを支援できるCEBの力に対するウクライナからの信頼の証であると述べた。当行の2023年から2027年に係る戦略的枠組みにおいて、初年度は約200百万ユーロの支援規模を予定しており、そこから徐々に増額させ、2027年までに年間約400百万ユーロにすることを想定している。

開会式で欧州評議会事務局長のマリヤ・ペイチノヴィッチ・ブリッチ(Marija Pejčinović Burić)は、当行によるウクライナ難民への補助金及び戦略的枠組みが、欧州評議会の行動計画(レイキャビク宣言を参照のこと。)とともに、ウクライナの社会経済分野の再建及び復興の手助けとなると強調した。

モンティチェッリ総裁は、アテネをヨーロッパ文明発祥の地と表現し、その温かい歓迎をギリシャに感謝した。CEBにとって堅調な年となった2022年の主要な成果に言及し、欧州全土の多くの市民に恩恵をもたらしたことを強調したが、一方で国際的な危機が継続しており、CEBの社会的使命がさらに切迫したものになっていると警戒感を示した。この点について、モンティチェッリ総裁は、加盟国の献身的なサポートと貢献に感謝し、特に2022年にCEBの資本基盤を強化する歴史的な合意に至ったことを挙げた。

この合同会議には、当時のCEBの理事会の議長マリネラ・ペトロヴァ及びCEBの管理委員会の委員長ミグレ・タスキエネが参加した。

ii コンプライアンス

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、常に最新の国際的なベストプラクティスと足並みをそろえ、CEBの誠実性、コンプライアンス及び説明責任を守るため、当行のコンプライアンス機能の改善を継続して行った。CEBのコンプライアンス事務局は、「第2の防衛線」として貸付プロジェクト及び財務運用を審査する誠実性デュー・デリジェンスを実施し、CEBのポートフォリオが高い基準の誠実性を満たすようにしている。コンプライアンス事務局は、CEBが違法慣行について引き続き低リスクに分類されるよう、マネー・ロンダリング対策(AML)プロセス並びにテロ資金供与対策(CFT)、不正行為対策及び腐敗対策など能動的に対策を講じている。

当行全体の取組みの一環として、コンプライアンス事務局は、コンプライアンス、調達及びクレームに係るCEBの主要な方針、ガイドライン及び手続の改良に尽力した。2023年の意識向上活動としては、当行の経営陣、コンプライアンス連絡官及び新入社員向けに、それぞれに合わせたコンプライアンス・セッションが実施された。CEBの外では、コンプライアンス事務局は、他の多国間開発銀行の同じ部署と積極的に交わり、事業の誠実性、調査、クレームへの対応、事業倫理及び説明責任に関する問題について協力を強化している。

昨年(2022年度総裁報告書を参照のこと。)とは異なり、2023年にCEBは主だったサイバーセキュリティインシデントには見舞われなかった。事業への影響分析、シミュレーション・シナリオ及び机上演習にサイバー攻撃シナリオを組み込んだことで、サイバーレジリエンスは著しく改善した。CEBのサービス及び事業に対する脅威を予見し、未然に防ぐために、サイバー脅威インテリジェンスが導入された。フィッシングキャンペーン及び研修を含むいくつかの意識向上キャンペーンが実施され

た。CEBのデータ保護規程施行の一環として、当行はデータ処理の記録についての徹底的な審査に着手し、従業員のプライバシーに関する通知を出し、人事職員向けに研修を企画した。

iii 内部監査

内部監査局は、CEBの内部統制システムにおける常設の機能である。これは、CEBの運営改善を目的とする独立かつ客観的な助言を総裁に提供している。

内部監査は、「第3の防衛線」として、リスク管理、統制及びガバナンス・プロセスの質及び有効性を体系的な分析を用いて評価することで、CEBの目的達成を支援している。公平かつ公正な立場を保つ必要があるため、内部監査は、CEBの事業活動には一切関与しない。

内部監査憲章は、内部監査機能の目的及び位置付けについて明記している。内部監査は、内部監査人協会の国際的な専門業務枠組みの必須要素を全て遵守している。

iv 独立した評価

評価局(EVO)は、当行が社会開発の成果を達成しているかについて独立した評価を行うことにより、組織としてのCEBの知識及び説明責任に貢献している。評価局は、改善及び刷新の余地がある分野を明らかにするためにCEBの業務、イニシアチブ及び商品について評価し、その評価結果及び見解を内外へ周知する。

独立した評価は、基本的にテーマ別又は分野別のアプローチを採っており、他のCEB加盟国の類似した社会開発目標と照らして事業群を評価している。2023年、評価局は、選択された政府系開発銀行等に対するCEBの関わり方についての評価プログラムを完了し、またボスニア・ヘルツェゴビナ、ジョージア、イタリア及びスペインのマイクロファイナンス機関に対するCEBの支援についての一連の評価も新しく開始し、様々な組織環境及び多様な社会開発目標に照らして、それらの成果を比較している。

v 持続可能性

持続可能性は、CEBの社会的アジェンダに組み込まれており、当行の外部及び内部両方の事業運営を高い水準に導いている。2023年に環境、社会及びガバナンス(ESG)格付において堅調と評価されたことがそれを物語っている。

本書に特記されているとおり、当行は欧州全土にわたって教育、健康、手頃な価格の住宅及び金融包摂などの分野に融資しており、当行によるポジティブな社会的影響が続いていることは、これらのプロジェクトの成果によって証明されている。2023年にCEBがソーシャル・インクルージョン・ボンドを2.3十億ユーロで発行した際、世界中の社会的責任投資の投資家が当行の事業に対して関心を高めたことは特筆すべきことである(「h. 2023年におけるCEBの財務活動 iii 2023年の資金調達 (a) 債券の発行」を参照のこと)。

CEBは、他の多国間開発銀行とともに、公正で社会的包摂に基づく気候アクション及び開発アクションに携わっており、現在はパリ協定との整合性に関する枠組み及びロードマップを包括的に実施している。とりわけ、改訂されたガイドラインに従い、2024年以降の全ての新規事業はパリ協定の目標に沿うようになる。付随する内部運営における行動計画はさらに進んでおり、実行に移されている。CEBは持続可能な開発のための2030年アジェンダを支持しており、複数の持続可能な開発目標に貢献している(「d. 持続可能な開発のための2030年アジェンダ」を参照のこと)。

CEBは、サステナビリティ・レポート及びグローバル・レポーティング・イニシアチブ(GRI)報告書を毎年発行しており、また2023年6月に最初の気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)報告書を

公表した(「m. 社会的知識、新規刊行物、マルチメディア iii 気候関連財務情報開示：新しい年次報告書」を参照のこと。)

k. 人事

i 従業員

2023年12月31日現在、CEBは32ヶ国から228名の職員を雇用している。常任職員216名のうち12%が上級管理職レベル、60%が専門職レベル、28%が補助職レベル又は技術職レベルである。また、当行は2023年に10の加盟国から14名のインターン生を受け入れた。インターンシップの期間は3ヶ月から12ヶ月である。CEBは、多様で高いスキルを持った従業員を無駄なくそろえ、社会的使命の遂行に尽力している。2023年から2027年に係る戦略的枠組みでは、人事について連動する4つの目標を掲げており、これはCEBの通常業務及び新規事業の複雑さ(特にウクライナにおける)の表れである。

ii 多様かつ有能な人材を惹きつける

当行は、多様かつ包摂的な職場及び文化を目指し、幅広い候補者から採用すると同時に、綿密に候補者を検証して偏りを軽減し、ジェンダー及び国籍のバランスを向上させるようなデジタルツールを含む採用プロセスを導入している。

2023年、新しい職員22名がCEBに入社し、その国籍は16に及んだ(女性73%、男性27%)。3名の女性が上級管理職として登用され、当該レベルに占める女性の割合が2022年の23%から2023年には35%に増加した。このことは、上級の職位(A4以上)の40%を女性にするという当行の目標に向けて大きく前進したことになり、その割合は2022年の34%から2023年には38%に増加した。

iii 専門的人材開発への投資及び能力開発の強化

当行は、引き続き人材開発に注力しており、全従業員の65%が研修プログラムに参加した(女性の67%、男性の62%)。2023年、技術研修への参加率は従業員の6%から20%に増加した。これは重要な変化であり、技術スキルの強化という当行の戦略的キャンペーンに沿う変化であった。これらのスキルによって、キャリア開発及び従業員の流動性が促されるだけでなく、従業員が当行の戦略的目標に適うスキルを身に着け、同時に、進化する多国間開発銀行のトレンドに適応していくことができるようになる。

iv ダイバーシティ及びインクルージョンの強化

当行は、同等の仕事に対する同一賃金を含む職場でのジェンダー平等に取り組んでいる。内部方針、規則、ガイドライン及びプロセスは、平等及び多様性の原則を内包し、候補者の選考及び従業員のキャリアパスに関する全ての人事プロセスにおいて差別がないようにしており、立場や生い立ちに関係なく全ての個人に平等な機会が与えられる環境を育てている。

CEBは、ジェンダー平等の経済的配当(EDGE)の認証を受けた組織であり、2023年には2番目に高い段階であるEDGE Moveを取得した。当行の様々な職種、階級及び局や事務局の代表者を擁するCEBの従業員によるダイバーシティ及びインクルージョングループと協議の上、さらなる改善の達成へ向けた活動を実施している。

v 当行のシステム及びリソースのアップデート

当行は、会計、予算編成及び人事に係る企業資源計画(ERP)プロジェクトを2023年に開始した。2025年まで続くERPプロジェクトは、当行のアップデートにとって重要なプロジェクトであり、経営プロセスのより良い統合、手作業の削減及びデータの質向上を支援する。その結果、このプログラムは、効率性の向上を確実なものとし、当行の使命遂行におけるレジリエンスを強化し、従業員が高い付加価値の仕事に集中することを可能にする。

1. 社会的結束に対する年間CEB賞

社会的結束に対する年間CEB賞は、2020年に始まり、当行の加盟国に影響する社会問題に取り組んでいる市民的・文化的イニシアチブを紹介している。2023年には、セルビアのNGOアティナ(Atina)が25,000ユーロのCEB賞を受賞し、クロアチアのヒューマナ・ノヴァ(Humana Nova)とフランスのルティル・オン・マン(L'outil en main)が次点として表彰され、それぞれ賞金5,000ユーロを受け取った。

「戦いは始まり、そして終わる。しかし、我々が目撃しているように、女性に対する暴力は、終わってはいない。」NGOアティナの創設者兼CEOのマリヤナ・サヴィッチ(Marijana Savić)は、ギリシャ、アテネでのCEB年次合同会議の前夜(2023年6月8日)に行われた表彰式でこのように述べた。アティナは、その社会的企業ベグル・ベグル(Bagel Bejgl)を通じて、人身売買やジェンダーに基づく暴力から逃れてきた女性に対して雇用と経済的自立を提供している。マリヤナ・サヴィッチは、受賞の際に「アティナと(中略)社会改革、特に女性と少女の経済的権利の擁護に向けた我々の革新的な取り組み、そして公正な世界のための闘いにとって、大変名誉なことである。」と述べた。

次の2団体が次点として表彰された。クロアチアのヒューマナ・ノヴァは、廃棄残布を主に衣服にアップサイクル及びリサイクルしてオンラインで販売するというプロジェクトについて賞金5,000ユーロを受賞し、社会的包摂アクションと気候アクションが密接に関係していることを示した。フランスの社会的企業ルティル・オン・マンも、手工芸の熟練工が経済的に脆弱で恵まれない若者に対して伝統工芸を指導するというプロジェクトについて同じく賞金5,000ユーロを受賞した。

社会開発、社会起業、学術及び市民社会の分野からの5名の独立した審査員が受賞プロジェクトを選出した。2023年の審査員は、欧州評議会民主主義・人間の尊厳の事務局長マルヤ・ルタネン(Marja Ruotanen)、シンガ・アンド・カーム(SINGA and CALM)の創設者ギヨーム・カペレ(Guillaume Capelle)、ファイナンス・イン・コモンの事務総長代理オルネラ・ダミーコ(Ornella D'Amico)、SOASロンドン大学東洋アフリカ学院(SOAS University of London)の開発学助教授トマス・マロワ(Thomas Marois)及びCEBの副総裁(対象グループ諸国担当)トマス・ボーチェックであった。

m. 社会的知識、新規刊行物、マルチメディア

i 誰も置き去りにしないための災害リスク管理

災害リスク管理は人命と財産を守る

2023年2月にトルコ南部及びシリア北部を震撼させた地震は、この地域で過去最悪のものであったが、決して孤立した出来事ではなかった。実際、世界銀行の試算によれば、過去40年間に於いて、自然災害はEU諸国の約50百万人に影響を及ぼし、480十億ユーロ超の損失をもたらした。気候変動による火災、干ばつ及び洪水により、特に地中海地域におけるいくつもの国々において人命と生活が犠牲となっている。

地震やその他の自然現象は一般的に防ぐことができないが、その高いコストや影響は防ぐことができる。地震による建物の倒壊など、災害の原因の一部は人間の活動に関連している。災害リスク管理(DRM)は、このような根本的な原因に対処し、リスクを軽減し、かつ対応を改善することにつながり、人命と財産を守ることができる。

2023年10月に発行されたCEB技術概要書『誰も置き去りにしないための災害リスク管理』は、CEB自身の災害対応における長年の経験からの教訓、この分野における最近の動向及び災害リスク管理(DRM)のベストプラクティスを明らかにするための文献レビューに基づいている。

2010年以降、CEBは加盟国13ヶ国において19の災害関連プロジェクトに対して融資を行い、その融資額は3十億ユーロを超えている。2023年現在、11の災害関連プロジェクトが進行中であり、その総融資額は2十億ユーロを超え、その半分はリスク削減を目的としており、残りの半分は災害対応と復興に割り当てられている。

当該技術概要書は、政府やその他の当事者がDRMを強化できる3つの主要分野について概説している。たとえば、DRMサイクルの各段階におけるニーズを予測し、それに対応するための将来を見据えた財政戦略を奨励している。これには、予算準備金や保険、さらに場合によっては特別債券の発行など、いつでもどこで災害が発生しても動員できる、タイムリーで十分な資源の利用可能性を確保するための措置が含まれる。

ii バルセロナのスーパーブロック・プログラム

スーパーブロック・プログラム(カタルーニャ語ではPrograma Superilles)は、バルセロナ市当局が実施するイニシアチブであり、誰も置き去りにすることなく、気候や社会の観点から見て近隣地域をより住みやすく、よりレジリエントにすることで、同市が21世紀の課題に備えることを目的としている。

『行動するレジリエンス：バルセロナのスーパーブロック・プログラム』は、フォローアップのために2022年のCEB技術概要書『コミュニティの脆弱性から回復力へ：欧州都市の経験』から行動を辿り、重要な教訓を引き出している。

iii 気候関連財務情報開示：新しい年次報告書

CEBは毎年、グローバル・レポーティング・イニシアチブのガイドラインに従って、年次サステナビリティ・レポート及び補足的なGRIレポートを発行している。2023年、CEBは、2015年にG20金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の勧告に従い、気候変動に配慮した当行の活動や目標を提示するため、サステナビリティ・ミックスに新たな年次報告書を追加した。

CEBの最初の2022年TCFD報告書⁽¹⁾は、気候変動のリスク及び機会の観点から、当行の機能及び業務をマッピングしたものである。当該報告書は、社会と気候の結びつきを強調し、CEBのパリ協定との整合性に関する枠組み及び関連する段階的ロードマップの実施を提示している。新報告書では、社会

的投資プロジェクトにおいては一般的に低いCEBのカーボン・フットプリントを評価し、気候変動に照らしたソブリン・エクスポージャーのリスク・レベルを評価するための気候ダッシュボードを提示している。

注(1) 2023年の報告書は2024年6月に発行される予定である。

iv プロジェクト及び調達の新たなガイドライン

2023年、CEBはプロジェクト調達及び企業調達に関する新たなガイドラインを公表した。新ガイドラインは、この分野におけるEUの法律及び実務に基づき、CEBの過去10年間の調達経験からのフィードバックを収集し、手続や基準を同業MDBが使用しているものと調和させることを目的としている。特に、新ガイドラインは、企業レベル及びCEBが融資するプロジェクトの借入人の両方において、持続可能な調達への配慮を導入するという当行のコミットメントを強調している。

n. 本邦との関係

当行は、今日に至るまで20年超にわたり、日本の金融市場において安定した活動を行ってきた。

(5) 【経理の状況】

以下に掲げる財務書類は、アーンスト・アンド・ヤング・オーディット(フランスにおける独立監査人)により監査されている。アーンスト・アンド・ヤング・オーディットは、当該財務書類が、欧州連合により採用されるIFRS基準に従って、2023年12月31日現在の当行の財務状況並びに同年の財務成績及びキャッシュ・フローを、全ての重要な点において適正に表示しているとの意見を述べている。

欧州連合によって採用されたIFRS基準に従って作成された財務書類

当行の目的

当行の主たる目的は、難民の移動や他の強制的な人口移動の結果、難民、避難民又は移民が存在することになったこと、及び自然災害や生態学的災害の被害者が存在することになったことを受けて、欧州諸国が直面している、又は直面するかもしれない社会問題の解決を支援することである。

当行が寄与している投資事業は、これらの人々をその滞在国において援助すること、又は帰国する条件が整った時にこれらの人々を祖国へ帰還させること若しくは可能な場合は受入国へ移住させることを目的とする。これらの事業は、当行の加盟国に承認されなければならない。

当行は、さらに、貧しい地域での雇用創出、低所得層のための住宅提供又は社会的インフラストラクチャーの創設を可能にするため、当行の加盟国により承認された投資事業の実現に寄与する。

(定款第2条)

活動分野

欧州評議会開発銀行(CEB又は当行)は、社会的一体性の利益になるよう、社会的志向の投資事業の実行に寄与している。CEBの活動は、CEBの2023年から2027年に係る戦略的枠組み及び管理委員会の決議第1646号(2022)に従い、CEBの運営状況並びに加盟国の現在のニーズ及び予測されるニーズをよりの確に反映する、更新された活動路線にわたって明確化されている。かかる活動路線とは、(i)人に投資し、人的資本を強化すること、(ii)包摂的かつ強靱な生活環境を推進すること、並びに(iii)雇用、並びに経済及び金融における包摂を支援することである。

CEBの社会的一体性への取組みは、全ての活動路線において社会的弱者に特に焦点を当てることにより支えられている。これについて、CEBは貸付業務へ脆弱性の視点を体系的に適用し、各プロジェクトが取り組むべき具体的な脆弱性の原因を特定することで、より良い解決策を設計し、社会的一体性をさらに高めている。CEBが介入する各分野は、記載した活動路線に基づいており、明確かつ詳細な適格性基準によって定義されている。

2023年1月1日以降のCEBの業務分野は、保健及び社会保障^(*)、教育及び職業訓練^(*)、行政及び司法のインフラ、歴史的及び文化的な遺産の保護及び復旧、手頃な価格の公共住宅^(*)、都市部、地方及び地域の開発^(*)、自然災害又は生態学的災害、環境保護、MSMEへの融資^(*)並びにマイクロファイナンス^(*)である。

CEBは、全ての主要な業務分野への関与を維持する一方で、プロジェクトの選択性を高め、CEBの重要な目標の追求に最も貢献できる分野に資源を投入するために、いくつかの「重点分野」を特定した。重点分野に加え、他の分野におけるプロジェクトへの融資も引き続き十分に検討される。

独立した分野として挙げられてはいないが、CEBは、主要な活動分野と相互作用し、社会的一体性の達成に役立つ3つの分野横断的テーマ、すなわち、(i)気候変動対策、(ii)ジェンダー平等及び(iii)デジタル化を確認している。これらのテーマに明確かつ体系的に重点を置くことは、CEBが融資する全てのプロジェクトの社会的一体性を強化するために、全ての分野におけるCEBの活動を設計及び実施する際の指針となっている。

(*) 「重点分野」を示している。

貸借対照表

(単位：千ユーロ)

	注記	2023年12月31日	2022年12月31日
資産			
現金及び中央銀行における残高		1,034,117	1,150,258
損益を通じて公正価値で測定する金融商品	C	227,801	654,045
ヘッジ・デリバティブ金融商品	C	1,832,305	2,198,288
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	G	2,908,530	2,795,509
償却原価での金融資産	G		
貸付金		20,577,014	18,222,361
前渡金		5,377,571	4,209,861
負債証券		1,796,929	1,592,770
有形資産及び無形資産	H	56,843	57,545
その他資産	I	607,314	647,498
資産合計		34,418,424	31,528,135
負債及び株主資本			
負債			
損益を通じて公正価値で測定する金融商品	C	349,156	187,498
ヘッジ・デリバティブ金融商品	C	1,762,881	2,397,993
償却原価での金融負債	J		
信用機関及び顧客に対する負債額		45,690	70,176
発行済負債証券		27,893,606	24,223,766
その他負債	I	508,830	917,001
社会配当金勘定	K	35,747	34,842
引当金	L	303,396	254,484
負債合計		30,899,306	28,085,760
株主資本			
資本金	M		
引受済資本金		5,579,046	5,477,144
未払込資本金		(4,954,771)	(4,864,180)
払込請求済資本金		624,275	612,964
一般準備金		2,786,051	2,722,679
当期純利益		109,248	79,683
資本金、一般準備金及び当期純利益合計		3,519,574	3,415,326
株主資本に直接認識された損益		(456)	27,049
株主資本合計		3,519,118	3,442,375
負債及び株主資本合計		34,418,424	31,528,135

損益計算書

(単位：千ユーロ)

	注記	2023年	2022年
利息及び類似の収入	N	1,195,522	186,422
利息費用及び類似の手数料	N	(1,018,955)	(43,162)
金利差益		176,567	143,260
損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益	P	(13,900)	6,859
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産からの純利益		297	49
手数料(収入)		1,317	1,332
手数料(費用)		(2,414)	(556)
銀行業務純益		161,867	150,944
一般営業費用	Q	(52,323)	(53,281)
有形資産及び無形資産の減価償却費	H	(7,241)	(7,274)
総営業収入		102,303	90,389
リスク費用	R	6,945	(10,706)
純利益		109,248	79,683

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)

	2023年	2022年
純利益	109,248	79,683
損益計算書に再分類される可能性のある項目	10,973	(754)
株主資本を通じて公正価値で測定する負債証券の価格変動	(3,471)	(20,557)
ヘッジ・デリバティブ金融商品の価格変動	14,444	19,803
損益計算書に再分類されない項目	(38,478)	129,774
年金計画関連の保険数理計算上の差異	(36,858)	107,318
その他の退職年金関連の保険数理計算上の差異	(1,620)	22,018
資本性金融商品の価格変動		438
包括利益のその他の要素合計	(27,505)	129,020
包括利益	81,743	208,703

株主資本勘定変動報告書

(単位：千ユーロ)

	資本金及び準備金			株主資本に直接認識された損益					株主資本 合計
	払込請求済 資本金	準備金 及び実績	合計	株主資本 を通じて 公正価値 で測定す る負債 証券	ヘッジ・ デリバ ティブ 金融商品	保険 数理 計算上の 差異	資本性 金融 商品	合計	
2022年1月1日 現在の株主資本	612,964	2,722,679	3,335,643	29,792	6,718	(139,000)	519	(101,970)	3,233,672
2022会計年度の 純利益		79,683	79,683						79,683
株主資本に直接 認識された資産 及び負債の価格 変動				(20,557)	19,803	129,336	438	129,020	129,020
2022年12月31日 現在の株主資本	612,964	2,802,362	3,415,326	9,235	26,521	(9,664)	957	27,049	3,442,375
増資	11,311		11,311						11,311
準備金		(11,311)	(11,311)						(11,311)
2022会計年度の 利益の割当		(5,000)	(5,000)						(5,000)
2023会計年度の 純利益		109,248	109,248						109,248
株主資本に直接 認識された資産 及び負債の価格 変動				(3,471)	14,444	(38,478)		(27,505)	(27,505)
2023年12月31日 現在の株主資本	624,275	2,895,299	3,519,574	5,764	40,965	(48,142)	957	(456)	3,519,118

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)

12月31日に終了した年度	2023年	2022年
当期純利益	109,248	79,683
+/-有形資産及び無形資産の減価償却費積立	7,241	7,274
+/-減損引当金	(6,934)	10,764
+/-投資活動による純損益	4,980	23,824
+/-未収の受取利息の変動	(266,933)	(67,043)
+/-未収の支払利息の変動	266,119	87,231
+/-その他の変動	30,035	8,443
業績に含まれる非通貨項目の合計	34,508	70,494
+信用機関及び顧客への営業に関連するキャッシュ・フロー	3,116,335	3,605,667
-信用機関及び顧客への営業に関連するキャッシュ・フロー	(5,143,224)	(4,498,770)
+金融資産又は金融負債に影響するその他の営業に関連するキャッシュ・フロー	6,733,966	4,377,332
-金融資産又は金融負債に影響するその他の営業に関連するキャッシュ・フロー	(6,831,109)	(3,780,672)
+/-非金融資産又は非金融負債に影響する営業に関連するキャッシュ・フロー	(17,048)	(8,093)
営業活動の結果による資産及び負債の純キャッシュ・フロー	(2,141,080)	(304,536)
営業活動による純キャッシュ・フロー合計(a)	(1,997,324)	(154,359)
+償却原価での負債証券に関連するキャッシュ・フロー	127,600	125,000
-償却原価での負債証券に関連するキャッシュ・フロー	(331,926)	(156,089)
+/-有形資産及び無形資産に関連するキャッシュ・フロー	(6,838)	(5,442)
投資活動による純キャッシュ・フロー合計(b)	(211,165)	(36,531)
+/-加盟国からの/へのキャッシュ・フロー	45,647	(11,692)
+償却原価での発行済負債証券によるキャッシュ・フロー	10,067,238	14,570,539
-償却原価での発行済負債証券によるキャッシュ・フロー	(7,256,934)	(13,043,469)
財務活動による純キャッシュ・フロー合計(c)	2,855,951	1,515,378
現金及び現金同等物における外国為替レート変動の影響(d)	(60,054)	2,341
現金及び現金同等物における純増加/(減少)(a)+(b)+(c)+(d)	587,408	1,326,829
期首における現金及び現金同等物	4,379,623	3,052,794
現金及び中央銀行における残高	1,150,631	2,044,894
信用機関の要求に応じた支払可能な前渡金及び定期預金	3,228,992	1,007,900
期末における現金及び現金同等物	4,967,031	4,379,623
現金及び中央銀行における残高	1,034,428	1,150,631
信用機関の要求に応じた支払可能な前渡金及び定期預金	3,932,603	3,228,992
現金及び現金同等物の変動	587,408	1,326,829

財務書類に対する注記

注A：当行によって適用される主要な会計方法の概要

1. 会計基準

1.1. 適用される会計基準

当行の個別の計算書類は、欧州連合によって採用された国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されている。

2023年1月1日以降、強制適用を伴い施行された改訂IFRS基準は、2023年12月31日現在の当行の財務書類に影響を及ぼさなかった。当行は、2023年度において、欧州連合が採択済みであるが実施が任意であった新しい基準、改訂又は解釈を実施しなかった。

1.2. 金利指標改革

・改革の経緯

2014年、金融安定理事会(FSB)及び証券監督者国際機構(IOSCO)は、銀行間取引金利(IBOR)指標の強化並びに翌日物金利及び実取引に基づくリスク・フリー・レート(RFR)による段階的置換について提言を行った。

2020年1月15日、欧州連合は、IAS第39号並びにIFRS第7号及び第9号の改訂を採用する欧州委員会規則2020/34(金利指標改革－フェーズ1)を公表した。本規則により導入される変更は、IBOR改革が財務報告に及ぼしうる影響への最初の対応であり、指標の置換に先立つ課題に対処するものであった。

また、2021年1月13日、欧州連合は、IAS第39号並びにIFRS第4号、第7号、第9号及び第16号の改訂を採用する欧州委員会規則2021/25(金利指標改革－フェーズ2)を公表した。かかる第2の規則により導入される変更は、IBORの他の金利指標による置換を含む金利改革後に財務報告に生じうる問題に対処するものであった。

・LIBORの置換プロセス

2021年3月5日に、英国金融行動監視機構(FCA)は、ICEベンチマーク・アドミニストレーション(IBA)が公表する35のLIBOR指標セッティングの将来の公表停止及び代表性喪失について公表した。IBAは現在、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の米ドルLIBOR並びに3ヶ月の英ポンドLIBORのセッティングについて、代表性を喪失した「シンセティック」メソドロジーベースで公表している。残りの全てのLIBORセッティングは、今後は公表されない。

・改革実施プロジェクトの体制及び当行に対する影響

当行は、市場慣行に沿ってLIBOR指標からそれぞれのRFRに移行することにより、金利指標改革を実施している。ワーキング・グループは、この移行のリスク及び潜在的影響を検討し、実施ロードマップを展開し、その実施は継続されている。2023年末時点で対処している事項は、指標改革の文脈においては、予定されていたWIBORの停止であった。

当行は、主に、借入人に対する変動金利の貸付金及び関連するヘッジ手段のスワップに係るIBORのエクスポージャーを有する。EURIBORは、EUベンチマーク規制との互換性を考慮して今後も公表され、引き続き、当面の欧州地域における参照レートとなる。当行の貸付のほとんどは、ユーロ建、参照EURIBORで行われており、ほとんどのLIBORセッティングの公表停止/代表性喪失は、当行の貸付業務又はヘッジ業務に重大な影響を及ぼさなかった。

2021年に、当行は、とりわけ、英ポンドLIBOR、スイスフランLIBOR及び円LIBORに指数化された1件の貸付契約に係る一定のLIBORの置換に対処した。かかる貸付契約に基づく関連するトランシェ及び関連するスワップは、(マイクロヘッジ会計アプローチを維持するため)同じRFRコンベンションを用いて修正された。

2023年に、当行は、米ドルLIBORの置換に対処し、該当する貸付契約に基づく関連するトランシェ及び関連するスワップは、(やはりマイクロヘッジ会計アプローチを維持するため)同じコンベンションを用いて修正された。

デリバティブに関して、当行は、ISDA IBORフォールバック・プロトコル(2020年)に準拠してきており、同プロトコルに準拠しているその他全ての取引相手方との既存のISDAマスター契約(そのCSAを含む。)及びこれらに基づく残存スワップを、IBORフォールバック・レートを組み込むために多当事者間で修正している。当該フォールバック・レートは、いずれかのIBORの公表が恒久的に停止された時点で、当該契約/スワップにおいて参照される既存の各IBORを代替した。ISDAがプロトコルと併せて公表し、またCEBのスワップが参照により組み込む修正後の定義により、同じフォールバック・レートが新規のスワップに適用される。

当行は、BUBOR及びSTIBORを参照する貸付及びスワップの残高を有しているが、これらのレートは、EUベンチマーク規則と適合するとみなされ、当面引き続き公表されると予想される。CEBはSWESTRの動向について情報の入手を継続し、もし市場又は規制指針がSTIBORからSWESTRに移行する動きを見せたならば、採用するアプローチを考慮する。しかしながら、現時点においては、このような移行はT/N(翌日/翌々日)物についてのみ検討されている模様であり、CEBのSTIBORエクスポージャーはむしろ、3ヶ月及び6ヶ月のスウェーデン・クローナSTIBORに関連している。

さらに、当行はWIBORを参照した貸付及びスワップの残高を有している。ポーランドにおける指標改革に関するナショナル・ワーキング・グループの運営委員会は、転換の期限を2027年末までに延期した。当行は、市場の動向及び規制当局の勧告を監視しており、WIBORを適用可能なフォールバック・レートに置き換えるために必要な措置を順次講じる予定である。

1.3. 表示通貨

財務書類の表示通貨はユーロである。財務書類及び注記において表示される金額は、別段の定めのない限り、千ユーロ単位である。財務諸表及び添付の注記の表に記載されている合計は、四捨五入により千ユーロ単位の概数としているため、各金額の合計と一致しない場合がある。

2. 外貨取引

財務書類はユーロ建てで記載される。

外貨建通貨資産及び負債は、会計年度末日に適用される為替レートでユーロ(CEBの機能通貨)に換算される。この取引換算から生じた為替変動は、損益計算書に計上される。

先物通貨取引は、かかる通貨の残存期間に適用される先物為替レートを用いて時価で評価される。スポット為替ポジションは、会計期間末日のスポット為替レートで評価される。為替差額の結果は損益計算書に計上される。

3. 予測の使用

IFRSの適用において、CEBは、当行の金融商品の価額を決定するために予測を使用しており、これは主にデリバティブ商品の評価並びに金融資産及び金融約定に関する信用リスクの決定に使用されている。これらの要素を除き、CEBの活動の性質は、判断及び評価の複雑性の観点から、財務書類の作成において重大な

予測又は決定的な仮定を必要としない。しかしながら、経済及び人口統計の想定は、退職給付の社会的約定の評価に使用される。

4. 金融資産及び金融負債

金融商品とは、現金又はその他の金融資産を受領するか又は支払う契約上の権利又は義務をいう。CEBの銀行業務は一般に、貸付金、負債証券、発行済負債証券及びデリバティブ(スワップ、先物)等の広範囲の資産及び負債を対象とした金融商品の形態をとる契約上のものである。

財務書類において、金融資産及び金融負債の分類及び評価方法は、その契約上の特性及びCEBがこれらの金融商品を運営する方法による。

しかしながら、この区別は、その保有目的(市場活動又はヘッジ取引)を問わず、貸借対照表において常に公正価値で測定されるデリバティブ商品には適用されない。

金融商品は、取引日ベースで認識される。

金融資産及び金融負債の分類及び測定

IFRS第9号に従って、金融資産及び金融負債は、当初認識時に、貸借対照表において、3つの区分(償却原価、損益を通じた公正価値、株主資本を通じた公正価値)に分類され、かかる区分により会計上の処理及びこれに続く測定が決定される。この分類は、契約上のキャッシュ・フローの特性及び当行の金融商品の管理方法(事業モデル)に基づく。

契約上のキャッシュ・フローの特性の分析

契約上のキャッシュ・フローの特性の分析は、その特性が基本融資契約の特性と類似している商品にのみ実効金利法を用いて金融資産からの利益の計上の可能性を制限することを目的としているが、これは関連キャッシュ・フローの高い予測可能性を意味している。かかる特性を有さないその他の金融商品は全て、それらが保有される事業モデルを問わず、損益を通じた公正価値で測定される。

元本の返済及び元本残高に係る利息の支払いのみを表す契約上のキャッシュ・フローは、基本融資契約(SPPIフロー：元本及び利息の支払いのみ)に矛盾しない。

基本融資契約において、利息は主に金銭の時価及び信用リスクの対価から成る。基本的ではない金融資産は全て、それらが保有される事業モデルを問わず、損益を通じた公正価値で認識しなければならない。

モデルの分析

事業モデルとは、キャッシュ・フロー及び利益を生むために商品が運営される方法をいう。金融資産の分類及び評価の方法を決定するために、3つの事業モデルを区別することが必要である。

- 金融資産から契約上のキャッシュ・フローを回収することに基づくモデル
- 金融資産及びこれらの資産の売却から契約上のキャッシュ・フローを回収することに基づくモデル
- その他の金融資産、特に契約上のキャッシュ・フローの回収が付随する取引資産に特定のモデル

4.1. 償却原価での金融資産

金融資産は、以下の2つの基準、すなわち、事業モデルが契約上のキャッシュ・フローを回収するための商品の保有(「回収目的保有」)から成ること、並びにキャッシュ・フローが元本及び元本に係る利息の支払いのみから成ることが満たされた場合、償却原価で分類される。

事業モデル基準

金融資産は、当該商品の全期間にわたる支払いに関連するキャッシュ・フローを回収するために保有される。

キャッシュ・フロー基準

キャッシュ・フロー基準は、負債証券の契約上の条件が指定期日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせた場合に当てはまる。「償却原価での金融資産」という区分には、付与された貸付金、契約上の支払いの回収目的保有証券(短期国債、国債及びその他の負債証券)が含まれる。

認識

当初認識時に、金融資産は公正価値(当該商品に直接起因する取引費用を含む。)で計上される。その後、これらは償却原価(当該期間中の未収利息並びに元本及び利息の返済純額を含む。)で評価される。これらの金融資産は、当初予想信用損失(注R)に関する減損計算の対象ともなる。利息は、契約開始時に決定される実効金利法を用いて計算される。

公正価値ヘッジ取引において、資産の簿価は、IFRS第9号に従ってヘッジされたリスクに起因する損益に関して調整される。

4.2. 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産

負債性商品

負債性商品は、以下の2つの条件が満たされた場合、株主資本を通じて公正価値で分類される。

事業モデル基準

金融資産は、その目的が契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却の両方(「回収及び売却目的保有」)により達成される事業モデル内で保有される。後者は、付随的ではないが、事業モデルの不可欠な要素である。

キャッシュ・フロー基準

その原則は、償却原価での金融資産に適用される原則と全く同じである。契約上のキャッシュ・フロー回収目的又は売却目的で保有され、キャッシュ・フロー基準を遵守する有価証券は、主にこの区分に分類される。

認識

当初認識時に、金融資産は時価(当該取引に直接起因する取引費用を含む。)で認識される。これらはその後公正価値で測定され、公正価値の変動は株主資本の「株主資本に直接認識された損益」に計上される。これらの金融資産は、償却原価での負債性商品に適用されるものと同一条件での予想信用損失の計算の対象ともなる。処分時に、それまで振替可能株主資本において認識された価値の変動は、損益計算書に再分類される。もう一方で、利息は、損益計算書において契約開始時に決定された実効金利法に従って認識される。

公正価値ヘッジ取引において、資産の簿価は、IFRS第9号に従ってヘッジされたリスクに起因する損益に関して調整される。

資本性金融商品

株式等の資本性金融商品への投資は、取引ごとに選択により、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産として分類される。株式売却時に、これまで株主資本に計上されていた価値の変動は、損益計算書において認識されない。配当金のみが、投資に係る利益を表し、資本の払戻しを表さない限り、損益計算書において認識される。これらの商品は、減損の対象とはならない。

4.3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、事業モデルの「回収目的保有」若しくは「回収及び売却目的保有」の基準又はキャッシュ・フローの基準を満たさない取引目的で保有されない負債性商品に関するものである。

これらの金融商品は、損益計算書に直接計上される当初取引費用である時価で計上される。末日時点で、時価の変動は、損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」に計上される。

4.4. 金融負債

発行済金融商品又はその要素は、適法な契約の経済的実質に従って、負債に分類される。

発行済金融商品は、当行にその保有者への契約上の支払義務がある場合、負債性商品とみなされる。

発行済負債証券

発行済負債証券は、最初取引費用を含む発行価格で計上され、その後実効金利法を用いて償却原価で評価される。

IFRS第9号の適用において、公正価値でのヘッジ取引の観点から、発行済債券の簿価はヘッジリスクに関する損益に応じて調整される。

4.5. 融資約定及び保証約定

損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ商品として認識されない融資及び金融保証約定は、授受された約定に関して注8に表示される。これらは、予想信用損失について償却される。これらの引当金は、「引当金」の項目に表示される。

4.6. 償却原価での金融資産及び株主資本を通じて公正価値で測定する負債性商品の減損

IFRS第9号に従って、信用リスク減損モデルは、予想損失に基づく。このモデルは、償却原価区分又は株主資本を通じて公正価値で測定する区分に分類される貸付金及び負債性商品、損益を通じて公正価値で計上しない融資約定及び特定の金融保証約定に適用される。

一般的アプローチ

当行は、3つの「ステージ」を識別しており、それぞれが資産の当初認識以降の取引相手方の信用リスクの進化に関する特定の状況に対応している。

12ヶ月間の予想信用損失「ステージ1」：

報告日現在、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増加しなかった場合、この商品に関して12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の減損(翌12ヶ月以内の債務不履行リスクに起因する。)が認識される。

減損されない資産の全期間の予想損失「ステージ2」：

減損は、減損される金融資産がないという当初認識以降に金融商品の信用リスクが著しく増加した場合、全期間の予想損失(満期時)に等しい。

減損された資産の全期間の予想損失「ステージ3」：

資産が減損された場合、減損はまた満期時の全期間の予想信用損失に等しい。

この一般モデルは、IFRS第9号の減損の範囲内で全ての金融商品に適用される。

利息収入は、ステージ1及びステージ2の残高の簿価総額により計算される。

ステージ3の範囲内での残高に関して、金利収入は償却原価残高(すなわち減損引当金に関して調整された簿価総額)に基づき計算される。

債務不履行の定義

債務不履行の定義は、バーゼルの比率が用いる定義と同じである。したがって、取引相手方は、90日超の支払遅滞が判明した場合、債務不履行に陥っているとみなされる。

減損金融資産

金融資産は、当該金融資産の将来のキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす1又は複数の事象が生じた場合、減損され、ステージ3に分類される。

個々のレベルで、減損の客観的表示には、以下の事象に関連する観測可能なデータが含まれる。すなわち、支払期限を90日を超えて超過した契約上の支払いが存在すること、及び結果として現存するリスクと認められることに繋がる取引相手方の重大な財政難を認識又は観測したことである。

信用リスクの著しい増加

信用リスクの著しい増加は、合理的かつ妥当なあらゆる情報を考慮し、末日時点における当該金融商品の債務不履行リスクと当初認識時点における債務不履行リスクとを比較して、評価される。

悪化という評価は、金融商品の当初認識時点における格付又は債務不履行の発生確率と報告日時点の格付又は債務不履行の発生確率との比較に基づく。

予想損失の測定

予想信用損失は、金融商品の予想期間にわたり損失が生じる発生確率により加重された信用損失の見積り(すなわち現金不足の現在価値)として定義される。これらは、各エクスポージャーについて個別に計算される。

実際には、ステージ1及びステージ2のエクスポージャーに関して、予想信用損失は、債務不履行時損失率(LGD)に債務不履行時エクスポージャー額(EAD)を乗じ、エクスポージャーの実効金利で割り引いた債務不履行確率(PD)として計算される。これは、翌12ヶ月以内の債務不履行リスク(ステージ1)又は満期までの全期間にわたる債務不履行リスク(ステージ2)に起因する。

ステージ3に分類されるエクスポージャーに関して、予想信用損失は、実効金利で割り引いた、当該商品の全期間にわたるキャッシュ・フロー不足として計算される。キャッシュ・フロー不足は、期限到来時の契約上のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローとの差額を表している。

実施された方法は、現行の概念及び枠組み(特にバーゼルの枠組み)に基づく。

債務不履行確率(PD)

債務不履行確率は、既定期間にわたる債務不履行の発生確率の見積りである。

予想信用損失の測定には、満期時における1年間の債務不履行確率及び全期間の債務不履行確率の両方
の見積りが必要となる。満期時における1年間のPD及び全期間のPDは、サイクル全体の長期間平均に基づ
きPD規制により計算され、現在の状況を示すために調整されたある時点における(PIT)確率である。

十分な量の内部データがないことを考慮し、CEBは、当行の取引相手方のポートフォリオに従って標準化
されたPDデータの外部提供業者を利用する。

債務不履行時損失率(LGD)

債務不履行時損失率は、債務不履行日現在の実効金利で割り引かれた、契約上のキャッシュ・フローと
予想キャッシュ・フローとの差額である。LGDは、EADの比率として表示される。

予想キャッシュ・フローの見積りには、契約上の条件に含まれる場合は保有担保又はその他の信用補完
の売却によるキャッシュ・フローが含まれ、当該担保の取得費用及び売却費用を控除して事業体ごとに個
別に計上されない。

十分な量の内部データがないことを考慮し、CEBは、当行の取引相手方のポートフォリオ、信用補完及び
「低サイクル」効果に従って標準化されたLGDデータの外部提供業者を利用する。

債務不履行時エクスポージャー額(EAD)

商品の債務不履行時エクスポージャー額は、債務不履行時に借入人が所有する予想残高である。この額
は、予想される支払特性に基づき決定され、商品の種類に基づき、契約上の返済予定、予想早期償還及び
信用契約に係る将来の予想引出額を考慮している。

将来的な予測情報

予想信用損失額は、過去の事象、現在の状況及び合理的かつ妥当な経済情勢の予測を考慮した発生確率
—加重シナリオに基づき算定される。

予想信用損失算定時の将来的な予測情報に関連する原則は、「注R リスク費用」に詳細が記載される。

4.7. リスク費用

リスク費用には、償却原価で又は株主資本を通じて公正価値で計上された負債性商品、融資約定及び金
融保証約定に関連する12ヶ月間の予想損失及び全期間の予想損失(ステージ1及びステージ2)に関する減
損引当金及び同戻入金が含まれる。リスク費用には、減損に係る客観的証拠がある金融資産(ステージ3)
に関する減損引当金及び同戻入金、回収不能額の相殺額並びに減損資産からの回収額も含まれる。

4.8. デリバティブ商品

デリバティブ金融商品は、CEBがヘッジ対象の金利リスク及び/又は外国為替取引リスクを管理及びヘッ
ジするために使用される。これらは、ヘッジ・デリバティブ金融商品である。

ヘッジ取引は、個々の商品又は取引(マイクロヘッジ取引)を対象とする。

CEBの認識は、一般ヘッジ会計(又はマイクロヘッジ)に関するIFRS第9号の基準に準拠しており、これは
IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置換するものである。

デリバティブは以下の2つの区分に分類される。

—デリバティブ取引

デリバティブ商品は、ヘッジ商品とみなすことができる場合を除き、当初から取引商品として扱われる。デリバティブ商品は、時価がプラスの場合は貸借対照表の資産側の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」の項目に計上され、時価がマイナスの場合は貸借対照表の負債側に計上される。損益は、損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」の項目に計上される。

ーデリバティブ及びヘッジ会計

特定された金融商品(貸付金、負債証券、発行証券)に関する固定金利付の資産及び負債の金利リスクを特にカバーするために、当行は公正価値でのヘッジを使用する。

金利キャッシュ・フロー・ヘッジは、貸借対照表において認識された金融商品(変動利付貸付金、有価証券又は負債)に関連する将来のキャッシュ・フローの変動にさらされる商品をヘッジするために使用される。このヘッジ関係は、損益計算書に影響を及ぼす可能性のある商品の将来のキャッシュ・フローのマイナスの変動に対してヘッジすることを目的としている。

金融商品がヘッジ・デリバティブとして適格とされるために、当行は当初の利用からヘッジに関する情報を保持している。かかる情報は指定資産又は負債、ヘッジリスク、使用されたデリバティブ商品の種類並びにヘッジの過去及び将来の有効性評価に使用される評価方法を明確に記している。

ヘッジは、IFRS第9号に定義されるヘッジの有効性要件を全て満たさなければならない。かかる有効性は、ヘッジの最初の利用及びその後のヘッジの全期間を通じて確保されていなければならない。

公正価値によるヘッジ関係の場合、デリバティブは貸借対照表において公正価値で再評価される。一方で、公正価値の変動は損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」の項目に計上される。これは、予想リスクに関するヘッジ商品の再評価と対称的である。貸借対照表において、認識された資産又は負債に対するヘッジ関係の場合、ヘッジ項目の再評価はヘッジ商品の分類に基づいて計上される。損益計算書に計上された影響は、ヘッジの終局的な非有効性を示している。

キャッシュ・フローによるヘッジ関係の場合、ヘッジ・デリバティブ金融商品の公正価値の変動は、その非有効部分が「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」として損益計算書に計上される一方で、その有効部分について「株主持分に直接認識された損益」として資本に計上される。金利デリバティブの場合、ヘッジ商品に関連する金利収入又は金利費用と対称的に、デリバティブ金融商品の未収利息部分は、損益計算書の「利息及び類似の収入又は費用」に計上される。

ヘッジが中断されるか又は有効性テストを充足することができない場合は、ヘッジ・デリバティブは取引ポートフォリオへ移行され、かかる区分に適用される方針に従って計上される。当初においてヘッジされているとみなされた金利商品の場合、貸借対照表に計上されたかかる商品の再評価額は、その残存期間の実効金利法で償却される。特に早期償還されたために、貸借対照表にヘッジ項目がもはや計上されない場合、かかる金額は直ちに損益計算書に移行される。

4.9. 公正価値評価

金融資産及び金融負債の公正価値は、IFRS第13号により要求される市場価値及び追加的な価値の調整により構成される。

ー時価

「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」、「ヘッジ・デリバティブ金融商品」及び「株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産」の区分の金融資産及び金融負債は、その時価で評価及び計上される。時価は、対等取引において知識のある自発的な当事者間において交換され得た資産、又は支払われ得た負債に関する価格に相当する。

時価は、以下のとおり決定される。

－活発な市場における見積価格の使用

－以下のような評価手法の利用

－認識された財務上の仮定に基づく数学的な計算方法

－活発な市場において取引される商品の価格を利用して、又は活発な市場がない場合には統計的推定若しくはその他の定量法に基づいて決定された価値のパラメーター

一方で、デリバティブ商品(外国為替、金利及び通貨スワップ)は、一般的に承認されたモデル(割引キャッシュ・フロー手法、ブラック・ショールズ・モデル、補間法)に基づいて観測可能なパラメーターを用いて評価される。

－評価調整

評価調整により、公正価値の範囲内での取引相手方の信用リスク及び当行の信用リスクを統合することができる。

取引相手方のリスクの評価調整(信用評価調整－CVA)は、取引相手方のうち1社が債務不履行の場合に、当行が取引から全時価を回収し得ないリスクを反映している。

当行の信用リスクの評価調整(自己信用評価修正－OCA及び債務評価調整－DVA)は、当行の発行済負債証券及びデリバティブ金融負債の評価額に対するCEBの信用リスクの影響を反映する。

これらの調整は、取引相手方ごとに算出され、債務不履行エクスポージャー、債務不履行確率及び債務不履行の際の回収率に基づいて算出される。

債務不履行時におけるエクスポージャーは、リスク要因のシミュレーションによるリスクへのエクスポージャーを定量化するモデルを用いて見積られる。かかるモデルは、クレジット・サポート・アネックス(CSA)担保契約の性質に左右される担保の変動を考慮に入れる。

CVA及びDVAは、正の評価の場合は貸借対照表の資産側の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」の項目に計上され、負の評価の場合は貸借対照表の負債側に計上される。損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」に認識される。

4.10. 金融資産及び金融負債の償却

金融資産の償却

当行は、当該資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合又はCEBが当該資産からのキャッシュ・フローを受けるための契約上の権利並びに実質的に当該資産の所有に関するリスク及び利益の全てを譲渡した場合のいずれも、金融資産の全部又は一部を償却する。これら全ての条件が満たされなかった場合、当行は、貸借対照表において当該資産を維持し、当該資産の譲渡の結果生じた義務に関して負債を認識する。

金融負債の償却

当行は、当該負債が全部又は一部消滅した場合、金融負債の全部又は一部を償却する。

レボ契約

レボ契約に基づき一時的に売却された有価証券は、引き続きCEBの貸借対照表においてその原ポートフォリオに認識される。これに対応する負債は、「償却原価での金融負債」に償却原価で認識される。

リバース・レボ契約に基づき一時取得された有価証券は、当行の貸借対照表において認識されない。これに対応する債権は、「償却原価での金融資産」に償却原価で認識される。

5. 金利収入及び金利費用

金利収入及び金利費用は、損益計算書において、実効金利法を用いることにより全ての金融商品に認識される。

実効金利とは、金融商品の予想残存期間を通じて見積られる将来の現金支出又は現金収益を金融資産又は金融負債の純簿価まで正確に割り引く利率である。この計算には、授受された手数料(利息と類似する場合)、取引費用並びに全てのプレミアム及び割引が含まれる。

6. 固定資産

当行の貸借対照表に計上される固定資産は、有形活動資産及び無形活動資産、並びに2019年1月1日以降は、IAS第17号「リース」を置換するIFRS第16号「リース」の範囲内の全てのリースを含む。

IFRS第16号に従い、基準の範囲内の全てのリースは、借手の貸借対照表において認識されなくてはならない。契約期間中のリース資産の使用権を示す金額は、有形資産として認識され(注H)、リース負債に相当する金額は負債として認識される(注I)。

損益計算書において、使用権は契約の全期間にわたって減価償却され、利息費用はリース負債と認識される。

固定資産は、直接関連のある費用を加えた購入価格で計上される。

減価償却は、定額法を用いて当行が予測する資産の予想耐用年数に従って計算され、資産の残存価値は償却基礎価額から差し引かれる。

末日ごとに、固定資産は償却原価(減価償却及び可能性のある減損を差し引いた価格)で評価され、必要があれば、耐用年数の存続期間及び残存価値に関する会計調整が実施される。

有形資産

以下は活動施設の「建物」分野の内訳である。全てその耐用年数に従って減価償却される。

－主要な建物、ファサード及び屋根材(*)	－
－一般設備及び専門設備	10年
－不動産の定着物及び付属物	10年

注(*) 当行の本部がパリの中心に所在していることを考慮し、その残存価値は「主要な建物、ファサード及び屋根材」に指定されているが、これは減価償却の対象となっていない。

土地は減価償却されない。その他の有形固定資産は、以下の存続期間に従って減価償却される。

－付属物及び家具	10年
－車両	4年
－事務所及びIT備品	3年

無形資産

無形資産(ITソフトウェア)は、以下の存続期間に従って償却される。

－アプリケーションソフトウェア	5年
－システムソフトウェア	3年
－オフィスソフトウェア	1年

7. 退職職員給付金

当行の年金計画は、当行及び職員からの拠出によって資金提供された確定給付型年金計画である。給付金は労働年数及び最終勤務年度の基本報酬の割合に基づいて計算される。

その他の退職給付金計画(医療保険、財務調整及び退職年金)も、同様に確定給付型年金計画である。退職期間中、退職した職員は、引き続き医療保険の対象となる。この医療保険は、職員及び当行からの拠出により資金提供される。これらは、当行の職員がそれぞれ退職時に選択する制度により異なる。2014年1月1日より前に雇用した職員について、当行は、受領した当行の年金に係る課税額の50%を払い戻す。

これらの計画は、当行側の約定を表し、評価され、引当金が設定されている。IAS第19号に基づき、会計上及び人口統計上の条件を考慮し、これらの約定に関して保険数理計算上の評価が実施される。保険数理計算上の損益は、貸借対照表の「引当金」の項目に「包括利益計算書」の取引相手方ごとに計上される。

これらの約定に関する引当金の額は、予測単位積増方式に従い独立した保険数理人によって決定される。

8. 社会配当金勘定

社会配当金勘定(SDA)は、CEBの目的に適合しかつ管理委員会が指定する適格諸国において実施されるプロジェクトに助成金を提供するために使用される。SDAの運用原則は、2016年11月17日に承認された管理委員会の決議第1589号(2016)により改訂されている。改訂により、当行の加盟国は全て保証制度の対象となることとなった。

2019年11月、管理委員会はCEBの貸付金へのSDA保証の提供に用いる方法を改訂した。新たな方法は、バリュー・アット・リスク、すなわち一定の期間及び確率における予想最大損失額の概念に基づいている。これにより、当行はリスクへの慎重なアプローチを維持しつつも、寄付金の金額の2倍までを保証することができる。管理委員会は、決議第1612号(2019)においてSDAの方針を改訂することによりかかる新たな方法を採用した。

SDAにより提供される助成金は、技術支援、金利補助金、保証及び助成金付与の形態とされることがある。

金利補助金

金利補助金は、CEBの借入人が負担する利息額を減らすために使用される。金利補助金は、貸付金の各債券につき、当行が適用する金利と借入人が事実上支払う金利との差を補う。

保証

CEBが付与する貸付への保証により、当行は、社会的影響は大きいものの、信用リスクが高いプロジェクトへ資金を提供することが可能になる。その金額、トリガー事由及び回収方法は個別の事案ごとに決定される。

技術支援

技術支援は、CEBの借入人によるプロジェクトの準備及び遂行を支援するために利用される。そのため、プロジェクトの準備、実行又は監視及び報告、調達管理並びに影響評価のために必要な、事前の実現可能性、実現可能性及び技術の研究、企画及び実施の計画、制度上及び法律上の評価並びにその他の助言サービスのために資金が提供される。

助成金付与

助成金付与は、緊急事態の枠組みにおいて行われるか又は加盟国に共通する原因への拠出の形で行われ、他の国際機関と協力して遂行される。

SDAから拠出される助成金は、総裁によって承認される300千ユーロ以下の技術支援の助成金を除き、管理委員会によって承認される。

SDAは、当行の年間利益の配分時に支払われる社会的性格の配当を通じて、当行の加盟国からの拠出金によって主に資金提供されている。

9. 関連当事者

IAS第24号に関して、当行はいかなる機関の子会社でもない。財務書類は関連当事者との関係によって影響を受けるものではない。

当行の議長、副議長及び任命役員に関連する情報については、下記10.の項に記載されている。

10. 議長、副議長及び任命役員への報酬

CEBの定款では、当行の組織、運営及び監督は下記の機関に分掌されている。

- －理事会
- －管理委員会
- －総裁
- －監査委員会

理事会及び管理委員会は、それぞれ1名の議長及び各加盟国が任命した1名の代表から構成されている。理事会の議長及び管理委員会の議長は理事会によって任期3年で選任され、その任期は1度更新することができる。副議長は各機関の構成員から選任される。議長及び副議長の年間報酬は、在任期間中は管理委員会によって固定されている。

総裁は理事会で任命され、任期は5年であるが1回は再任されることができる。総裁は、1名以上の副総裁に補助される。かかる副総裁は、管理委員会からの意見に従って、理事会の委員との協議を経て、総裁の提案に基づいて理事会によって任命され、任期は5年であるが1回は再任されることができる。総裁及び副総裁の報酬は、当行の年間予算の承認範囲内で管理委員会によって固定されている。

総裁及び副総裁は、医療保険及び社会保険並びにCEBの年金制度に加入している。適用される退職年金制度は、任命役員が、5年の任期後に退職年金を請求する場合を除き、職員と同じである。

CEBの議長、副議長及び任命役員はストック・オプション又はその他の種類の賞与を受領しない。

CEBの議長、副議長及び任命役員の報酬総額は以下のとおり要約される。

		(単位：千ユーロ)	
		2023年	2022年
役員報酬			
理事会議長		45	45
管理委員会議長		45	45
理事会副議長		5	4
管理委員会副議長		6	6
報酬			
総裁	モンティチェッリ	439	414
副総裁	ボーチェック	334	315
副総裁	ゴードン(a)	334	131
副総裁	ペーマー(b)	334	131

注(a) 副総裁ゴードンの任期は2022年8月1日に開始した。

(b) 副総裁ペーマーの任期は2022年8月1日に開始した。

11. 課 税

欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定に対する第三議定書は、当行の資産、収入及びその他の財産は、当行の加盟国における全ての直接税から免除されると規定している。

注B：リスク管理

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。そのため、当行は業務分野全体で健全かつ慎重なリスク文化を促進することにより、国際的にも最良の銀行慣行の実践を目指している。

本注記は、当行が通常の事業過程において直面する主な金融リスク、すなわち信用リスク、金利リスク、為替リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクに対する当行のエクスポージャーに関する情報を提供している。また、CEBは、「伝統的な」リスクに加えて、気候リスクも重要であると認識している。また、本注記は、かかるリスクを特定、評価、監視、報告、緩和及び統制するための適切なツールをCEBにもたらす目的、方針、手続、制限及び統制に関する情報も含んでいる。

当行は、加盟国の規制には服さないものの、銀行規制に係る欧州連合指令及びバーゼル銀行監督委員会の勧告をリスク管理の枠組みの基準として考慮している。

CEBは、最良の銀行慣行に沿う監視手続を含むリスク及び統制政策を定期的に見直している。

リスク選好度

当行は、リスク選好度を、当行の戦略的枠組みに記載されている目標の達成のために当行がそのリスク許容範囲内において負う意思のあるリスクの総体的なレベル及び種類と定義する。

CEBのマネートを履行するための鍵となる手段は、有利な利率で資金を融資することであり、そのためには資本市場において競争力のある利率で資金を調達することが必要となる。この目的のため、堅実な信用リスク特性の保持が最も重要となる。

CEBの財務及びリスク特性は、量的及び質的な主要指標並びにリスク選好度に関する枠組みに基づく制限から示されるリスク選好度によって決まる。

当行は、そのリスク管理について堅実な方法を採用しており、これにより長期にわたる財政の持続可能性の確保に対するリスクが軽減される。この目標のために、当行は、オンバランスシート及びオフバランスシート両方の取引に起因してCEBの事業から生じる全てのリスクを認識、査定、監視、報告、緩和及び統制するための包括的なリスク管理枠組みを開発、導入した。

管理体制

リスク及び統制局(R&C)は、リスク管理の枠組みの実行、とりわけ、当行全体における全てのリスクの認識、監視及び報告について責任を負っている。R&Cは、他の局と協調して、リスクに関する方針及び手法を提案し、それらの適用を監督し、全体的に一貫したリスク管理が行われるようにし、リスク報告を徹底させる。

R&Cは、他の運営局及び事業局から独立し、総裁に対して直接報告を行う。R&C内部の部署は、信用リスク、市場リスク(リスク観点からの資産及び負債管理(ALM)を含む。)及びオペレーショナルリスクの分野を対象としている。

財務総局は、当行の流動性ポジションを含む業務上の資産及び負債リスクの管理について責任を負う。

意思決定委員会

以下の意思決定委員会は、各分野でリスク管理方針を設定及び監視する。総裁は全ての委員会の議長を務める。

- －信用リスク委員会(CRC)は、週に1度開催され、内部信用リスクの分析と勧告に基づき、貸付及び資金エクスポージャーに関する与信決議に対して責任を負う。
- －資産及び負債委員会(ALCO)は、貸借対照表全体を通じた金利、為替及び流動性リスクの将来的な予測に基づき、戦略的な志向及び意向を形成するために1ヶ月に1度又は必要に応じてより高い頻度で会議を開催する。
- －オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)は、CEBのオペレーショナルリスクに関する課題を半年に1度検討し、これらのリスクを軽減、監視及び規制するための十分な方法が採られていることを確認する。

統制機関

内部監査(IA)は、CEBの内部統制システムにおける、常設の独立した機能である。IAの目的は、総裁及びCEBの統制機関に対し、事業及び運營業務が効率的に行われ、管理されていることについて独自のかつ客観的な保証を提供することである。IAは、CEBの活動及び取引が、既存の政策、手続及びベストプラクティスとの適合性の下行われているかを検査し、またそれらに関連するリスクの評価を行っている。さらに、CEBの運営に関して、将来的な改善の提案も行う。

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与並びに脱税のリスク並びに誠実性、汚職問題及び詐欺問題に対処している。OCCOの任務は、金融リスク及びレピュテーションリスクから当行を保護すること、企業倫理規範を促進すること並びにCEBのコンプライアンスリスクの効率的な管理について自主的に貢献することである。OCCOの主な活動は、運営及び取引相手方に対する誠実性のデュー・ディリジェンスによるチェックの実施、当行の金融及びローン事業における誠実性の保護並びに当行の基準及び方針に対する違反からの職員及び合議制組織の誠実性及び義務論の保護である。また、OCCOは、調達方法の選択手続が内部規則に沿っていることの確認を行う。

コンプライアンス・ユニットの最高情報セキュリティ責任者(CISO)は、CEBの情報資産及び技術が適切に保護されていることを確保する。CISOは、セキュリティポリシーの設定、セキュリティの枠組みの設計、並びにCEB全体の情報及びITリスク軽減のための手続の特定、開発、導入及び維持に関して責任を負う。CISOは、インシデントへの対応、適切な基準及び統制の設定、セキュリティ技術の管理、セキュリティに対する認識の向上、並びに情報セキュリティポリシー及び手続が適用されていることの確認を行う。

監査委員会は、CEBの理事会によって加盟国から交代で選任される任期3年の代表者3名(退任者はアドバイザーとして引き続き任期1年で留任する。)から成る。監査委員会は、当行の収支決算を検査し、その正確性を確認する。監査委員会の報告書は、毎年財務書類が承認のため提出される際に、当行の監督機関に提出される。報告書の抜粋は財務書類に添付される。

外部監査人は、当行の財務書類の国際監査・保証基準審議会(IAASB)が発布する国際監査基準(ISAs)に従った監査並びに当行の内部統制及びリスク管理のプロセスの審査を行う責任を負う。外部監査人は、監査委員会の意見及び管理委員会の推薦に基づき、理事会により任期4年で任命され、入札手続の後に3年の任期で1度更新することができる。外部監査人は、年次財務諸表に関する独立監査人の報告書を含む多岐にわたる報告書を起草する。

さらに、当行はフィッチ、ムーディーズ及びスタンダード・アンド・プアーズの3つの主要な信用格付機関による評価を受ける。これらの格付機関は、当行の財務状況及び長期的な信頼性並びに環境、社会及

びガバナンスの基準を詳細に分析し、年間格付を付与する。2021年以降、CEBはスコープ・レーティングスからも非依頼型の信用格付を付与されている。

リスク管理に関する内部報告及び外部報告

リスク及び統制局は週に1度、融資活動及び財務活動に関する信用リスクについて、信用リスク委員会に対して報告する。

財務総局は月に1度、金利及び為替相場のエクスポージャー並びに資金調達及び流動性ポジションについて、資産及び負債委員会に報告する。

リスク管理に係る四半期報告書は、R&Cが作成し管理委員会及び理事会に提示される。当該報告書は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクといった主なリスクに対するCEBのエクスポージャー及びリスク選好度の枠組みの進展について加盟国に情報を提示する。

CEBはまた、異なるタイプのリスクに対するエクスポージャー、リスク管理評価に適用される手法及びそれらの目標の詳細を提供するリスク管理開示報告書を年に1度発行する。

当行はまた、格付機関に対してその毎年の評価のために広範な情報を提供する。また、米国証券取引委員会に提出された発行登録書との関係で、18-K様式により作成されたCEBの年次報告書にも、説明責任と透明性を順に促進する当行のリスク管理の情報が含まれている。

最後に、CEBの総裁年次財務報告書には、当行において実施されているリスク管理のプロセス及び実務について公平な見解が示されており、そのリスクのエクスポージャーについての詳細なデータが提供されている。

1. 信用リスク

評価過程の概要

信用リスクは、銀行借入人又は取引相手方が合意した条件に従ってその義務を履行しないことにより生じる潜在的な損失である。当行は、借入人及び財務上の取引相手方が契約上の義務について債務不履行となる可能性があるか、又は当行の投資の価値が損なわれる可能性があるため、融資活動及び財務活動において信用リスクにさらされている。また、当行の資本又は貸倒損失に係る引当金に対して悪影響を及ぼす可能性がある格付の引下げにより、信用リスクが生じることがある。決済リスク及び未決済リスクもまた、信用リスクに含まれる。同様に、担保リスクも信用リスクの一部とされる(担保は、本質的には信用リスクを軽減させる手段である。)。概して、信用リスクは、信用エクスポージャーの値と融資先又は取引の信用の質の関数である。

信用リスクの特定及び評価

信用リスク管理は、当行のバランスシート及びオフバランスシート上の事業における当行の融資及び資金運用活動から生じる全ての商品及び活動に内在する全ての信用リスクの潜在的な要因を特定する。当行は、新たな商品及び活動が導入又は実施される前に、これらに係るリスクが適切なリスク管理の統制及び統制に服することを確認する。信用リスクは、格付の引下げ、支払義務に係る(クロス)デフォルトの形で発生するか、又は取引の決済手続に際して発生する可能性がある。

信用リスクは、(i)リスク原則に従って信用取引が拡張されていることの確保のために適切な内部管理を実施し、また(ii)借入人又は仲介者との関係による影響を受けることなく独立した判断を下すため、融資又は財務の担当者から独立して、信用リスク部(CRU)(R&C、財務リスク部門)によって評価される。信用エクスポージャーは、毎日測定、監視及び統制される。制限の違反(もしあれば)は、上級管理職に報告される。

内部信用格付は、当行の独立した内部の信用リスク評価の結果である。内部信用格付は、支払義務を全額、また期限どおりに履行することに係る借入人の能力及び意思に関する意見である。かかる内部信用格付は、通常、リスク要因の質的及び量的な評価並びに最終的に不履行の原因となる可能性のある潜在的なシナリオに基づく。内部信用格付は、財務総局並びに貸付及び社会開発局の全ての取引相手方に対して指定される。当行は、当行が負う潜在的なリスクを適切に理解していることを確認しつつ、特定の取引、商品又は取引相手方に関して外部格付を利用することができる。内部格付の方法は、随時検討され、調整される。各取引相手方に帰属し、当行が各取引相手方に対する当行の事業から発生する信用リスクを監視するために定められた限度は、定期的に検討される。

・内部格付と外部格付機関の対応表

	内部格付	ムーディーズ	S&P/フィッチ
投資適格	10	Aaa	AAA
	9.5	Aa1	AA+
	9	Aa2	AA
	8.5	Aa3	AA -
	8	A1	A+
	7.5	A2	A
	7	A3	A -
	6.5	Baa1	BBB+
	6	Baa2	BBB
	5.5	Baa3	BBB -
投資不適格	5	Ba1	BB+
	4.5	Ba2	BB
	4	Ba3	BB -
	3.5	B1	B+
	3	B2	B
	2.5	B3	B -
	2	Caa1	CCC+
	1.5	Caa2	CCC
	1	Caa3	CCC -
	0.5	Ca	CC
債務不履行	0.25	C	C
	0	D	D

信用リスクの軽減

CEBは、取引残存期間中の信用リスクを監視し軽減するため、信用リスクの軽減(CRM)手法を積極的に活用している。信用リスクの軽減手法としては、保証、担保又は契約上の保護(例：契約上のコベナンツ)がある。

新規取引に関する信用リスクの軽減手法は、CRUによって提案され、信用リスク委員会の承認に服する。既存取引に関する信用リスクの軽減手法は、取引相手方に係る年次精査において信用リスク委員会に提示される。

新規プロジェクトに関する信用リスクは、評価手続において評価され、関連する内部委員会からの承認を必要とする。全てのプロジェクトは、管理委員会からの承認を得るために同委員会へ提出される。

管理委員会は、当行の財務及びリスク方針を通じて、財務活動の全体的な枠組みを設定する。この枠組み内で、財務取引は、CRUにより評価され、承認のため信用リスク委員会に提出される。

最後に、大口エクスポージャー及び集中に関する制限も決定され、信用リスク委員会に報告される。

信用リスク・エクスポージャーの概要

以下の表は、以下のA.及びB.の両方に対する2023年12月31日現在及び2022年12月31日現在における当行の信用リスク・エクスポージャーを示している。

A. 貸付及び社会開発局：貸付及び融資約定

B. 財務総局：預金(ノストロ及び金融市場)、有価証券ポートフォリオ及びデリバティブ

(単位：百万ユーロ)

表 1	2023年				2022年			
	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計
貸付	4,433	14,310	2,787	21,530	4,357	12,818	2,712	19,887
融資約定	1,012	4,077	1,423	6,513	952	4,345	1,235	6,532
預金(ノストロ及び 金融市場)	2,701	3,664		6,365	1,414	3,939		5,352
有価証券 スワップ及びSA - CCRによる外国為替 与信相当額	4,040	731		4,771	3,818	675		4,493
	181	151		331	185	109		294
合計	12,367	22,933	4,210	39,510	10,726	21,885	3,948	36,559

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は内部格付(国際格付機関(すなわちムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ又はフィッチ)に格付を付与されていない場合)
- ・ 貸付及び融資約定は、CRM後に報告される。
- ・ 貸付、預金及び有価証券は、額面価格で、未収利息を除き、報告される。

A - 貸付及び社会開発局の活動

貸付ポートフォリオ

貸付事業における信用リスクは、主に銀行借入人又は取引の相手方による契約上の義務の不履行又は格付の引下げから生じる。

2023年12月31日現在、貸付残高は2022年度末と比較して8.3%増加し(1.6十億ユーロのプラス)、21.5十億ユーロとなった。2023年度(又は2022年度)において、当行によるいかなる不履行又は延滞も記録されていない。

以下の表は、貸付ポートフォリオの取引相手方の格付クラス及び属性別のリスク特性である。

(単位：百万ユーロ)

表 2	2023年				2022年			
	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計
ソブリン、国有 金融機関及びIFIs	1,762	6,784	2,544	11,090	1,891	6,307	2,425	10,623
準ソブリンの団体及び 金融機関	2,479	3,894	174	6,546	2,297	3,456	158	5,911
その他金融機関	8	3,132	39	3,178	10	2,731	93	2,834
非金融機関	184	500	30	715	159	324	37	519
合計	4,433	14,310	2,787	21,530	4,357	12,818	2,712	19,887

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後に報告された貸付

・保証貸付及び担保貸付

貸付ポートフォリオの大部分について、信用補完(担保及び保証)により、信用リスクの質が高まっている。

ー保証貸付：2023年12月31日現在、6.4十億ユーロ(2022年度においては6.1十億ユーロ)、すなわち、残高合計の29.7%

ー担保貸付：2023年12月31日現在、109百万ユーロ(2022年度においては211百万ユーロ)

当行は、欧州委員会のインベストEU保証で一部カバーされる貸付のポートフォリオを管理している。2023年末現在において、CEBインベストEUのポートフォリオは、214.5百万ユーロ⁽¹⁾となり欧州委員会がカバーする保証は68.2百万ユーロであった。インベストEUのポートフォリオは、159百万ユーロの保証付きで500百万ユーロの貸付に拡大する予定である。

注(1) 当該金額は、相手方との間で枠組融資契約を締結し、承認された貸付残高と一致する。

・貸付残高のリスク特性に対する信用補完の影響

(単位：百万ユーロ)

表 3	2023年				2022年			
	CRM前 金額	%	CRM後 金額	%	CRM前 金額	%	CRM後 金額	%
AAA/AA	3,397	16%	4,433	21%	3,426	17%	4,357	22%
A/BBB	13,533	63%	14,310	66%	11,624	58%	12,818	64%
投資不適格	4,599	21%	2,787	13%	4,837	24%	2,712	14%
合計	21,530		21,530		19,887		19,887	

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された貸付

より具体的には、以下の2つの表は、外部格付機関による格付を付与されていない貸付への保証の影響を示している。

－貸付合計のうち、外部格付機関による格付を付与されていない貸付の割合

(単位：百万ユーロ)

2023年		2022年	
CRM前	CRM後	CRM前	CRM後
5,868	2,642	5,559	2,366
27.3%	12.3%	28.0%	11.9%

－外部機関による格付を付与されていない貸付のうち、内部格付によって投資適格と格付された貸付の割合

(単位：百万ユーロ)

2023年		2022年	
CRM前	CRM後	CRM前	CRM後
3,958	2,447	3,322	2,142
67.4%	92.6%	59.8%	90.6%

・貸付残高の返済フローの満期別内訳

表 4

(単位：百万ユーロ)

満期	2023年	%	2022年	%
1年以下	2,027	9%	2,094	11%
1年超5年以下	9,280	43%	8,313	42%
5年超10年以下	6,194	29%	5,816	29%
10年超20年以下	3,586	17%	3,227	16%
20年超	444	2%	437	2%
合計	21,530	100%	19,887	100%
加重平均残存期間	6.19年		6.25年	

・貸付残高(CRM後)の格付クラス別及び取引相手方の国別の内訳

(単位：百万ユーロ)

表 5	2023年				2022年			
	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計
加盟国								
スペイン		2,522	35	2,556		2,118	25	2,143
フランス	890	1,441	30	2,360	861	1,315	36	2,212
ポーランド		1,838	1	1,840		1,670	10	1,680
トルコ			1,401	1,401			1,143	1,143
ドイツ	1,123	275		1,398	1,048	231		1,279

イタリア		1,298	97	1,396		1,257	100	1,357
スロバキア共和国		1,161		1,161		1,043	15	1,058
ベルギー	197	845		1,042	214	869		1,084
オランダ	512	467	5	984	537	433	6	976
リトアニア		862	33	894		689	3	692
ハンガリー		733		733		716		716
クロアチア		625		625		634		634
セルビア			613	613			519	519
フィンランド	331	264	1	595	344	267	1	612
スウェーデン	553	11		564	446			446
アイルランド	442	14		456	392	14		406
チェコ共和国	300	84		384	300	64	59	423
ルーマニア		322	42	364		334	33	367
キプロス		299		299		308		308
ポルトガル		273	5	278		293		293
ギリシャ		218		218			218	218
エストニア		200		200	200			200
スロベニア		189		189		170		170
ブルガリア		177		177		192		192
アルバニア			122	122			133	133
モンテネグロ			94	94			100	100
北マケドニア			88	88			97	97
ボスニア・ヘルツェ ゴビナ			87	87			88	88
モルドバ共和国			66	66			64	64
アイスランド		62		62		63		63
コソボ			46	46			46	46
マルタ		29		29		29		29
ラトビア		21		21		24		24
アンドラ		14		14		15		15
ジョージア			14	14			9	9
サンマリノ			8	8			9	9
小計	4,348	14,243	2,787	21,378	4,342	12,749	2,712	19,803
超国家	85			85	14			14
非加盟国								
オーストリア		67		67		69		69
合計	4,433	14,310	2,787	21,530	4,357	12,818	2,712	19,887

- ・ 未払利息を除くCRM後に計上された貸付金の額面価格

事業の残存高及び融資約定

事業の残存高には、管理委員会が承認し、かつ未融資の全ての事業が含まれる。融資約定は、融資を要する事業であるが、そのための枠組融資契約が締結されている。

事業の残存高は、2023年12月31日現在9.3十億ユーロ(2022年12月31日現在は9.1十億ユーロ)となり、そのうち75.2%は、投資適格に格付された(2022年12月31日現在は80.5%)。

融資約定は、2023年12月31日現在6.5十億ユーロ(2022年12月31日現在は6.5十億ユーロ)となり、そのうち78.1%が投資適格に格付された(2022年12月31日現在は79.2%)。

(単位：百万ユーロ)

表6	2023年				2022年			
	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計
事業の残存高合計	1,342	5,616	2,292	9,251	1,382	5,941	1,770	9,093
うち融資約定	1,012	4,077	1,423	6,513	952	4,345	1,235	6,532

- ・ 将来のCRMを考慮して報告された融資約定

- ・ 融資約定(CRM後)の格付クラス別及び取引相手方の国別の内訳

(単位：百万ユーロ)

表7	2023年	2022年
----	-------	-------

	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計	AAA/AA	A/BBB	投資不適格	合計
加盟国								
イタリア		928	75	1,003		493	75	568
セルビア			708	708			418	418
ドイツ	340	259		599	256	169		425
ルーマニア		441	26	467		289	36	325
フランス	143	246	11	400	217	435	11	663
トルコ			375	375			320	320
ポルトガル		264	95	359		292	100	392
チェコ共和国	200	107		307	200	50		250
ベルギー		300		300		339		339
ポーランド		275		275		625		625
スペイン		264		264		553	22	575
アイルランド	125	107		232	60	107		167
スロバキア共和国		192		192		159		159
クロアチア		140		140		200		200
オランダ		110		110		200		200
ハンガリー		100		100				
リトアニア		78	13	91		164	43	207
フィンランド	40	50		90	140	40		180
スウェーデン	46	11		57	71			71
キプロス		57		57		100		100
ギリシャ		53		53			53	53
モルドバ共和国			48	48			60	60
エストニア		45		45		25		25
モンテネグロ			39	39			41	41
スロベニア		35		35		75		75
北マケドニア			25	25			25	25
ボスニア・ヘルツェ ゴビナ			9	9			11	11
アイスランド		8		8				
ラトビア		8		8		8		8
コソボ							14	14
ジョージア							5	5
アンドラ						4		4
アルバニア							1	1
小計	893	4,077	1,423	6,394	944	4,325	1,235	6,505
超国家	119			119	8			8
非加盟国								
オーストリア						20		20
合計	1,012	4,077	1,423	6,513	952	4,345	1,235	6,532

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 将来のCRMを考慮して報告された融資約定

B - 財務総局の活動

資金運用事業

資金運用事業に係る信用リスクは、主に、預金、有価証券への投資及びヘッジ目的でのデリバティブ取引の開始により生じる。

CEBのリスク選好枠組みは、発行体、債権者及び取引相手方が当行と取引日を行う際に必要となる最低内部格付を定めている。これらの最低内部格付は、投資(預金及び有価証券)の満期及び取引相手方の種類に基づいている。

・ 融資事業の取引別内訳

(単位：百万ユーロ)

表 8	2023年					2022年				
	AAA	AA	A	BBB	合計	AAA	AA	A	BBB	合計

預金(ノストロ及び金融市場)	464	2,236	3,664	6,365	456	958	3,939	5,352
有価証券	1,021	3,020	731	4,771	797	3,021	525	150 4,493
SA - CCRによるスワップ及び外国為替与信相当額	8	173	151	331	1	184	109	294
合計	1,493	5,429	4,545	11,467	1,254	4,163	4,572	150 10,139

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付

預金

財務・金融ポートフォリオは、「ノストロ」勘定、1年以下の銀行預金、デリバティブの担保として受領した現金及び(リバース)買戻条件付売却(レポ)取引等の短期のものから構成される。レポ取引は、全ての要求通貨の日々のキャッシュ・フロー管理を目的としている。適格な取引相手方は、3ヶ月以下の投資については最低限6.5(BBB+)、また3ヶ月超1年以下の投資については最低限7.0(A-)の内部格付を有していなければならない。

- ・ 預金の種類別及び信用格付別内訳

表9	2023年					(単位：百万ユーロ)				
	AAA	AA	A	BBB	合計	2022年	AAA	AA	A	BBB 合計
ノストロ	306	315	416		1,037	406	335	416		1,157
金融市場	159	1,921	3,248		5,328	50	623	3,522		4,195
合計	464	2,236	3,664		6,365	456	958	3,939		5,352

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された預金

- ・ 金融市場預金の満期別及び信用格付別内訳

表10	2023年					(単位：百万ユーロ)				
	AAA	AA	A	BBB	合計	2022年	AAA	AA	A	BBB 合計
1ヶ月以下	4	111	1,129		1,243			227	2,147	2,374
1ヶ月超3ヶ月以下	155	1,074	1,454		2,683	50	396	1,070		1,516
3ヶ月超6ヶ月以下		736	665		1,401			305		305
6ヶ月超1年以下										
合計	159	1,921	3,248		5,328	50	623	3,522		4,195

- ・ バーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された預金

有価証券ポートフォリオ

当行は、3つの有価証券ポートフォリオとして、以下のものを管理している。

- 短期流動性ポートフォリオ(STL)：最長満期1年の短期有価証券
- 株主資本を通じた公正価値ポートフォリオ(FVOCI)：1年超最長15年の満期
- 償却原価ポートフォリオ(ACP)：ユーロ建、固定レート及び1年超最長30年の満期

- ・ 有価証券のポートフォリオ別及び格付別内訳

表11	2023年					(単位：百万ユーロ)				
	AAA	AA	A	BBB	合計	2022年	AAA	AA	A	BBB 合計
償却原価ポートフォリオ	890	851	40		1,781	652	857	40		1,550
公正価値ポートフォリオ	131	1,615	95		1,840	145	1,846			1,991

短期ポートフォリオ	554 596 1,150			317 485 150 952					
合計	1,021	3,020	731	4,771	797	3,021	525	150	4,493

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で報告され、未収利息を除く、有価証券

・ 有価証券ポートフォリオの残存期間別及び格付別内訳

(単位:百万ユーロ)

表12	2023年					2022年				
	AAA	AA	A	BBB	合計	AAA	AA	A	BBB	合計
1年以下	100	848	636		1,584	71	728	485	150	1,435
1年超2年以下	169	393			563	100	285	40		425
2年超5年以下	370	663	95		1,128	243	784			1,027
5年超	381	1,116			1,497	383	1,224			1,607
合計	1,021	3,020	731		4,771	797	3,021	525	150	4,493

・ 有価証券ポートフォリオの発行体の国別及び格付別内訳

(単位:百万ユーロ)

表13	2023年					2022年				
	AAA	AA	A	BBB	合計	AAA	AA	A	BBB	合計
加盟国										
フランス		1,235	145		1,379		1,425			1,425
ドイツ	123	488			611	88	325			413
フィンランド		345			345		153			153
スウェーデン		306			306		69			69
オランダ	113				113	69		80		148
ノルウェー		63			63		136			136
ルクセンブルク	42				42	42				42
スペイン			40		40			40		40
デンマーク	22				22	8		120		128
スイス	10				10	10	200	130		340
イタリア									150	150
小計	310	2,435	185		2,930	216	2,306	370	150	3,042
超国家	686	23			709	581	23			604
ヨーロッパ(非加盟国)										
オーストリア		89			89		89			89
英国			50		50			80		80
小計		89	50		139		89	80		169
その他										
日本			496		496					
カナダ	25	268			293		329			329
韓国		81			81		4			4
オーストラリア		72			72		218			218
ニュージーランド		52			52		52			52
米国								75		75
小計		473	496		994		602	75		678
合計	996	3,020	731		4,771	797	3,021	525	150	4,493

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で報告され、未収利息を除く、有価証券

デリバティブ

CEBは、その貸付、投資及び資金調達取引に関する市場リスクをヘッジするために、金利スワップ(IRS)及び通貨金利スワップ(CIRS)を使用する。

デリバティブ取引には、信用リスク委員会による取引相手方の信用度の事前承認並びに取引相手方との間でのISDA⁽¹⁾マスターアグリーメント及びクレジット・サポート・アネックス(CSA)の締結が必要とされ、これはデリバティブ取引の取引相手方との担保差入れに係る条件を規定するものである。CEBは全てのデリ

バティブ取引の取引相手方とISDAマスターアグリーメント及びCSAを締結している。これらのCSAのうち大半は双方向的CSAで、双方の取引相手方が担保を差し入れる必要があり、CEBは市況に適應すること及び最善の資金調達コストを得ることが可能となる。

現金(ユーロ建)又は負債性証券は、CSAにおいて規定される適格な担保となりうるが、当該債券は超過担保を適用することで市場価格から減額され、また当該債券の内部格付は最低限7.0(A-に相当)でなければならない。スワップ取引は全て公正価値で計測されており、取引相手方に対するエクスポージャーの監視が毎日行われているため、関連するCSAに記載されている条件の下で、追加担保を要求することができる。

2023年12月31日現在、当行は、現金担保として449百万ユーロを受領、596百万ユーロを差し出し、これはスワップのポートフォリオの全ての正味現在価値(プラスマイナスともに)をカバーするものであった。

CEBは、デリバティブのエクスポージャーに対するCRRの評価方法を規定する規制及び指令であるCRR2/CRD5⁽²⁾に基づき、ネットティング契約及び担保フローについてSA-CCR方式を考慮している。

2023年12月31日現在、当行のデリバティブの取引相手方信用リスク・エクスポージャーは、331百万ユーロである(2022年度は294百万ユーロ)。

注(1) 国際スワップ・デリバティブ協会

注(2) 資本要件規則2：規制(EU)No. 2019/876/資本要件指令5：指令(EU) 2019/878

・スワップの想定元本の種類別及び満期別内訳

(単位：百万ユーロ)

表14	2023年					2022年				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
通貨スワップ	2,389	10,196	760	225	13,569	2,906	8,767	590	240	12,503
金利スワップ	3,620	13,011	11,537	6,969	35,138	1,720	11,500	10,758	5,902	29,880
合計	6,009	23,208	12,296	7,194	48,707	4,625	20,267	11,348	6,142	42,383

CEBの公的部門⁽¹⁾に対する金融商品の種類別(貸付及び有価証券)のエクスポージャー

(単位：百万ユーロ)

表15	2023年			2022年		
	貸付金	有価証券	合計	貸付金	有価証券	合計
ユーロ圏諸国						
スペイン	2,058	40	2,098	1,776	40	1,816
フランス	1,048	868	1,916	985	910	1,895
ドイツ	1,123	243	1,365	1,048	173	1,220
ベルギー	1,039		1,039	1,074		1,074
イタリア	1,039		1,039	1,159	150	1,309
スロバキア共和国	976		976	947		947
リトアニア	833		833	663		663
フィンランド	587	76	663	601	76	676
オランダ	512	113	625	537	69	606
クロアチア*	625		625	634		634
アイルランド	454		454	404		404
キプロス	299		299	308		308
ポルトガル	276		276	288		288
ギリシャ	218		218	218		218
エストニア	200		200	200		200
スロベニア	189		189	158		158
ルクセンブルク		42	42		42	42
オーストリア		10	10		10	10
ラトビア	3		3	5		5
ユーロ圏小計(a)	11,479	1,391	12,870	11,006	1,468	12,474
その他のEU加盟国						

ポーランド	1,378	1,378	1,262	1,262
ハンガリー	723	723	716	716
スウェーデン	553	8	446	8
ルーマニア	364	364	367	367
チェコ共和国	306	306	304	304
ブルガリア	177	177	192	192
デンマーク		22		8
その他のEU加盟国小計(b)	3,500	30	3,285	15
EU加盟国合計(a)+(b)	14,979	1,421	14,291	1,484
非EU加盟国				
トルコ	1,401	1,401	1,143	1,143
セルビア	613	613	519	519
アルバニア	122	122	133	133
モンテネグロ	94	94	100	100
北マケドニア	88	88	97	97
ボスニア・ヘルツェゴビナ	87	87	88	88
モルドバ共和国	66	66	64	64
コソボ	46	46	46	46
アイスランド	20	20	8	8
アンドラ	14	14	15	15
ジョージア	14	14	9	9
サンマリノ	8	8	9	9
非EU加盟国小計(c)	2,573	2,573	2,231	2,231
その他諸国				
日本		496		
カナダ		100		75
韓国		81		4
ニュージーランド		52		52
その他諸国小計(d)		728		131
超国家機関	85	709	14	604
超国家機関小計(e)	85	709	14	604
合計(a)+(b)+(c)+(d)+(e)	17,637	2,858	16,537	2,219
				18,755

* クロアチアは2023年1月1日にユーロ圏に加盟した。

注(1) 公的部門には、ソブリン(国家)、準ソブリン(地域及び地方政府)、並びにそれらの政府系金融機関が含まれる。

集約－大口エクスポージャー

集約リスクは、特定の国若しくは債務者又は特定の種類の商品若しくは個別の取引に対する配分が、ポートフォリオに占める割合に対して高すぎることから生じる。大口エクスポージャーとは、単一の取引相手方又は関連する取引相手方のグループに対する全体的なエクスポージャー(貸付、有価証券、預金及びデリバティブ)で、健全性資本(払込済資本金、準備金及び純利益)の10%を超過しているものである。

CEBは、バーゼル委員会の勧告及び欧州連合指令の基準に沿って、単一の取引相手方又は関連する取引相手方のグループに対するエクスポージャーが健全性資本の25%の上限を超えることがなく、また大口エクスポージャーの累計が健全性資本の800%を超えることがないように努めている。ソブリン・エクスポージャーは、大口エクスポージャーの計算からは除外される。

CEBは、以下のリスク集約要素を採用している。

- －グループにおける直接エクスポージャー：保証がなくとも、支配関係(子会社及び支社)にある取引相手のグループ内
- －グループにおける間接エクスポージャー：支配関係になくとも、一方がもう一方に保証を与えている場合

2023年12月31日現在、以下のとおりである。

- －健全性資本は3.5十億ユーロとなった(2022年度末は3.4十億ユーロに相当)。

- －12の取引相手方又は取引相手方のグループが存在しているため、これらは大口エクスポージャーであるとみなされている(2022年度と同様)。
- －いずれの取引相手方又は関連する取引相手方のグループもCEBの健全性資本の25%の上限を超えていない(2022年度と同様)。
- －これらの取引相手方に対する貸付残高合計は6.2十億ユーロに達しており、CEBの健全性資本の177%に相当するが、上限である800%を大幅に下回っている(2022年12月31日現在は6.1十億ユーロ、すなわちCEBの健全性資本の178%)。

	2023年	2022年
大口エクスポージャーにおける取引相手方数	12	12
株主資本における大口エクスポージャーの割合合計(%)	177%	178%
大口エクスポージャー合計(百万ユーロ)	6,216	6,136
うちローン(百万ユーロ)	3,900	3,351
うちファイナンス(百万ユーロ)	2,317	2,785

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後(担保を付さない。)に報告された貸付
- ・ 「財務」とは、有価証券、金融市場、ノストロ、デリバティブ及び外国為替を意味する。

2. 市場リスク

市場リスクとは、金利や為替などの金融市場の変動により損失を被るリスクである。当行はトレーディング業務を行っておらず、外国為替相場リスクも極小であるため、市場リスクに対する資本費用は充てられていない。

A - 金利リスク

銀行勘定の金利リスク (IRRBB)とは、資産及び負債の金利特性のミスマッチによる金利の不利な変動から生じる当行の資本及び収益に対する現在又は将来のリスクである。

金利リスク管理

金利エクスポージャー及びエクスポージャー制限の進展は月ごとに財務総局によって管理され、リスク及び統制局によって監視される。加えて、資産及び負債委員会(ALCO)は、当行の金利ポジションの展開を監督し、金利リスクに関する意思決定の舵取りを行う。

CEBは、財務の安定性を保持し収益及び資本基盤を守ることを目的として、金利リスクを健全性の観点から管理している。当行は、資産及び負債をユーロ建の変動金利の金融商品に転換することにより、マイクロヘッジ又はマクロヘッジのデリバティブを用いた貸借対照表を通じて金利リスクを管理している。当行は、調達費用を最適化するために、資産及び負債をユーロ建の固定金利で保持するよう決定することもある。

CEBは、金利について感応的ではないため、構造的に資本の金利リスクにさらされている。また、それゆえに、資産側の金利感応商品とは適合しない。このリスクを管理するために、当行は金利改定プロファイルとその資本のデュレーションに関する規則を採用したが、これは常に金融市場におけるCEBのリスク選好及びリスク傾向に照らして見直されるものである。2023年度末現在、株主資本投資の目標期間は6年間となっており、CEBの自己資本はユーロ建の固定金利のローン及び証券に投資されている。

金利リスク測定

当行は、バーゼル/EU/欧州銀行監督機構(EBA)の規制に従い、純資産の経済価値(EVE)及び純金利収入(NII)の潜在的な変動を監視することで金利リスクを測定している。

金利リスクを測定するための主要な指標は、EVE感応度である。この指標はCEBのリスク選好枠組みに含まれており、静的貸借対照表において資本を除く正味現在価値の金利変動に対する感応度を測定する。これはバーゼル/EU規制及び欧州銀行監督機構(EBA)によって定められた方法に従って計算されている。CEBのリスク選好枠組みでは、EVEへの影響はEBAが規定した(6つのシナリオのうち)最も深刻な金利ショックに限定され、絶対値では、CEBの健全性資本の20%となっている。2023年12月末現在、EVE感応度は-11.5%(2022年度は-10.0%)に達した。

CEBはまた、金利の変動によって当行の収益が大幅に減少しないようにNII感応度を監視している。この基準は、貸借対照表の項目の動的な変化を考慮して、将来の1年間継続企業的前提を基として計算される。+/-100bpの瞬間的な金利ショックに基づいている。2023年12月末時点のNII感応度は+100bp(resp. -100bp)の金利変動に対してマイナス10.3百万ユーロ(resp. 10.7百万ユーロ)である。2022年は、+100bp(resp. -100bp)の金利変動に対してマイナス4.7百万ユーロ(resp. 5.0百万ユーロ)であった。

さらにCEBは、実際の出資期間とALCOが決定した従来の出資期間ととの乖離を監視するために、株主資本投資の金利デュレーションを監視している。2023年12月末現在、目標デュレーションの6年に対し、株主資本投資の金利デュレーションは5.8年(2022年は5.6年)であった。

CEBは、厳しい市場状況でも流動性及び市場価値が維持されるように、また資本への潜在的な影響を監視するために、財務省証券ポートフォリオの金利及び信用スプレッドの感応度を監視している。2023年12月末には、以下のとおりであった。

- －償却原価で計上される償却原価ポートフォリオ(ACP)の価値は、金利及び信用スプレッドが+10bp(resp. +200bp)平行移動すると9.3百万ユーロ(resp. 171.6百万ユーロ)減少する。
- －その他の包括利益を通じて公正価値で計上された株主資本を通じた公正価値ポートフォリオ(FVOCI)及び短期流動性ポートフォリオ(STL)の価値は、信用スプレッドが+10bp(resp. +200bp)平行移動した場合7.1百万ユーロ(resp. 133.0百万ユーロ)減少する。これらのポートフォリオは、ほとんどが公正価値ヘッジされているため、金利に対してあまり感応的ではない。

加えて、CEBは、資産と負債のレート特性の不一致に起因して金利変動が収益に及ぼす潜在的な影響を将来の期間ごとに測定する静的な金利改定ギャップを用いて、金利リスク・エクスポージャーを監視している。下表は、2022年と比較して2023年12月31日現在の金利ギャップを示している。資産及び負債の金額は、満期日又は次回の金利契約更新日に応じて時期別に分類されている。各時期分類の資産及び負債の金額の差により、静的な金利リスク・エクスポージャーが測定される。

金利リスクの改定ギャップ

(単位:千ユーロ)							
2023年12月31日現在	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	無期限	純簿価
資産							
現金及び中央銀行における残高	1,034,117						1,034,117
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産*	600,481	1,890,355	505,366			(87,672)	2,908,530
償却原価での金融資産							
貸付金*	5,049,395	13,723,998	824,408	775,796	1,105,670	(902,254)	20,577,014
前渡金	1,243,036	2,683,394	1,401,362			49,780	5,377,571
負債証券	60,000	15,000	56,000	1,015,383	634,572	15,974	1,796,929
差入保証金	598,026					(419)	597,607
その他の資産						2,126,656	2,126,656
資産小計	8,585,055	18,312,747	2,787,136	1,791,179	1,740,242	1,202,064	34,418,424
負債							
償却原価での金融負債							
信用機関及び顧客への負債額	(44,007)	(35)	(1,097)	(468)	(78)	(5)	(45,690)
発行済負債証券*	(14,909,387)	(14,030,411)	(37,504)			1,083,696	(27,893,606)
預かり保証金	(451,087)						(451,087)
引当金	(547)	(1,094)	(4,921)	(39,369)	(257,465)		(303,396)

その他の負債						(2,205,527)	(2,205,527)
負債小計	(15,405,027)	(14,031,540)	(43,523)	(39,837)	(257,543)	(1,121,836)	(30,899,306)
株主資本						(3,519,118)	(3,519,118)
当期合計(純額)	(6,819,972)	4,281,207	2,743,614	1,751,342	1,482,698	(3,438,890)	
当期累計(純額)	(6,819,972)	(2,538,764)	204,849	1,956,191	3,438,890		

* ヘッジ後

(単位：千ユーロ)							
2022年12月31日現在	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	無期限	純簿価
資産							
現金及び中央銀行における残高 株主資本を通じて公正価値で測 定する金融資産*	1,150,258						1,150,258
償却原価での金融資産	693,655	1,913,395	336,829			(148,370)	2,795,509
貸付金*	4,608,528	12,392,991	969,923	496,612	1,482,406	(1,728,099)	18,222,361
前渡金	2,345,119	1,515,712	334,253			14,777	4,209,861
負債証券			127,600	592,133	830,002	43,035	1,592,770
差入保証金	638,590					(457)	638,133
その他の資産						2,919,243	2,919,243
資産小計	9,436,151	15,822,098	1,768,605	1,088,745	2,312,408	1,100,129	31,528,135
負債							
償却原価での金融負債							
信用機関及び顧客への負債額	(54,773)	(6,975)	(7,812)	(311)	(233)	(72)	(70,176)
発行済負債証券*	(12,124,579)	(13,196,157)	(37,505)	(250,000)	(250,000)	1,634,475	(24,223,766)
預かり保証金	(904,640)						(904,640)
引当金	(480)	(960)	(4,318)	(23,028)	(225,699)		(254,484)
その他の負債						(2,632,694)	(2,632,694)
負債小計	(13,084,472)	(13,204,092)	(49,634)	(273,339)	(475,932)	(998,291)	(28,085,760)
株主資本						(3,442,375)	(3,442,375)
当期合計(純額)	(3,648,322)	2,618,007	1,718,970	815,406	1,836,477	(3,340,537)	
当期累計(純額)	(3,648,322)	(1,030,315)	688,655	1,504,061	3,340,537		

* ヘッジ後

B - 外国為替取引リスク

外国為替取引リスクは、財務総局によって管理され、主要な金融リスクを独立して監督する責任を負うリスク及び統制局によって監視される。

当行は、オンバランスシート及びオフバランスシートの両方を含む、1通貨当りの資産から負債を差し引いた通貨ごとの正味スポット・オープン・ポジションを計算することにより、通貨エクスポージャーを測定している。

残存リスクは、主にユーロ以外の通貨の純利益キャッシュ・フローにより生じる。通貨ごとの未決済のポジション(純額)の限度は、1百万ユーロである。これは毎月末に測定され、このポジションをカバーするため5営業日の期間が設けられる。

以下の表は、2023年度末現在のヘッジ考慮後の残存外国為替取引へのエクスポージャーを示している。

(単位：千ユーロ)												
通貨別内訳	資	産	負	債	デリバティブ 商品	ポジション(純額) 2023年	資	産	負	債	デリバティブ 商品	ポジション(純額) 2022年
米ドル	1,256,077		5,919,780		4,667,043	3,340	1,243,988		6,590,484		5,344,535	(1,961)
英ポンド	72,833		3,061,023		2,989,137	947	53,289		1,900,417		1,848,083	955
香港ドル	366,303		314,046		(51,665)	592	1,054		157,363		156,320	11
スイスフラン	17,630		217,817		200,720	533	177,850		230,407		53,079	522
その他の通貨	2,470,097		1,564,099		(904,703)	1,295	2,068,157		1,359,306		(707,594)	1,257
合計	4,182,940		11,076,765		6,900,532	6,707	3,544,338		10,237,977		6,694,423	784

3. 流動性リスク

流動性リスクは、支払債務の期限到来時に確実に全額を支払うことができないことから生じる損失を被るリスクである。

流動性リスクは、当行の事業モデルに内在するものであり、資産と負債の間の満期のミスマッチから生じる。CEBは商業銀行とは異なり顧客預金業務を行っておらず、また中央銀行を通じてリファイナンスを利用することができないため、このリスクは多大な可能性がある。

かかるリスクは、i)当行が新たな資金調達をできないために支払義務を履行できない場合に発生する資金調達流動性リスクと、ii)当行が多額の損失を被らず流動資産の売却又は換金ができない場合に発生する市場流動性リスクに分類することができる。

A - 流動性リスク管理

流動性リスク管理は、特に、不利な市況により市場における長期資金の利用が制限される場合に、当行の財務面での柔軟性保護に関して非常に重要な役割を果たす。

当行は、異なる期間水準における流動性指標を設定することにより、また定期的活動を継続しつつ、新たな資金調達のために市場にアクセスすることができない極端な市場環境の期間が生じた場合でも持ちこたえるための十分な流動資産を保有することにより、健全性に沿った方法で流動性リスクを管理している。

流動性ポジション及びエクスポージャー限度の遵守は財務総局が管理し、また、リスク及び統制局が毎日監視している。資産及び負債委員会(ALCO)は、当行の資金調達及び流動性ポジションの推移を監督し、流動性リスクに対処する。

多様化は当行の資金調達及び流動性管理の主要な目的である。当行は、個別の市場又は資金源に過度に依存することのないよう、債券発行プログラム、資金調達市場及び投資家基盤を多様化することに努めている。当行はまた、資産及び負債の満期構成に重大なミスマッチが生じないようにしている。この資金調達戦略は、管理委員会が承認した年間借入認可内で進められる。

当行は、流動性リスクを管理するため、新たな資金調達を行うことなく通常の銀行業務を継続しながら支払義務を履行するために使うことのできる流動性バッファを維持している。この準備金は、その市場価値及び流動性が厳しい市況において維持されている高格付を取得している流動性の高い有価証券から構成される。この流動性バッファの有価証券の大半は、流動性カバレッジ比率(LCR)のための適格流動性資産(HQLA)として適格である。2023年度末現在、ヘアカット後のHQLAの額は3.2十億ユーロ(2022年度は2.6十億ユーロ)であった。

加えて、CEBは、緊急事態における深刻な流動性不足に対処するための戦略(エスカレーション、コミュニケーション及び意思決定の手順を含む。)を定めた内部のコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)を有している。

B - 流動性リスク測定

CEBは、流動性リスク耐性を様々な期間の包括リスク指標に置換え、これらの基準に適切な上限を設定することで、流動性リスクを管理している。

持続水準(SH)は、流動性リスク管理の主要な基準であり、CEBのリスク選好枠組みに含まれている。これは、当行が、厳格なストレス・シナリオの下で、利用可能な流動資産を使用して、継続的な事業活動から生じる支払義務を履行することができる期間を測定するものである。このシナリオには、新たな資金調達ののために市場にアクセスできないこと、ローン返済の途絶、流動資産の価値の低下、及びデリバティブに

対する担保要求のストレスが含まれる。SHの下限は12ヶ月である。2023年度末現在、当行のSHは17ヶ月(2022年度は15ヶ月)であった。

CEBは、国際的な規制枠組みには服していないものの、バーゼル/EU規則で定められた規制上の流動性比率、すなわち流動性カバレッジ比率(LCR)及び安定調達比率(NSFR)を遵守している。両比率はCEBのリスク選好枠組みに含まれている。両方の比率の下限は100%である。2023年度末現在、LCRは378%(2022年度は554%)、NSFRは136%(2022年度は130%)であった。

CEBはまた、自給期間(SSP)も監視する。この基準は、短期流動性リスクを評価するものである。これは、当行が、厳格なストレス・シナリオの下で、新たな資金調達のために市場にアクセスせず、また利用可能な流動資産を使用することなく、継続的な事業活動から生じるストレス付加後の想定支出純キャッシュ・フローを満たすことができる期間を測定するものである。SSPの下限は6ヶ月である。2023年度末現在、当行のSSPは9ヶ月(2022年度と同じ)であった。

さらにCEBは、格付機関(特にS&P)が用いる短期流動比率(STLR)を監視する。これらの比率は、1ヶ月から12ヶ月までの異なる期間における流動性の源泉とその使用とを比較することにより、長期にわたる市場混乱における流動性の純需要に対処する当行の能力を測定するものである。これらの比率の最低水準は100%である。2023年12月31日現在、STLRは次のとおりである。

- － 1ヶ月については565%(2022年度末は592%)
- － 3ヶ月については249%(2022年度末は275%)
- － 6ヶ月については163%(2022年度末は165%)
- － 1年については147%(2022年度末は132%)

加えて、CEBは静的流動性ギャップの観点から流動性リスクを監視している。かかるアプローチは、将来の各期間について、資産及び負債の満期構成の潜在的なミスマッチを測定するものである。以下の表は、当行の資産及び負債の満期構成、すなわち、金融商品の満期までの元利金のキャッシュ・フロー(割引前)を示している。キャッシュ・フローは、金利スワップについては純額で、通貨スワップ及び外国為替先物予約については総額で示されている。これらは、クロージング日現在の為替レート及び金利に基づき計算されている。

資産及び負債の満期構成

(単位：千ユーロ)

	流動資産/負債残高			固定資産/負債残高		合計
	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	
2023年12月31日現在						
資産						
現金及び中央銀行における残高	1,034,428					1,034,428
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	115,821	580,902	786,550	907,722	761,113	3,152,108
償却原価での金融資産						
貸付金	51,606	231,860	2,024,485	10,331,501	11,413,835	24,053,287
前渡金	1,258,975	2,728,803	1,432,556			5,420,334
負債証券	64,180	20,569	99,966	935,543	1,018,198	2,138,456
差入保証金	598,026					598,026
資産小計	3,123,036	3,562,135	4,343,557	12,174,766	13,193,146	36,396,639
負債						
償却原価での金融負債						
信用機関及び顧客への負債額	611	1,206	5,175	24,864	17,708	49,564
発行済負債証券	71,918	1,564,195	3,044,681	18,042,186	7,838,159	30,561,138
預かり保証金	451,087					451,087
社会配当金勘定	35,747					35,747
負債小計	559,363	1,565,400	3,049,856	18,067,050	7,855,867	31,097,536
オフバランスシート取引						
融資約定	(395,000)	(888,880)	(1,200,000)	(3,544,215)	(484,711)	(6,512,805)
定期性金融商品						
受取り	919,324	2,389,946	2,134,769	12,152,652	2,276,610	19,873,301
支払い	(951,953)	(2,287,500)	(2,250,256)	(12,236,624)	(1,938,485)	(19,664,818)
オフバランスシート取引小計	(427,629)	(786,434)	(1,315,487)	(3,628,187)	(146,585)	(6,304,322)
合計	2,136,044	1,210,300	(21,786)	(9,520,471)	5,190,694	(1,005,219)

(単位：千ユーロ)

	流動資産/負債残高			固定資産/負債残高		合計
	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	
2022年12月31日現在						
資産						
現金及び中央銀行における残高	1,150,631					1,150,631
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	100,965	608,563	626,314	923,801	802,315	3,061,960
償却原価での金融資産						
貸付金	89,186	287,080	1,887,089	9,311,004	10,357,421	21,931,780
前渡金	2,358,198	1,523,050	337,497			4,218,745
負債証券	2,908	3,883	173,002	751,587	961,940	1,893,320
差入保証金	638,590					638,590
資産小計	4,340,478	2,422,576	3,023,902	10,986,392	12,121,676	32,895,025
負債						
償却原価での金融負債						
信用機関及び顧客への負債額	654	8,139	13,334	32,366	22,174	76,665
発行済負債証券	154,265	1,217,971	2,963,363	15,660,765	6,965,999	26,962,363
預かり保証金	904,640					904,640
社会配当金勘定	34,842					34,842
負債小計	1,094,401	1,226,110	2,976,697	15,693,130	6,988,173	27,978,511
オフバランスシート取引						
融資約定	(453,801)	(463,033)	(1,514,088)	(3,281,174)	(820,294)	(6,532,390)
定期性金融商品						
受取り	1,080,979	1,797,789	2,279,182	10,660,353	1,960,796	17,779,099
支払い	(1,123,056)	(1,602,672)	(2,325,226)	(10,805,747)	(1,546,741)	(17,403,443)
オフバランスシート取引						
小計	(495,878)	(267,916)	(1,560,132)	(3,426,569)	(406,238)	(6,156,734)
合計	2,750,199	928,550	(1,512,927)	(8,133,307)	4,727,265	(1,240,220)

4. オペレーショナルリスク

CEBは、オペレーショナルリスクの特定、評価、管理及び報告に係る手法を成文化するオペレーショナルリスク管理方針を実施した。この方針は、CEB全体における有効かつ整合的なオペレーショナルリスクの管理を確保するための健全な実務について示している。

オペレーショナルリスクとは、不適切又は機能不全の内部プロセス、人員及びシステム又は外部的事象を原因とする潜在的な損失リスクである。さらに、CEBは、その活動に悪影響を与える可能性のある風評リスク及び法的リスクも考慮する。

バーゼル銀行監督委員会の方針及び国際的な最良慣行に動機付けられて、当行は引き続き当行のオペレーショナルリスクの評価及び適切な緩和策の実施に真摯に取り組んでいる。

CEBのオペレーショナルリスクの枠組みは、オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)の半年に1度の会合において見直し及び承認が行われる。COROは総裁が議長を務め、経営幹部により構成されており、CEBが直面するオペレーショナルリスクについて受容可能な水準の設定を行い、局長らがそれぞれの局内においてかかるリスクを監視及び管理するために必要な対策を講じるようにさせる。

オペレーショナルリスク部門(ORD)は、業務分野と緊密に協力し、オペレーショナルリスクの枠組みの実施を集中的かつ電子的に管理する。リスクの認識、評価及び軽減は、所定の方法及び的を絞った実行計画に従う。また、リスクのマッピング及び評価を通じて管理の枠組みの有効性及び完全性を確保するため、オペレーショナルリスクに係るインシデント(「危うくインシデントになりかけた」事例を含む。)も組み込まれている。

ORDは、各事業の主要なリスクを対象とした重要な統制に関する定期的なテストを実施することで、内部統制の枠組みがその設計及び有効性の点で適切であるようにしている。当該結果はCOROに報告されている。各事業ユニットは、各々の恒久的な内部統制環境の効率性について、毎年報告を行っている。

ORDは、包括的手続及び管理マップを維持するため、業務分野と共同し、手続のモデルを制定する責任も負う。専用のイントラネット・サイトにより、全てのスタッフがかかる手続にアクセスすることができる。

CEBは、事業活動の途絶を回避するために事業継続計画(BCP)を整備している。BCPは、危機管理計画、並びにデータセンター、緊急対策室、ユーザーバックアップ拠点、遠隔通信ソリューション及び業務分野固有の計画を含む基本的な技術的枠組みから成る。

オペレーショナルリスクのリスク資本費用は、リスク選好に関する枠組みにおける当行の自己資本比率の一部である。CEBは、過去3年間の平均銀行業務純益に基づく基礎的指標手法を採用している。

2023年12月31日現在、オペレーショナルリスクの資本費用は、2022年12月31日現在の21.9百万ユーロと比較して、23.0百万ユーロとなった。

5. 気候リスク

CEBは、「伝統的な」リスク(信用リスク、金利リスク、為替リスク、流動性リスク又はオペレーショナルリスク)に加え、気候リスクの重要性を認識している。

CEBは、気候リスクを単独のリスクカテゴリーとしてだけでなく、各リスクカテゴリーに影響する可能性のある連動リスクとして捉えている。気候関連リスクは、物理的リスクと移行リスクの2つの主要カテゴリーに分けられる。物理的リスクとは、気候変動による直接的な物理的影響を指す。気候変動による物理的リスクには、個々の出来事によって引き起こされる急性的な気候パターンの変化と長期間かつ慢性的な気候パターンの変化がある。移行リスクには、低炭素経済への移行が当てはまる。低炭素経済への移行に際して、気候変動関連の緩和要件及び適応要件に対処するために、政策、法律、技術及び市場が大幅に変化する可能性がある。

CEBは、気候関連リスクのマッピングを実施し、気候変動によって当行が直面する可能性のある影響、課題及び機会を確認した。信用リスク、市場リスク、流動化リスク、オペレーショナルリスク及びレピュテーションリスクなど様々なリスクカテゴリーが影響を受ける可能性がある。

気候リスクが当行のリスク特性全体に及ぼす影響の評価に加え、CEBは個別のプロジェクト及び各取引相手方のレベルにおいても気候関連リスクを確認及び評価している。

CEBの貸付ポートフォリオの大部分がソブリンリスクにさらされている。そのため、CEBはソブリンの気候スコアカードを開発した。当該スコアカードは、物理的リスク、移行リスク及び準備状況を捉えている。CEBはまた、地方当局及び地域政府の気候スコアカードについても完成へ向けて取り組んでいる。さらに、他の種類の取引相手方についても気候スコアカードを開発する予定である。これらのスコアカードの結果から、CEBは取引相手方を気候リスク・エクスポージャーに基づいてマッピング及び評価することが可能となる。

CEBは、2023年に最初の気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を公表した。

6. リスク選好に関する枠組み

多国間開発銀行(MDB)として、CEBは、加盟国の規制枠組み、バーゼル委員会の勧告又は欧州連合指令の対象とはならない。しかしながら、当行のMDBとしての地位に照らして、必要な調整を全て行った最良の銀行慣行に従うことが当行の方針である。この目的のため、CEBは、その活動から生じるリスクを査定及び監視するために、一連のリスク指標及び比率とその上限を制定している。

かかる比率及び指標は、主に、資本、レバレッジ、流動性、市場リスク及び金融活動における信用リスクの5分野で構成される。

2023年12月31日に終了した報告期間において、全ての比率及び指標は、認可された範囲内に十分収まっていた。

資本

自己資本比率(CAR)は、当行の健全性資本⁽¹⁾を総リスク加重資産(RWA)で除した比率である。当行は、第1の柱の標準的アプローチを適用しており、RWAは、取引相手方の種類、格付及び満期(銀行の場合)に応じたリスク加重因子を用いて計算される。

当行は、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナルリスクから生じる事業における想定外の損失を吸収するための十分な資本を維持することを目的として、かかる比率を監視している。

かかる比率のリスク選好に関する枠組みにおける下限は10.5%に設定されているが、当行は、第1級の財務ファンダメンタルズを確保する20%超の比率の維持を目指している。さらに、当行は、十分なバッファを目標とし、25%超の余裕幅を目指している。

2023年度末現在、かかる比率は29.0%であり、2022年度を下回った。これは、金融エクスポージャー及び貸付エクスポージャーの両方が増加したことに起因するが、健全性資本の増加によって一部相殺された。

	2023年	2022年
自己資本比率	29.0%	30.4%

最後に、2023年12月末現在、信用リスクは95.4%と資本要件の大部分を占め、その内訳は、貸付ポートフォリオにおける信用リスク(77.4%)及び融資事業における信用リスク(18.0%)であった。

ギアリング・レシオ(GR)は、(スワップ後及び保証後の)貸付残高を自己資金⁽²⁾で除した比率であり、ひいては当行の貸付事業の規模上限となる。かかる比率は主に、他の多国間開発銀行に指標を提供することを目的としている。

リスク選好に関する枠組みの上限は、これまでは2.5であった。しかし、2023年、管理委員会は、2024年6月又は増資の効力発生日のいずれか早く到来する方まで、GRを一時的に2.6に引き上げることを承認した。

	2023年	2022年
ギアリング・レシオ	2.54	2.41

注(1) 健全性資本は、払込済資本金、準備金及び純利益から、CEBに関連するEU資本要件指令に規定された調整項目を控除したものである。

注(2) 自己資金は、引受資本、準備金及び純利益を含む。

レバレッジ

レバレッジ比率(LR)は、健全性資本を全ての資産及びオフバランスシート項目のエクスポージャーの額で除した比率である。デリバティブのエクスポージャーの額は、自己資本比率の標準的アプローチで用いられる手法に従って算出される。リスクに関連するオフバランスシート項目(融資約定)の換算係数は50%である。

LRは、自己資本比率を補完する簡易な指標(加重なしの総エクスポージャーを考慮する。)であり、当行の過剰なレバレッジに対する制限として機能する。第1級の財務ファンダメンタルズを確保するため、この比率のリスク選好に関する枠組みにおける下限は7%である。

	2023年	2022年
レバレッジ・レシオ	9.7%	10.3%

財務活動資産比率(TAR)は、(スワップの公正価値のヘッジ考慮後の)金融資産総額を健全性資本と比較する指標である。

金融資産総額は、有価証券ポートフォリオ、銀行預金、レポ及びノストロ勘定(有担保のものを除く。)の残高で構成される。2023年度末現在、そのリスク選好に関する枠組みにおける上限はCEBの健全性資本の5倍(17.7十億ユーロ)である。

	2023年	2022年
財務活動資産比率	3.2	2.8

流動性

存続水準は、流動性リスクを管理するために使用される主要な指標である。これは当行が、厳格なストレス・シナリオの下で、新たな資金調達を行うことなく、利用可能な流動資産を使用して、継続的な事業活動から生じる支払義務を履行することができる期間である。かかる指標のリスク選好に関する枠組みにおける最低水準は12ヶ月である。

	2023年	2022年
存続水準	17ヶ月	15ヶ月

流動性規制比率(LCR及びNSFR)：当行は、流動性カバレッジ比率(LCR)及び安定調達比率(NSFR)の要件を満たすのに十分な流動性ポジションを確保する必要があるとしている。リスク選好に関する枠組みにおける最低水準は100%である。

- ・ LCRは、当行が30暦日にわたる重大な流動性ストレス下にある期間を乗り切るために十分な量の適格流動性資産(HQLA)を確実に保有することを目的とするものである。

	2023年	2022年
流動性カバレッジ比率	378%	554%

- ・ NSFRは、当行の利用可能な安定調達額(ASF)と所要安定調達額(RSF)を比較する指標である。監督上の前提に沿って、様々な要素が貸借対照表全体の各金融商品の流動性特性を反映している。

	2023年	2022年
安定調達比率	136%	130%

市場リスク

純資産の経済価値(EVE)の感応度は、所定のバーゼル/EUの金利ショックを適用した結果生じる、金利に敏感な資産及び負債(資本を除く。)の現在価値の最大変動を測定する指標である。リスク選好に関する枠組みにおける上限は、絶対値で、健全性資本の20%以下である。かかる指標は、2023年度末現在、2022年度と同様、当該範囲内に十分収まっていた。

	2023年	2022年
純資産の経済価値(EVE)の感応度	-11.5%	-10.0%

正味スポット・オープン・ポジションは、オンバランスシート及びオフバランスシートの両方のポジションを含む、月末時点の外国通貨建の資産総額から負債総額を控除した額である。

リスク選好に関する枠組みにおける上限は、絶対値で、1通貨当月末において1百万ユーロである。かかるポジションは、2023年度末現在、2022年度と同様、当該範囲内に十分収まっていた。

金融活動における信用リスク

最低内部格付は、当行が、発行者、債務者及び取引相手方との取引を締結する日における最低限の信用の質、すなわち内部格付を、投資の満期⁽¹⁾(預金及び証券)及び取引相手方の種類に基づいて定義したものである。

	3ヶ月以下	3ヶ月超 6ヶ月以下	6ヶ月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超
ソブリン債	5.5 (BBB-)	5.5 (BBB-)	7.0 (A-)	7.0 (A-)	8.0 (A+)
準ソブリン債/機関債/超国家 機関債	6.0 (BBB)	7.0 (A-)	7.0 (A-)	7.0 (A-)	8.0 (A+)
金融機関債	6.5 (BBB+)	7.0 (A-)	7.0 (A-)	7.0 (A-)	8.5 (AA-)
社債	8.5 (AA-)	8.5 (AA-)	8.5 (AA-)	8.5 (AA-)	9.5 (AA+)
カバードボンド	7.5 (A)	8.0 (A+)	8.0 (A+)	8.0 (A+)	9.0 (AA)

2023年も2022年と同様に、全ての取引相手方及び取引が取引日にこれらの最低基準値を満たしていた。

注(1) 短期投資とは、残存期間が1年(370日)以下のものであり、長期投資とは、残存期間が1年(370日)より長いものである。

[次へ](#)

注C：損益を通じて公正価値で測定する金融商品及びヘッジ・デリバティブ金融商品

IFRS第9号によってそのヘッジ関係が承認されていない当行のヘッジ・デリバティブは、貸借対照表の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」の項目に計上される。

IFRS第9号に基づいて公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フロー・ヘッジとして認識される当行のヘッジ・デリバティブは、貸借対照表の「ヘッジ・デリバティブ金融商品」の項目に計上される。これらのオペレーションは、金融資産及び負債(貸付金、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産、発行済負債証券)をヘッジする。

金融商品には、金利スワップ、通貨スワップ及び先物為替スワップが含まれる。

IFRS第13号「公正価値測定」の適用に伴い、CEBは、以下の事項に関連する評価方法を調整した。

ーデリバティブ金融資産の公正価値の範囲内での取引相手方の信用リスク(信用評価調整－CVA)

ーデリバティブ金融負債の評価額の範囲内でのCEB自体の信用リスク(債務評価調整－DVA)

ー発行済負債証券の評価額の範囲内でのCEB自体の信用リスク(自己信用評価修正－OCA)

2023年12月31日現在、CEBは、DVAに係る資産として110千ユーロ(2022年12月31日現在は104千ユーロ)、及びCVAに係る負債として1,564千ユーロ(2022年12月31日現在は1,861千ユーロ)のデリバティブ商品に係る公正価値の調整を計上した。これらの調整は、損益計算書の取引相手方ごとに計上される。

OCAは、公正価値で測定する区分に指定された発行済負債商品に対し、CEBの不履行リスクを示すために作成される修正である。CEBが発行した負債証券が償却原価で測定する区分に全て指定されることにより、OCAはゼロとなる。

以下の表は、損益を通じて公正価値で測定する金融商品及びヘッジ・デリバティブ金融商品の公正価値を示す。

(単位：千ユーロ)		
2023年12月31日	ポジティブ 時価	ネガティブ 時価
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
金利デリバティブ金融商品	7,432	(16,493)
外国為替デリバティブ金融商品	220,259	(331,099)
CEB自体の信用リスクの価額調整(債務評価調整－DVA)	110	
取引相手方の信用リスクの価額調整(信用評価調整－CVA)		(1,564)
合計	227,801	(349,156)
ヘッジ・デリバティブ金融商品		
金利デリバティブ金融商品	1,586,078	(1,302,738)
外国為替デリバティブ金融商品	246,227	(460,143)
合計	1,832,305	(1,762,881)

(単位：千ユーロ)		
2022年12月31日	ポジティブ 時価	ネガティブ 時価
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
金利デリバティブ金融商品	3,248	(2,468)
外国為替デリバティブ金融商品	650,693	(183,169)
CEB自体の信用リスクの価額調整(債務評価調整－DVA)	104	
取引相手方の信用リスクの価額調整(信用評価調整－CVA)		(1,861)
合計	654,045	(187,498)
ヘッジ・デリバティブ金融商品		
金利デリバティブ金融商品	1,997,876	(1,724,611)
外国為替デリバティブ金融商品	200,412	(673,382)
合計	2,198,288	(2,397,993)

注D：金融資産及び金融負債

以下の表は、会計評価基準に従った金融資産及び金融負債の純簿価及び公正価値を示す。

(単位：千ユーロ)						
2023年12月31日現在	損益を通じて 測定する 公正価値	振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値	非振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値	償却原価	純簿価	公正価値
資産						
現金及び中央銀行における残高				1,034,117	1,034,117	1,034,117
損益を通じて公正価値で測定する						
金融商品	227,801				227,801	227,801
ヘッジ・デリバティブ金融商品	1,832,305				1,832,305	1,832,305
株主資本を通じて公正価値で測定する						
金融資産		2,907,051	1,479		2,908,530	2,908,530
償却原価での金融資産						
貸付金及び前渡金				25,954,585	25,954,585	25,954,585
負債証券				1,796,929	1,796,929	1,869,105
金融資産合計	2,060,106	2,907,051	1,479	28,785,631	33,754,267	33,826,443
負債						
損益を通じて公正価値で測定する						
金融商品	349,156				349,156	349,156
ヘッジ・デリバティブ金融商品	1,762,881				1,762,881	1,762,881
償却原価での金融負債						
信用機関及び顧客に対する負債額				45,690	45,690	45,690
発行済負債証券				27,893,606	27,893,606	29,152,124
社会配当金勘定				35,747	35,747	35,747
金融負債合計	2,112,037			27,975,043	30,087,080	31,345,598

(単位：千ユーロ)

2022年12月31日現在	損益を通じて 測定する 公正価値	振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値	非振替可能 株主資本を 通じて測定 する公正価値	償却原価	純簿価	公正価値
資産						
現金及び中央銀行における残高				1,150,258	1,150,258	1,150,258
損益を通じて公正価値で測定する						
金融商品	654,045				654,045	654,045
ヘッジ・デリバティブ金融商品	2,198,288				2,198,288	2,198,288
株主資本を通じて公正価値で測定する						
金融資産		2,794,031	1,478		2,795,509	2,795,509
償却原価での金融資産						
貸付金及び前渡金				22,432,222	22,432,222	22,432,222
負債証券				1,592,770	1,592,770	1,609,602
金融資産合計	2,852,333	2,794,031	1,478	25,175,250	30,823,092	30,839,924
負債						
損益を通じて公正価値で測定する						
金融商品	187,498				187,498	187,498
ヘッジ・デリバティブ金融商品	2,397,993				2,397,993	2,397,993
償却原価での金融負債						
信用機関及び顧客に対する負債額				70,176	70,176	70,176
発行済負債証券				24,223,766	24,223,766	26,406,581
社会配当金勘定				34,842	34,842	34,842
金融負債合計	2,585,491			24,328,784	26,914,275	29,097,090

株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産又は償却原価での負債証券の項目に分類された有価証券のうち、2023年中及び2022年中に担保として提供されたものはなかった。

注E：金融商品の時価測定

IFRS第13号「公正価値測定」の適用に伴い、CEBは、注Cに記載されたとおり、取引相手方のリスク(CVA)並びに自身の信用リスク(DVA及びOCA)が含まれるように、その金融商品の公正価値測定の枠組みを調整した。

当行は、金融資産及び金融負債を、その公正価値測定の信頼性を反映して3段階のヒエラルキーにより分類する。

公正価値レベルを決定するために、CEBは、下記の一連の規則に基づいて、外部のデータ提供者が提供する公正価値レベルを使用する。

レベル1－活発な市場で相場価格を有する流動資産及び流動負債並びに金融商品

レベル2－その市場価値が観察可能なパラメーターに基づく評価手法を用いて測定される金融商品。レベル2の情報は、活発な市場における類似の資産又は負債の相場価格、活発でない市場における同一又は類似の資産又は負債の相場価格、又は金融商品について観察可能な相場価格以外の情報(金利及び観察可能なイールド・カーブ並びに信用スプレッド)を含む。

レベル3－その市場価値が観察不能なパラメーターも含めた評価手法を用いて測定される金融商品。このレベルは支払の条件がその他の超国家的な金融機関により用いられる条件と同等である貸付金を含む。優先債権者の地位を考慮して、当行は、この種の債権の売却を行っていない。さらに、貸付金の大半が変動金利(ヘッジ取引を含む。)によるものであるため、かかる取引の公正

価値に対する市場金利の変動の影響は僅少である。したがって、当行は、これらの資産の公正価値は純簿価と一致すると見積っている。

2023年12月31日現在、CEBは、上記の規則に基づき外部のデータ提供者が提供する公正価値レベルに基づいて、以下の金融商品のヒエラルキーの移行を計上している。負債側で発行された負債証券に関しては、1.9十億ユーロがレベル2からレベル1へ移行された。株主資本を通じて公正価値で計上される負債証券に関しては、資産側で、9.7百万ユーロがレベル2からレベル1へ移行され、69.8百万ユーロがレベル1からレベル2へ移行された。最後に、償却原価で計上される負債証券に関しては、資産側で、20.5百万ユーロがレベル1からレベル2に移行された。

公正価値で測定された金融商品は、以下の表に示されている。

(単位：千ユーロ)				
2023年12月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
現金及び中央銀行における残高	1,034,117			1,034,117
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		227,801		227,801
ヘッジ・デリバティブ金融商品		1,832,305		1,832,305
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	1,605,435	1,303,095		2,908,530
償却原価での金融資産				
貸付金及び前渡金			25,954,585	25,954,585
負債証券	1,806,455	62,650		1,869,105
金融資産合計	4,446,007	3,425,851	25,954,585	33,826,443
負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		349,156		349,156
ヘッジ・デリバティブ金融商品		1,762,881		1,762,881
償却原価での金融負債				
信用機関及び顧客に対する負債額	45,690			45,690
発行済負債証券	26,855,553	2,296,571		29,152,124
社会配当金勘定	35,747			35,747
金融負債合計	26,936,990	4,408,608		31,345,598

(単位：千ユーロ)				
2022年12月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
現金及び中央銀行における残高	1,150,258			1,150,258
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		654,045		654,045
ヘッジ・デリバティブ金融商品		2,198,288		2,198,288
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	1,734,729	1,060,780		2,795,509
償却原価での金融資産				
貸付金及び前渡金			22,432,222	22,432,222
負債証券	1,566,198	43,404		1,609,602
金融資産合計	4,451,185	3,956,517	22,432,222	30,839,924
負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融商品		187,498		187,498
ヘッジ・デリバティブ金融商品		2,397,993		2,397,993
償却原価での金融負債				
信用機関及び顧客に対する負債額	56,843	13,333		70,176
発行済負債証券	19,865,121	6,541,460		26,406,581
社会配当金勘定	34,842			34,842
金融負債合計	19,956,806	9,140,284		29,097,090

注F：金融資産及び金融負債の相殺

2023年12月31日現在、CEBの貸借対照表において相殺の対象となる事業はなかった。当行はIAS第32号の改訂の基準を満たすような相殺協定を有していない。

以下の表は、金融資産及び金融負債の純額、並びにIFRS第7号の改訂により要求される包括協定に基づく取引(スワップ及び貸付における担保契約に基づき受領した現金預金又は有価証券)を考慮に入れた金融資産及び金融負債の純額を示している。

(単位：千ユーロ)

	金融資産 及び金融負債 の純額	担保として 受領した/ 取得した現金	担保として 取得した 有価証券	純額
2023年12月31日				
資産				
償却原価での貸付金	20,577,014		(183,613)	20,393,401
デリバティブ金融商品	2,060,106	(449,404)		1,610,702
差入保証金	597,607	(596,010)		1,597
その他相殺されない資産	11,183,697			11,183,697
資産合計	34,418,424	(1,045,414)	(183,613)	33,189,397
負債				
デリバティブ金融商品	2,112,037	(596,010)		1,516,027
預かり保証金	451,087	(449,404)		1,683
その他相殺されない負債	28,336,182			28,336,182
負債合計	30,899,306	(1,045,414)		29,853,892

(単位：千ユーロ)

	金融資産 及び金融負債 の純額	担保として 受領した/ 取得した現金	担保として 取得した 有価証券	純額
2022年12月31日				
資産				
償却原価での貸付金	18,222,361		(210,555)	18,011,806
デリバティブ金融商品	2,852,333	(903,451)		1,948,882
差入保証金	638,133	(637,800)		333
その他相殺されない資産	9,815,308			9,815,308
資産合計	31,528,135	(1,541,251)	(210,555)	29,776,329
負債				
デリバティブ金融商品	2,585,491	(637,800)		1,947,691
預かり保証金	904,640	(903,451)		1,189
その他相殺されない負債	24,595,629			24,595,629
負債合計	28,085,760	(1,541,251)		26,544,509

注G：株主資本を通じた公正価値及び償却原価での金融資産

株主資本を通じた公正価値での金融資産

2023年12月31日現在、株主資本を通じた公正価値での金融資産は、負債証券2.9十億ユーロ(2022年12月31日現在は2.8十億ユーロ)及び資本性金融商品1.5百万ユーロ(2022年12月31日現在は1.5百万ユーロ)で構成される。

(単位：千ユーロ)

	2023年12月31日	2022年12月31日
株主資本を通じた公正価値での金融資産		
総簿価	3,001,489	2,967,004
未実現損益	(92,004)	(170,530)
減損(a)	(955)	(965)
合計	2,908,530	2,795,509
(a)うち、ステージ1	(955)	(965)
うち、ステージ2		
うち、ステージ3		

償却原価での金融資産

(単位：千ユーロ)

	2023年12月31日	2022年12月31日
信用機関向貸付金		
総簿価	6,923,558	6,641,359
減損	(3,822)	(5,176)
純簿価	6,919,736	6,636,183
顧客向貸付金		
総簿価	14,703,894	13,309,448
減損	(9,854)	(14,227)
純簿価	14,694,040	13,295,221
デリバティブ商品によってヘッジされた貸付金の金額調整	(1,036,762)	(1,709,043)
貸付金合計	20,577,014	18,222,361
前渡金		
要求に応じた支払可能な前渡金 - 総簿価	6,174	8,234
減損	(5)	(7)
純簿価	6,169	8,227
合意された満期又は通知期間のある前渡金 - 総簿価	5,372,264	4,202,064
減損	(685)	(430)
純簿価	5,371,579	4,201,634
デリバティブ商品によってヘッジされた前渡金の金額調整	(177)	
前渡金合計	5,377,571	4,209,861
負債証券		
総簿価	1,797,332	1,593,120
減損	(403)	(350)
純簿価	1,796,929	1,592,770
負債証券合計	1,796,929	1,592,770

2023年12月31日現在の貸付金のうち、保証が付されているものは、6.4十億ユーロである(2022年12月31日現在は6.1十億ユーロ)。これらの保証は、有価証券又は締結済みの約定の形式によって行われている。

償却原価でのステージ別金融資産

(単位：千ユーロ)

	2023年12月31日			2022年12月31日		
	総簿価	減損	純簿価	総簿価	減損	純簿価
信用機関向貸付金	6,923,558	(3,822)	6,919,736	6,641,359	(5,176)	6,636,183
ステージ1	6,923,558	(3,822)	6,919,736	6,641,359	(5,176)	6,636,183
ステージ2						
ステージ3						
顧客向貸付金	14,703,894	(9,854)	14,694,040	13,309,448	(14,227)	13,295,221
ステージ1	14,655,119	(9,717)	14,645,403	13,259,347	(14,079)	13,245,268
ステージ2	48,775	(137)	48,638	50,101	(148)	49,953
ステージ3						
前渡金	5,378,438	(690)	5,377,748	4,210,298	(437)	4,209,861
ステージ1	5,378,438	(690)	5,377,748	4,210,298	(437)	4,209,861
ステージ2						
ステージ3						
負債証券	1,797,332	(403)	1,796,929	1,593,120	(350)	1,592,770
ステージ1	1,797,332	(403)	1,796,929	1,593,120	(350)	1,592,770
ステージ2						
ステージ3						

2023年度中に当行の償却原価での金融資産ポートフォリオに債務不履行は発生しなかった。

貸付金残高及び融資約定の国別内訳

以下の表には、借入人の属する国別の貸付金残高及び融資約定の内訳が、社会配当金勘定から助成金を支払っているか否かにかかわらず表示される。

借入人の属する 国別内訳	(単位：千ユーロ)					
	残高				融資約定	
	2023年12月31日	%	2022年12月31日	%	2023年12月31日	2022年12月31日
スペイン	2,606,386	12.11	2,142,575	10.77	305,429	575,458
ポーランド	2,143,988	9.96	1,843,571	9.27	275,254	624,726
フランス	1,748,593	8.12	1,692,508	8.51	380,841	587,741
トルコ	1,401,244	6.51	1,143,195	5.75	375,000	320,000
ドイツ(a)	1,316,299	6.11	1,175,698	5.91	598,800	410,062
イタリア(b)	1,285,025	5.97	1,210,889	6.09	1,003,252	568,475
スロバキア共和国	1,161,327	5.39	1,058,388	5.32	191,700	158,500
ベルギー	1,038,687	4.82	1,073,875	5.40	300,000	339,000
オランダ	983,781	4.57	976,483	4.91	150,000	200,000
リトアニア	894,231	4.15	691,742	3.48	91,413	206,962
ハンガリー	723,488	3.36	715,523	3.60	100,000	
チェコ共和国	691,571	3.21	779,606	3.92	339,727	325,000
セルビア	677,586	3.15	578,472	2.91	707,971	438,471
クロアチア	624,993	2.90	634,422	3.19	140,000	200,000
フィンランド	595,260	2.76	611,589	3.08	90,000	180,000
スウェーデン	563,707	2.62	445,996	2.24	56,797	70,964
ルーマニア	526,629	2.45	571,390	2.87	477,072	324,529
アイルランド	462,915	2.15	406,129	2.04	243,636	166,636
キプロス	299,051	1.39	308,135	1.55	56,750	99,500
ポルトガル	277,903	1.29	292,741	1.47	358,700	391,700
ギリシャ	218,833	1.02	218,167	1.10	52,500	53,500
エストニア	200,000	0.93	200,000	1.01	45,000	25,000
スロベニア	199,134	0.92	169,971	0.85	35,000	75,000
ブルガリア	180,215	0.84	201,558	1.01		
アルバニア	127,512	0.59	139,803	0.70		8,980
ボスニア・ヘルツェ ゴビナ	101,324	0.47	101,677	0.51	8,500	15,227
北マケドニア	94,741	0.44	106,461	0.54	25,000	32,500
モンテネグロ	93,794	0.44	100,392	0.50	38,500	40,628
モルドバ共和国	73,191	0.34	74,840	0.38	48,065	59,648
アイスランド	61,744	0.29	62,597	0.31	8,000	
コソボ	45,824	0.21	45,824	0.23		14,176
ジョージア	37,333	0.17	35,359	0.18		5,308
マルタ	29,000	0.13	29,000	0.15		
ラトビア	20,804	0.10	24,000	0.12	8,000	8,000
アンドラ	14,220	0.07	15,354	0.08		4,000
サンマリノ	8,200	0.04	8,867	0.04		
ルクセンブルク(c)	1,100	0.01	300	0.01	1,900	2,700
合計	21,529,634	100.00	19,887,097	100.00	6,512,805	6,532,390

注(a) うち2023年12月31日現在の対象グループ諸国のための残高1.0百万ユーロ(2022年12月31日現在は2.1百万ユーロ)。

(b) うち2023年12月31日現在の対象グループ諸国のための残高11.8百万ユーロ(2022年12月31日現在は14.7百万ユーロ)。

(c) うち2023年12月31日現在の対象グループ諸国のための残高1.1百万ユーロ(2022年12月31日現在は0.3百万ユーロ)。

SDA金利補助金又は借入保証を受けている貸付金残高及び融資約定の国別内訳

社会配当金勘定からの金利補助金又は借入保証を受けている貸付金残高及び融資約定の詳細は、下記の表に借入人の属する国別に記載されるとおりである。

(単位：千ユーロ)

借入人の属する国別内訳	残高		融資約定	
	2023年12月31日	2022年12月31日	2023年12月31日	2022年12月31日
トルコ	335,667	372,000		
ポーランド	127,138	141,259		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	91,485	92,284		4,727
ルーマニア	38,439	50,476	6,871	6,621
コソボ	35,000	35,000		
モルドバ共和国	25,321	27,179		1,333
アルバニア	22,945	31,924		
北マケドニア	19,272	21,110		
クロアチア	17,309	22,074		
リトアニア	6,000	3,000		3,000
イタリア	3,000	4,400		
ブルガリア	1,881	2,558		
ギリシャ	1,333	667		1,000
セルビア	1,120	3,004		
ルクセンブルク	1,100	300	1,900	2,700
ジョージア	833	1,667		
アイルランド	360		600	
スペイン			950	
合計	728,203	808,902	10,321	19,381

金利補助金については、注Kに記載されている。

注H：有形資産及び無形資産

(単位：千ユーロ)					
	土地及び建物(a)	備品及び設備	その他	無形資産	合計
総簿価					
2023年1月1日現在	39,340	14,973	8,000	37,740	100,052
追加額	148	708	1,171	4,810	6,838
その他変動		(13)	(98)	(188)	(299)
2023年12月31日現在	39,488	15,668	9,073	42,362	106,591
償却費					
2023年1月1日現在	(94)	(12,535)	(6,693)	(23,186)	(42,508)
当期費用	(287)	(596)	(711)	(5,647)	(7,241)
その他変動					
2023年12月31日現在	(381)	(13,130)	(7,405)	(28,833)	(49,749)
純簿価					
2023年12月31日現在	39,107	2,538	1,669	13,529	56,843

(単位：千ユーロ)					
	土地及び建物(a)	備品及び設備	その他	無形資産	合計
総簿価					
2022年1月1日現在	37,687	15,113	8,165	37,089	98,053
追加額	2,531	347	798	4,697	8,373
その他変動	(878)	(486)	(963)	(4,046)	(6,374)
2022年12月31日現在	39,340	14,973	8,000	37,740	100,052
償却費					
2022年1月1日現在	(852)	(11,898)	(7,179)	(20,834)	(40,763)
当期費用	(286)	(637)	(612)	(5,739)	(7,274)
その他変動	1,043		1,098	3,388	5,529
2022年12月31日現在	(94)	(12,535)	(6,693)	(23,186)	(42,508)
純簿価					
2022年12月31日現在	39,246	2,439	1,306	14,554	57,545

注(a) 「土地及び建物」は、パリ市クレペール通り55番所在の当行の本部を示している。IFRS第16号に従い、かかる項目にリース契約も含まれている。2023年12月31日現在の利用権総額は2.7百万ユーロとなり、償却費はマイナス381千ユーロとなった(2022年12月31日現在はそれぞれ2.5百万ユーロ及びマイナス94千ユーロ)。

注I：その他の資産及び負債

(単位：千ユーロ)

	2023年12月31日	2022年12月31日
その他の資産		
差入保証金(a)	597,607	638,133
雑借方	2,946	3,019
引受済資本金、払込請求済資本金及び未払資本金並びに受取準備金		711
前払費用	2,311	2,228
雑資産	4,450	3,407
合計	607,314	647,498
その他の負債		
預かり保証金(a)	451,087	904,640
雑貸方(b)	10,339	11,323
雑負債	47,404	1,038
合計	508,830	917,001

注(a) 担保契約に関して、当行は、預託金又は有価証券の形式による保証金を預け入れ、また差し入れている。2023年12月31日現在、CEBは、

- ・ 預託金の形式で597.6百万ユーロ(2022年12月31日現在は638.1百万ユーロ)の保証金を差し入れた。
- ・ 預託金の形式で451.1百万ユーロ(2022年12月31日現在は904.6百万ユーロ)、有価証券の形式で183.6百万ユーロ(2022年12月31日現在は210.6百万ユーロ)の保証金を預け入れた。

(b) IFRS第16号に基づき、うち支払リース料の総額である2.7百万ユーロのリース負債及びマイナス348千ユーロの負債の償却費である(2022年12月31日現在、リース負債は2.5百万ユーロ及び負債の償却費はマイナス85千ユーロ)。

注J：減価償却費で測定する金融負債

(単位：千ユーロ)

	2023年12月31日	2022年12月31日
信用機関及び顧客に対する負債額		
付利口座	45,690	56,781
借入金及び定期預金		13,333
支払利息		62
合計	45,690	70,176
償却原価での発行済負債証券		
債券	28,864,635	26,242,367
支払利息	289,307	165,104
デリバティブ商品によりヘッジされる発行済負債証券の価額調整	(1,260,336)	(2,183,705)
合計	27,893,606	24,223,766

顧客の付利口座の進展

支援者との間で調印された多数の二国間及び多国間の寄付金に関する同意の枠組内で、CEBは、その目的に沿った活動に対し助成金による融資を行うため、寄付金を受け入れている。支援者より受領した寄付金は、CEBの名義で開設されている口座に預け入れられる。

一般的に、寄付金の大部分はCEBの協力国及び欧州連合の加盟国によって提供される。

当行は、口座の管理者としての役割を果たしている。当行は口座に影響を及ぼす変更の処理及び記録並びに利用可能残高の管理を行う。かかる活動の枠組内において、CEBは管理報酬を受け取ることができる。

CEBが最初に1又は複数の支援者より寄付金に関する約定を得ることなく受益者へ助成金を提供する約定を結ぶことはないため、CEBは、上記の口座に関して信用リスクにさらされてはいない。

2023年12月31日現在、当行は30の信託基金(2022年も30)を管理し、残高は合計45.7百万ユーロ(2022年は56.8百万ユーロ)であった。かかる口座の原資は、支出額が376.4百万ユーロ(2022年は377.0百万ユーロ)であったのに対し、422.0百万ユーロ(2022年は433.8百万ユーロ)であった。

以下の表は、以下の2つのカテゴリーに分類されたCEBにより管理されている口座の変動及び約定の概要を示したものである。

- ・ 支援国より資金提供を受けているプログラム/口座
- ・ 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座

(単位：千ユーロ)					
	原資(a)	支出額(b)	2023年12月31日	受取約定(c)	支払約定(c)
支援国より資金提供を受けているプログラム/口座	60,372	(42,021)	18,351		(3,025)
全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座	361,673	(334,334)	27,339	138,375	(108,132)
合計	422,045	(376,355)	45,690	138,375	(111,157)

(単位：千ユーロ)					
	原資(a)	支出額(b)	2022年12月31日	受取約定(c)	支払約定(c)
支援国より資金提供を受けているプログラム/口座	53,827	(38,671)	15,156		(2,780)
全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座	379,996	(338,371)	41,625	104,623	(99,666)
合計	433,823	(377,042)	56,781	104,623	(102,446)

注(a) 支援者より受け取った寄付金及び未収利息により構成される。

(b) プロジェクトに対し支出した助成金、手数料及び支援者に返還した資金により構成される。

(c) 受取約定及び支払約定は、継続事業のみに関するものである。

以下の表は、以下の2つのカテゴリーに分類された付利口座の詳細を示したものである。

(単位：千ユーロ)						
プログラム/口座	支援者	口座開設年	原資	支出額	2023年12月31日	2022年12月31日
支援国より資金提供を受けているプログラム/口座						
移住者及び難民基金	アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、フランス、ドイツ、バチカン、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ノルウェー、ポーランド、サンマリノ、スロバキア共和国、スペイン、スウェーデン、EIB、CEB	2015年	38,837	(35,169)	3,668	5,774
グリーン社会投資基金	CEB、チェコ共和国	2020年	5,246	(3)	5,243	5,089
スペイン社会的統合口座	スペイン	2009年	4,081	(3,009)	1,072	1,122
ウクライナ連帯基金	チェコ共和国、ドイツ、アイルランド、リトアニア	2022年	4,071	(660)	3,411	961

スロバキア包摂的成長口座	スロバキア共和国	2016年	4,057	(2,387)	1,670	1,835
防災及び復興基金	CEB	2023年	3,069	(120)	2,949	
イタリア革新的プロジェクト基金	イタリア	2017年	1,011	(673)	338	374
支援国より資金提供を受けているプログラム/口座小計			60,372	(42,021)	18,351	15,156
全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座						
地域住宅プログラム(RHP)に関連する口座						
RHP基金国家口座-セルビア	欧州連合、ドイツ	2013年	69,000	(69,000)		16
RHP基金国家口座-BiH	欧州連合、ドイツ、イタリア	2012年	63,088	(58,640)	4,448	2,280
RHP基金準地域口座	デンマーク、欧州連合、ドイツ、ルクセンブルク、ノルウェー、スイス	2012年	53,917	(52,471)	1,446	3,749
RHP基金地域口座	欧州連合、トルコ、米国	2012年	47,447	(41,256)	6,191	5,533
RHP実施2	欧州連合	2017年	15,784	(15,211)	573	98
RHP基金国家口座-クロアチア	欧州連合	2013年	9,303	(9,303)		
RHP基金国家口座-モンテネグロ	欧州連合、ドイツ	2013年	3,516	(3,152)	364	662
RHP実施支援基金-ODA口座	ドイツ、ノルウェー	2019年	1,641	(1,595)	46	46
RHP基金国家口座-BiH及びSRB	スイス	2019年	850	(850)		
RHP実施支援基金口座	スイス	2019年	500	(2)	498	498
RHPチェコ共和国特別口座	チェコ共和国	2013年	84	(40)	44	44
RHPスロバキア共和国特別口座	スロバキア共和国	2012年	40	(38)	2	4
RHPハンガリー特別口座	ハンガリー	2014年	30	(1)	29	29
東ヨーロッパエネルギー効率化・環境パートナーシップ(E5PR)						
改築-ジョージアのトビリシにおける公立学校の復旧及びエネルギー効率の向上	欧州連合のその他の支援者	2016年	2,500	(2,500)		
欧州地方エネルギー支援機関(ELENA)						
CEB-ELENA 2012	欧州連合	2012年	1,004	(1,004)		275
トルコ難民支援機関(FRIT)						
トルコ難民口座	欧州連合	2017年	50,001	(49,997)	4	61
健康基盤の全体的な強化	欧州連合	2020年	33,721	(23,629)	10,092	26,705
西バルカン半島投資フレームワーク(WBIF)						
WBIF：セルビアにおける刑務所施設建設	欧州連合のその他の支援者	2015年	1,430	(1,430)		
WBIF：北マケドニアの初等教育学校及び中等教育学校における体育教育施設の復旧	欧州連合のその他の支援者	2020年	922	(922)		
WBIF：ボスニア・ヘルツェゴビナの集合住宅に暮らす社会的弱者集団	欧州連合のその他の支援者	2020年	501	(499)	2	151
インベストEUプログラム						
インベストEUアドバイザー・ハブ	欧州連合	2023年	2,664	(213)	2,451	
亡命、移住及び受入れ計画						
移民受入れのためのパートナーシップ及び融資	欧州連合	2021年	1,706	(1,525)	181	811
ロマ族集団の施設						
ロマ族の住宅及びエンパワメント(HERO)	欧州連合	2021年	2,024	(1,056)	968	662

全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座小計	361,673	(334,334)	27,339	41,625
付利口座合計	422,045	(376,355)	45,690	56,781

注K：社会配当金勘定

当行は、4種類の助成金の財源として社会配当金勘定(SDA)を使用している。

- － 当行が付与する貸付金に係る金利補助金
- － 社会的に影響の大きい事業に対する当行の資金調達を支援する保証
- － CEBが資金調達する事業の枠組みにおける技術支援
- － 交付寄付金

SDAを財源とする助成金は、総裁が承認する300千ユーロ以下の技術支援助成金を除いて、当行の管理委員会により承認される。

助成金は、500千ユーロに制限される交付寄付金を除いて、それぞれ2百万ユーロを上限とすることができる。全ての項目をあわせた国別の年次承認の合計は、利用可能なSDAの資金の10%を超えてはならない。

管理委員会は、2022年3月にSDAから移民及び難民基金(MRF)への5.0百万ユーロの移行を承認し、2022年6月に追加的な5.0百万ユーロの移行を承認したため、口座の原資は合計10.0百万ユーロ減少した。

2023年12月31日現在、これらの下位勘定の内訳は以下のとおりである。

(単位：千ユーロ)		
SDAの項目	2023年12月31日	2022年12月31日
割当可能な預金額	9	
割当可能な預金額	9	
承認された貸付金に係る補助金	8,868	10,719
補助可能額	2,101	1,772
貸付金に係る金利補助金	10,969	12,491
承認された貸付金に係る保証	7,266	8,685
保証可能額	14,074	10,087
貸付保証	21,340	18,772
技術支援の承認	1,261	1,261
技術支援可能額	1,839	1,998
技術支援	3,100	3,259
寄付可能額	329	320
交付寄付金	329	320
合計	35,747	34,842

資金調達

SDAは、以下により資金調達されている。

- a) 当行の年間利益の割当時の社会的性格の配当を通じて、CEBの加盟国から受領した寄付金。
- b) 管理委員会の承認を受けた当行の加盟国からの任意拠出金。
- c) 欧州評議会の加盟国並びに理事会及び管理委員会による承認を受けた非加盟国又は国際機関からの任意拠出金。

注L：引当金

(単位：千ユーロ)		
	2023年12月31日	2022年12月31日
引当金		
社会的約定に係る引当金	301,155	250,841
融資約定に係る減損(注S)	2,241	3,643

合計	303,396	254,484
----	---------	---------

社会的約定に係る引当金の変動

当行は、医療保険制度、財務調整制度及び退職給付制度に係る年金計画並びにその他の退職給付金を運営する。各退職給付金に関する約定額は、予測単位積増し保険数理評価方式によって個別に決定される。最新の保険数理評価は、2023年6月30日現在の個別のデータに基づき2023年12月31日現在実施済みである。

退職給付金に係る財務状況は以下に示されている。

(単位：千ユーロ)

	年金計画	その他の 退職給付金	合計
2023年1月1日現在の引当金	213,300	37,541	250,841
勤務費用	7,517	1,828	9,345
割引約定に関する利息費用	9,222	1,509	10,731
直接株主資本と認識される実差額の変動額	36,858	1,786	38,644
支払済給付金	(6,681)	(1,725)	(8,406)
2023年12月31日現在の引当金	260,216	40,939	301,155

(単位：千ユーロ)

	年金計画	その他の 退職給付金	合計
2022年1月1日現在の引当金	308,801	57,490	366,291
勤務費用	10,258	2,809	13,067
割引約定に関する利息費用	6,360	1,145	7,505
直接株主資本と認識される実差額の変動額	(107,319)	(22,027)	(129,346)
支払済給付金	(4,800)	(1,876)	(6,676)
2022年12月31日現在の引当金	213,300	37,541	250,841

退職給付金の約定の評価に使用される主要な推定値は、以下のとおりである。

諸情報	2023年	2022年
割引利子率	3.75%	4.25%
インフレ率	2.00%	2.00%
年金再評価率	2.00%	2.00%
給与増加率	3.50%	3.50%
雇用主の医療費負担率	4.46%	6.28%
平均勤続年数	17.70	17.70

感応度テスト

以下の表は、割引率の変動を $\pm 0.25\%$ と仮定して計算した、2023年12月31日現在で評価された退職給付金に関する約定(予測給付債務(PBO))の感応度、勤務費用、利息費用及び2024年の見積給付額に関する情報を提供するものである。

(単位：千ユーロ)

年金計画	2023年 12月31日 PBO	2024年 勤務費用	2024年 PBOに対する 利息費用	2024年 見積給付額	2024年 12月31日 PBO
割引率-0.25%	271,201	9,086	9,365	(7,248)	282,404
割引率+0.25%	249,890	8,142	9,851	(7,242)	260,641

2023年12月31日現在、割引率が0.25%低下したと仮定した場合、年金約定は4.2%増加する。同日現在、割引率が0.25%上昇したと仮定した場合、当該約定は4.0%減少する。

(単位：千ユーロ)

その他の退職 給付金	2023年 12月31日 PBO	2024年 勤務費用	2024年 PBOに対する 利息費用	2024年 見積給付額	2024年 12月31日 PBO
割引率-0.25%	42,688	1,375	1,455	(2,207)	43,311
割引率+0.25%	39,299	1,227	1,528	(2,207)	39,847

2023年12月31日現在、割引率が0.25%低下したと仮定した場合、退職給付金に関する約定は4.3%増加する。同日現在、割引率が0.25%上昇したと仮定した場合、当該約定は4.0%減少する。

注M：資本

資本管理

定款(第3条)に従い、欧州諸国(欧州評議会の加盟国又は非加盟国)及び欧州に重点を置いている国際機関は、当行の理事会が制定した条件に従って、CEBの加盟国となることができる。

当行は、加盟国が引き受けるユーロ建の参加証書を発行する。各証書の額面価格は、いずれも同額の1,000ユーロである。

候補国の加盟手続は、申請国が当行の定款を承認し、理事会との合意により決定された数の参加証書を引き受ける旨明言した欧州評議会の議長に対する宣言により行われる。当行の加盟国となる国は全て、かかる宣言において以下の目的を承認するものとする。

－欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定のための第三議定書について、できるだけ早い機会に同意すること。

－かかる同意までの間に、当行の財産、資産及び運営に関する議定書による法的処置を適用すること並びに当行の機関及び職員に議定書による法的地位を付与すること(定款第3条)。

理事会は、資本の引受け及び払込みに関する引当金に加えて、増資に関する引当金を設定している。加盟国の脱退の可能性に関する条件については、CEBの定款(第15条)に定めている。当行はこれまでにこの種の要求を受けたことはない。これに基づき、また2008年2月に改訂されたIAS第32号に従い、本参加証書は、資本性金融商品に分類されている。

当行の資本及び準備金に対する出資は、CEBに関する欧州評議会の部分協定の予算に対する加盟申請国による寄与比率に基づき算出されるものとする。

当行の引受済資本金は、払込済資本金及び請求払資本金で構成される。払込済資本金は、資本金のうち、管理委員会の提案を受けて理事会の決定後に当行に加盟する時点で払い込まれる部分である。開始以来、当行は引受済資本金の引出しを行っていない。

当行の業務に関連するリスクに関する自己資本は、様々な比率により構築されたリスク選好度に関する枠組みを通じて評価されている(注Bの6.を参照のこと。)

加盟国別の資本金

2023年12月31日現在の加盟国別の資本金の内訳は以下のとおりである。

2023年6月において、ウクライナの加盟に伴い、当行の引受済資本金は101,902千ユーロ増加し、払込済資本金は11,311千ユーロ増加した。ウクライナの拠出金はウクライナに負担はなく、一般準備金からの移行を通じて現加盟国によって資金提供された。ウクライナの拠出総額は58,954千ユーロで、払込済資本金(11,311千ユーロ)及びCEBの一般準備金への拠出(47,643千ユーロ)に相当する。払込済資本金の増加額11,311千ユーロは、一般準備金からの移行であり、ウクライナの準備金への拠出は、現加盟国の既存の準備金のリバランスによるものである。

(単位：千ユーロ)

加盟国	引受済資本金	未払込資本金	払込請求済資本金	引受済資本金割合
フランス	915,770	814,114	101,656	16.414%
ドイツ	915,770	814,114	101,656	16.414%
イタリア	915,770	814,114	101,656	16.414%
スペイン	597,257	530,958	66,299	10.705%
トルコ	388,299	345,197	43,102	6.960%
オランダ	198,813	176,743	22,070	3.564%
ベルギー	164,321	146,083	18,238	2.945%
ギリシャ	164,321	146,083	18,238	2.945%
ポルトガル	139,172	123,724	15,448	2.495%
スウェーデン	139,172	123,724	15,448	2.495%
ポーランド	128,260	114,023	14,237	2.299%
ウクライナ	101,902	90,591	11,311	1.827%
デンマーク	89,667	79,712	9,955	1.607%
フィンランド	69,786	62,039	7,747	1.251%
ノルウェー	69,786	62,039	7,747	1.251%
ブルガリア	62,459	55,526	6,933	1.120%
ルーマニア	59,914	53,264	6,650	1.074%
スイス	53,824	43,229	10,595	0.965%
アイルランド	48,310	42,948	5,362	0.866%
ハンガリー	44,788	39,816	4,972	0.803%
チェコ共和国	43,037	38,260	4,777	0.771%
ルクセンブルク	34,734	30,878	3,856	0.623%
セルビア	25,841	22,973	2,868	0.463%
クロアチア	21,376	19,003	2,373	0.383%
キプロス	19,882	17,676	2,206	0.356%
スロバキア共和国	18,959	16,854	2,105	0.340%
アルバニア	13,385	11,899	1,486	0.240%
ラトビア	12,808	11,387	1,421	0.230%
エストニア	12,723	11,311	1,412	0.228%
北マケドニア	12,723	11,311	1,412	0.228%
リトアニア	12,588	11,191	1,397	0.226%
スロベニア	12,295	10,930	1,365	0.220%
アイスランド	10,144	9,018	1,126	0.182%
マルタ	10,144	9,018	1,126	0.182%
ジョージア	9,876	8,780	1,096	0.177%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	9,689	8,614	1,075	0.174%
モンテネグロ	6,584	5,853	731	0.118%
コソボ	6,559	5,831	728	0.118%
モルドバ共和国	5,488	4,878	610	0.098%
アンドラ	4,925	4,378	547	0.088%
サンマリノ	4,867	4,206	661	0.087%
リヒテンシュタイン	2,921	2,374	547	0.052%
バチカン	137	107	30	0.002%
2023年合計	5,579,046	4,954,771	624,275	100.000%
2022年合計	5,477,144	4,864,180	612,964	

2023年の各参加証書の収益は19.58ユーロ(2022年は14.55ユーロ)に達した。

増資

理事会は、2022年12月2日に、当行の引受済資本金の最大4.25十億ユーロの増加を承認し、うち最大1.20十億ユーロが加盟国から払い込まれる。増資は、参加証書の少なくとも67%が引受済みとなった暦月末に有効となる。2024年2月にこの基準に達したため、増資は2024年2月29日に発効した。2023年12月31日現在、出資率は51.47%であった。

注N：金利差益

収入及び費用は、実効金利法(利息、手数料及び費用)に従って計上される。

受取利息及び支払利息は製品ごとにグループ化されている。

製品の分類が資産であるか負債であるかにかかわらず、受取純額は「利息及び類似収益」の項目に分類され、支払純額は「利息費用及び類似費用」に分類される。

これらの製品ごとの純額は、かかる製品のマイナス金利も含む。

公正価値ヘッジ・デリバティブの利息収益及び費用は、ヘッジ商品の収益及び利息とともに記載される。

金利差益は、以下のとおりである。

	(単位：千ユーロ)	
	2023年	2022年
株主資本を通じた公正価値での金融資産(a)	76,644	21,536
ヘッジ・デリバティブ	43,145	(12,493)
小計	119,789	9,043
償却原価での貸付金及び前渡金(a)		
-信用機関及び中央銀行	481,001	103,385
-顧客	266,263	135,492
ヘッジ・デリバティブ	276,905	(106,559)
小計	1,024,169	132,318
償却原価での負債証券	51,564	45,061
小計	51,564	45,061
利息及び類似の収入	1,195,522	186,422
信用機関及び顧客	(23,065)	(803)
小計	(23,065)	(803)
償却原価での発行済負債証券	(498,987)	(265,554)
ヘッジ・デリバティブ	(486,210)	230,680
小計	(985,197)	(34,874)
その他利息費用及び類似の費用	(10,693)	(7,485)
小計	(10,693)	(7,485)
利息費用及び類似の費用	(1,018,955)	(43,162)
金利差益	176,567	143,260

(a) マイナス金利の影響：

(単位：千ユーロ)

-株主資本を通じた公正価値での金融資産	(909)	(5,376)
-償却原価での前渡金	6,777	(15,915)
	5,868	(21,291)

注O：セグメント情報

CEBは、社会的使命を有する多国間開発銀行である。CEBは、加盟国における金融プロジェクトに対して貸付を行っている。かかる事業の資金は、公募及び私募により調達される。

この範囲内で、当行は、単一の事業分野を有する。当行は、その拠出金を最も必要とする地域、特に対象国を構成する中欧及び東欧諸国に介入する。

プロジェクトファイナンス事業は、欧州においてのみ行われている。しかしながら、その他の金融事業、特に公募に関しては、CEBは欧州のほか、他の地域においても事業を行っている。したがって、これらの事業については、下記の表に含まれていない。

借入人の属する国別の貸付における利息の内訳は以下のとおりである。

(単位：千ユーロ)		
借入人の属する国別内訳	2023年	2022年
ポーランド	86,561	52,151
ハンガリー	34,999	16,178
トルコ	27,437	16,854
ルーマニア	14,635	7,427
リトアニア	11,417	4,849
キプロス	9,191	3,451
スロバキア共和国	7,591	3,840
エストニア	6,883	860
セルビア	6,624	2,719
チェコ共和国	5,973	3,030
クロアチア	5,612	4,429
スロベニア	4,345	991
アルバニア	2,531	1,979
北マケドニア	2,283	996
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1,487	1,268
ブルガリア	1,355	1,217
モルドバ共和国	960	571
モンテネグロ	776	475
ジョージア	747	183
マルタ	539	240
コソボ	469	143
ラトビア	299	387
対象国小計	232,714	124,238
スペイン	48,466	11,381
フランス	28,944	12,792
ベルギー	20,622	17,590
フィンランド	14,468	2,420
イタリア	12,412	7,401
ドイツ	10,099	5,875
オランダ	8,173	7,226
アイルランド	7,660	4,509
ポルトガル	6,744	3,547
スウェーデン	5,148	3,275
アイスランド	2,008	861
ギリシャ	74	70
アンドラ	60	57
サンマリノ	21	23
その他の国小計	164,899	77,027
その他の国を通じた対象国	631	122
合計	398,244	201,387

国別貸付残高は、注Gに記載されている。

注P：損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益

損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純利益又は純損失は、金利差益(注N)で表示される金利収入及び費用を除く金融商品に関する損益項目を含む。

	(単位：千ユーロ)	
	2023年	2022年
ヘッジ商品の公正価値の正味残額	167,382	(388,820)
ヘッジリスクに起因するヘッジ項目の再評価	(176,557)	397,677
損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの残額	(5,002)	(951)
為替持高の再評価	(27)	(184)
自身の信用リスクに係る価額調整(債務評価調整－DVA)	7	(42)
相手方のリスクに係る価額調整(信用評価調整－CVA)	297	(822)
合計	(13,900)	6,859

注Q：一般営業費用

	(単位：千ユーロ)	
	2023年	2022年
賃金及び給料	(30,389)	(28,974)
社会保障及び年金費用	(7,470)	(11,353)
その他の一般営業費用	(14,464)	(12,954)
合計	(52,323)	(53,281)

2023年12月31日現在、当行の職員は、4名の任命役員(総裁及び副総裁)及び216名の専門職員から構成されている。2022年12月31日現在では、4名の任命役員(総裁及び副総裁)及び211名の専門職員であった。

注R：リスク費用

CEBが使用する一般的な減損評価モデルは、以下の2つの段階に基づく。

- ・当初認識後の信用リスクの著しい増加の有無を評価すること。
- ・当初認識後に信用リスクの著しい増加がない場合は12ヶ月の予想損失に基づき減損引当金を測定し、当初認識後に信用リスクの著しい増加が生じた場合は全期間の予想損失(すなわち、満期時点の予想損失)に基づき減損引当金を測定すること。

これらの2つの段階は、将来予測アプローチに基づくものでなければならない。

信用リスクの著しい増加

信用リスクの著しい増加に係る評価は、取引相手方の種類及びその内部格付によって異なる指標及び閾値に基づき、各取引ごとのレベルで測定される。

信用リスクの著しい増加に係る評価に用いられる指標は、取引相手方の内部格付である。内部格付システムについては、注Bの1.(信用リスク)に記載されている。評価は関連する基準、すなわち当初の格付と比較して何段階格下げされたかに基づいて行われる。しかしながら、取引が2018年1月1日現在の当行のポートフォリオに既に表示されていた場合、信用リスクの著しい増加に係る評価の基準を評価日現在の内部格付に基づく絶対評価とする。

いずれの場合も、評価日現在の信用格付が3.5以下の場合、信用の質の低下は重大とみなされ、当該取引はステージ2に分類される。しかしながら、ソブリンはCEBの優先債権者の地位を前提として、一貫してステージ1に分類される。

90日超支払いが遅延した場合、かかる資産は債務不履行状態にあるとみなされ、ステージ3に分類される。

2023年度中に当行のポートフォリオに債務不履行は発生しなかった。

将来予測アプローチ

当行は、予想信用損失(ECL)の測定の際に、将来予測情報を考慮している。

当行は、可能性のある将来の経済情勢を幅広くカバーするため、3つのマクロ経済シナリオを使用することを選択している。これらのシナリオは現在、ムーディーズ・アナリティックス(Moody's Analytics)により策定され、毎月更新されている。

主要なマクロ経済変数は、ユーロ圏におけるGDPの進展及び欧州の株式市場の進展である。予測期間中のマクロ経済変数のモデル化は、2つの変数及び3つのラグを用いる自己回帰モデルを使用するモンテカルロ・シミュレーションに基づく。

IFRS第9号の下で使用されるシナリオは以下のとおりである。

- ・5年間の予測期間中に最も実現しそうな経済情勢を記述した基礎シナリオ。
- ・顕在化したリスクを基礎となるシナリオに加重した影響を反映し、結果として好ましくない経済情勢となった不利なシナリオ。かかるシナリオは、ユーロ圏のGDP成長率のモンテカルロ・シミュレーションにおける10%の分位点として定義される。
- ・顕在化したリスクを反映し、結果として良好な経済情勢となった好ましいシナリオ。かかるシナリオは、ユーロ圏のGDP成長率のモンテカルロ・シミュレーションにおける90%の分位点として定義される。

バランスの取れた引当金の推計を行うため、有利なシナリオの発生確率は、不利なシナリオの発生確率と等しい値としている。

シナリオに設定された加重は以下のとおりである。

- ・ベースのシナリオについて60%
- ・不利なシナリオについて20%
- ・有利なシナリオについて20%

期間中のリスク費用引当金

	(単位：千ユーロ)	
	2023年	2022年
減損引当金の純額－資本	6,945	(10,706)
減損引当金の純額－利息	(11)	(58)
合計	6,934	(10,764)

期間中のリスク費用の詳細

	(単位：千ユーロ)	
	2023年	2022年
中央銀行における残高	62	(195)
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産	10	(374)
償却原価での金融資産		
貸付金	5,789	(7,548)
前渡金	(252)	(77)
負債証券	(53)	(243)
その他資産	37	(444)
融資約定	1,341	(1,883)
合計	6,934	(10,764)
減損を伴わない残高に係るリスク費用	6,934	(10,764)
うち、ステージ1	6,922	(10,616)
うち、ステージ2	12	(148)
減損した残高に係るリスク費用(ステージ3)		

期間中における減損の変動

(単位：千ユーロ)

	12ヶ月の予想損失を伴う残高に係る減損 (ステージ1)	全期間の予想損失を伴う残高に係る減損 (ステージ2)	貸倒残高に係る減損 (ステージ3)	合計
2023年1月1日現在	(25,480)	(148)		(25,628)
減損引当金の純額				
期間中に取得した金融資産	(4,818)			(4,818)
期間中に認識中止された金融資産	1,557			1,557
ステージ2への移転				
ステージ3への移転				
ステージ1への移転				
ステージの移転を伴わないその他の引当金/戻入額	10,183	12		10,195
2023年12月31日現在	(18,558)	(136)		(18,694)

注S：付与された又は受領した融資約定

(単位：千ユーロ)

	2023年12月31日	2022年12月31日
付与された融資約定		
信用機関向け	2,428,014	2,306,448
顧客向け	4,084,792	4,225,942
付与された融資約定の合計	6,512,805	6,532,390
付与された融資約定の減損	2,241	3,643
うち、ステージ1	2,241	3,643
うち、ステージ2		
うち、ステージ3		

2023年12月31日現在、受領した融資約定は計上されていない。

以下は、2023年12月31日に終了した年度の財務書類についての独立した監査法人であるアーンスト・アンド・ヤング・オーディットの監査報告書の日本語訳である。

欧州評議会開発銀行

2023年12月31日に終了した年度

独立監査人による年次財務書類についての監査報告書

総裁 殿

意見

我々は、欧州評議会開発銀行(以下「本銀行」という。)の年次財務書類を監査した。これらの年次財務書類には、2023年12月31日を年度末とする貸借対照表、同日に終了した年度に係る損益計算書、包括利益計算書、株主資本勘定変動報告書、キャッシュ・フロー計算書及び重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記が含まれている。

これらの財務書類は総裁の責任に基づきまとめられた。

我々の意見では、添付の年次財務書類は、全ての重要な点において、欧州連合により採用される国際財務報告基準に従って、2023年12月31日現在の本銀行の財務状況、並びに同日に終了した年度に係る本銀行の財務成績及びキャッシュ・フローを、適正に表示している。

意見の基礎

我々は、国際監査基準(ISAs)に準拠して監査を行った。かかる基準に基づく我々の責任の詳細については、下記「年次財務書類の監査に関する監査法人の責任」の項に記載されている。我々は、フランスにおいて我々の行う年次財務書類の監査に適用される倫理的な要求とともに、会計士のための国際倫理基準委員会の「職業会計士のための国際論理規定(国際独立性基準を含む。)」(IESBAコード)に従い、本銀行から独立しており、また、かかる要求及びIESBAコードに従い、その他の我々の倫理的責任を果たしてきた。我々は、我々が取得した監査証拠が、本意見の基礎を提供することについて十分かつ適正であると確信している。

重要監査事項

重要監査事項とは、我々の専門的判断において、我々が当期の年次財務書類を監査するにあたり重要度が最も高い事項である。それらの事項については、我々の行った年次財務書類の監査全体の文脈の中で、我々の意見を形成しつつ対処しており、それらの事項に関する個別の意見は述べていない。

損益を通じて公正価値で測定する金融商品及びヘッジ・デリバティブ金融商品の評価

特定されたリスク

2023年12月31日現在、損益を通じて公正価値で測定する金融商品は、227,801千ユーロの資産及び349,156千ユーロの負債となった。ヘッジ・デリバティブ金融商品は、1,832,305千ユーロの資産及び1,762,881千ユーロの負債となった。

年次財務書類に対する注Aに定義されているとおり、当該区分に基づく金融資産及び金融負債は、その時価で評価及び計上される。かかる商品の時価は、活発な市場における見積価格の使用、又は以下の評価技術を適用することによって決定される。

- ・財務上の仮定に基づく数学的計算方法
- ・活発な市場において取引される商品価格の利用、又は活発な市場がない場合には統計的推定若しくはその他の定量法に基づいて決定された価値のパラメーター

かかる金融商品の重要性及び関連する見積りの内在不確実性により、我々は、損益を通じて公正価値で測定する金融商品及びヘッジ・デリバティブ金融商品の評価を重要監査事項とみなしている。

我々の対応

我々は、金利スワップ及び通貨金利スワップに係る公正価値の決定に関する本銀行のプロセスを理解し、また、公正価値評価の定式化のために本銀行が実行に移した技法について理解した。

我々は、スワップ評価額を取引相手方が作成した外部情報と比較し、金利スワップ(IRS)及び通貨金利スワップ(CIRS)のサンプルに対する評価を再度計算した。

本銀行の2023年12月31日現在の年次報告書に含まれるその他の情報

その他の情報は、財務書類及び我々の監査報告書を除く年次報告書に含まれる情報で構成されている。経営陣はその他の情報について責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象とせず、それらに関するいかなる種類の保証結論も表明していない。

財務書類の我々の監査に関して、我々の責任は、その他の情報を読み、その他の情報が財務書類や監査で得た我々の知識と重要な矛盾を生じていないか、又は重要な虚偽記載を生じると思われるものがないか検討することである。我々が行った作業に基づいてかかるその他の情報に重要な虚偽記載があると判断した場合は、我々はその事実を報告することが要求される。この点に関し、我々が報告するものはない。

経営陣及びガバナンスを担当する者の年次財務書類に関する責任

経営陣は、欧州連合により採用される国際財務報告基準に従って、年次財務書類を作成し、公正に公表すること、及び故意によるものか又は過失によるものかを問わず、重要な虚偽記載のない年次財務書類を作成するために経営陣が必要と判断する内部統制について責任を負う。

経営陣は、年次財務書類の作成にあたって、本銀行の継続企業として存在し続ける能力を評価し、継続企業に関連する事項を(適用があれば)開示し、また経営陣が本事業体を清算するか若しくは業務を停止する意図がある場合又はそうする以外に現実的な代替手段がない場合を除き、会計上の継続企業の前提を使用する責任を負う。

ガバナンスを担当する者は、本銀行の財務報告過程を監督する責任を負う。

年次財務書類の監査に関する監査法人の責任

我々の目的は、故意によるものか又は過失によるものかを問わず、年次財務書類全体に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得ること並びに我々の意見を含む監査報告書を公表することである。合理的な保証は、高いレベルの保証であるが、ISAに従って行われる監査によって、重要な虚偽記載が存在する場合にそれを常に発見できるという保証ではない。虚偽記載は、故意又は過失によって生じる場合があり、そのみによるか又は全体の中でのによるものかを問わず、これらの年次財務書類に基づいて利用者が行う経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想される場合に重要とみなされる。

ISAに従って行われる監査の一環として、我々は専門的判断を行い、監査を通して職業上の懐疑心を持ち続ける。また我々は、以下のことを行う。

- ・故意によるものか又は過失によるものかを問わず、年次財務書類の重要な虚偽記載のリスクの特定及び評価を行い、当該リスクに対応する監査手続の企画及び実施を行い、かつ我々の意見の根拠を提供する十分かつ適切な監査証拠を取得すること。故意による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失による重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは、故意によるものは、共謀、偽造、故意の脱漏、不実表示又は内部統制の無効を含むことがあるからである。
- ・特定状況において適切な監査手続を企画するための、監査に関連する内部統制への理解を得ること。但し、これは本銀行の内部統制の実効性に関する意見を表明することを意図するものではない。
- ・経営陣により使用される会計方針の適切性並びに経営陣によってなされる会計予測及びそれに関連する開示の合理性を評価すること。
- ・経営陣による会計上の継続企業の前提の使用の適切性、及び取得した監査証拠に基づき、本銀行の継続企業として存在し続ける能力に重大な疑いを掛ける可能性のある事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在するかどうかについて、結論を出すこと。我々が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合には、我々は、年次財務書類の関連する開示に対し、監査報告書において注意喚起する義務があり、又は当該開示が不適切である場合には、我々の意見を修正する義務がある。我々の結論は、監査報告書の日付現在までに取得した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来における事象又は状況によっては、本銀行が継続企業として存在しなくなる可能性もある。
- ・年次財務書類の表示全般、構成及び内容(開示情報を含む。)並びに年次財務書類が公正な表示となる様式で基となる取引及び事象を表しているかどうかを評価すること。

我々は、とりわけ監査の予定範囲及び時期並びに重要な監査上の検出事項(監査中に我々が特定した内部統制の重大な不備を含む。)について、ガバナンスを担当する者に通知する。

また我々は、ガバナンスを担当する者に、我々が独立性に関して該当する倫理的要件に準拠した旨の報告書を提出し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に考えられる全ての関係性及びその他の事項並びに(適用があれば)脅威を排除するために取られた対応又は適用されたセーフガードについて通知する。

2024年3月5日、パリ市ラ・デファンスにて

独立監査人

アーンスト・アンド・ヤング・オーディット

(署 名)

Luc Valverde

(6) 【その他】

2024年1月1日以後提出日までに、重要な変更は生じていない。

(7) 【発行者の属する国等の概況】

該当事項なし